

0001 消防法令総則・防火対象物 > 消防法令・用語 | 難易度：基礎

「消防用設備等の製造業者を育成し、消防機器の輸出を促進すること」という記述について、消防法令・用語の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「消防法の目的を正確に説明できる。」を確認する。

ア．消防法第1条の目的に産業育成や輸出促進は規定されていない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．消防法第1条は、火災への対応だけでなく、災害被害の軽減や傷病者の適切な搬送も目的に含めている。この考え方を適用すると、設問の記述は「火災の予防・警戒・鎮圧、生命・身体・財産の保護、災害被害の軽減、傷病者の適切な搬送等を通じて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．耐震性能の全国一律確保は消防法第1条が掲げる直接の目的ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「建築物の耐震性能を全国一律に確保すること」と同じ論点として扱うことになる。

エ．消防法は消防職員の人事制度のみを目的とする法律ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防職員の勤務条件と人事制度のみを統一すること」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「消防用設備等の製造業者を育成し、消防機器の輸出を促進すること」に対応する根拠である。消防法第1条の目的に産業育成や輸出促進は規定されていない。

イ：この説明は別の記述「火災の予防・警戒・鎮圧、生命・身体・財産の保護、災害被害の軽減、傷病者の適切な搬送等を通じて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資すること」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第1条は、火災への対応だけでなく、災害被害の軽減や傷病者の適切な搬送も目的に含めている。

ウ：この説明は別の記述「建築物の耐震性能を全国一律に確保すること」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。耐震性能の全国一律確保は消防法第1条が掲げる直接の目的ではない。

エ：この説明は別の記述「消防職員の勤務条件と人事制度のみを統一すること」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法は消防職員の人事制度のみを目的とする法律ではない。

総合解説：消防法第1条の目的に産業育成や輸出促進は規定されていない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：消防法の目的を正確に説明できる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0002 消防法令総則・防火対象物 > 消防法令・用語 | 難易度：基礎

担当者が資料中の「危険物施設だけをいう」を確認した。防火対象物の法定定義を理解する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「防火対象物の法定定義を理解する。」を確認する。

ア．防火対象物は建築物に限られず、山林や舟車等も含まれる。この考え方を適用すると、設問の記述は「建築確認を受けた建築物だけをいう」と同じ論点として扱うことになる。

イ．危険物施設だけに限定される概念ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．消防法第2条第2項の防火対象物は、建築物だけでなく山林や舟車等も含む広い概念である。この考え方を適用すると、設問の記述は「山林、舟車、係留された船舶、建築物その他の工作物およびこれらに属する物をいう」と同じ論点として扱うことになる。

エ．消防署による個別指定の有無で防火対象物の定義が決まるわけではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防署が指定した公共施設だけをいう」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「建築確認を受けた建築物だけをいう」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。防火対象物は建築物に限られず、山林や舟車等も含まれる。

イ：設問対象「危険物施設だけをいう」に対応する根拠である。危険物施設だけに限定される概念ではない。

ウ：この説明は別の記述「山林、舟車、係留された船舶、建築物その他の工作物およびこれらに属する物をいう」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第2条第2項の防火対象物は、建築物だけでなく山林や舟車等も含む広い概念である。

エ：この説明は別の記述「消防署が指定した公共施設だけをいう」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防署による個別指定の有無で防火対象物の定義が決まるわけではない。

総合解説：危険物施設だけに限定される概念ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：防火対象物の法定定義を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0003 消防法令総則・防火対象物 > 消防法令・用語 | 難易度：基礎

消防法令・用語の確認で「防火対象物のうち特定用途に供されるものだけをいう」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「消防対象物の法定定義を理解する。」を確認する。

ア．消防用設備等の設置有無は消防対象物の定義要件ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防用設備等が設置されている建築物だけをいう」と同じ論点として扱うことになる。

イ．消防法第2条第3項は、消防対象物を山林、舟車、係留船舶、建築物その他の工作物または物件と定義する。この考え方を適用すると、設問の記述は「山林、舟車、係留された船舶、建築物その他の工作物または物件をいう」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．消防対象物は特定用途の防火対象物に限定されない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．所有主体が消防本部であることは定義要件ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防本部が所有する車両と建物だけをいう」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「消防用設備等が設置されている建築物だけをいう」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防用設備等の設置有無は消防対象物の定義要件ではない。

イ：この説明は別の記述「山林、舟車、係留された船舶、建築物その他の工作物または物件をいう」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第2条第3項は、消防対象物を山林、舟車、係留船舶、建築物その他の工作物または物件と定義する。

ウ：設問対象「防火対象物のうち特定用途に供されるものだけをいう」に対応する根拠である。消防対象物は特定用途の防火対象物に限定されない。

エ：この説明は別の記述「消防本部が所有する車両と建物だけをいう」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。所有主体が消防本部であることは定義要件ではない。

総合解説：消防対象物は特定用途の防火対象物に限定されない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：消防対象物の法定定義を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0004 消防法令総則・防火対象物 > 消防法令・用語 | 難易度：基礎

次の対象記述「防火対象物または消防対象物の所有者、管理者または占有者」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「関係者に含まれる主体を判定できる。」を確認する。

ア．これらは消防法上の「関係者」の定義ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防長、消防署長または消防設備士」と同じ論点として扱うことになる。

イ．建築主等が当然に法定の「関係者」となるという定義ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「建築主、設計者または施工者」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．単なる利用者・来訪者・通行人は、それだけでは所有者・管理者・占有者に当たらない。この考え方を適用すると、設問の記述は「利用者、来訪者または通行人」と同じ論点として扱うことになる。

エ．法は所有者だけでなく、管理者と占有者も「関係者」に含めている。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「消防長、消防署長または消防設備士」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。これらは消防法上の「関係者」の定義ではない。

イ：この説明は別の記述「建築主、設計者または施工者」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。建築主等が当然に法定の「関係者」となるという定義ではない。

ウ：この説明は別の記述「利用者、来訪者または通行人」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。単なる利用者・来訪者・通行人は、それだけでは所有者・管理者・占有者に当たらない。

エ：設問対象「防火対象物または消防対象物の所有者、管理者または占有者」に対応する根拠である。法は所有者だけでなく、管理者と占有者も「関係者」に含めている。

総合解説：法は所有者だけでなく、管理者と占有者も「関係者」に含めている。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：関係者に含まれる主体を判定できる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0005 消防法令総則・防火対象物 > 消防法令・用語 | 難易度：標準

「消防署から直線距離500m以内の場所」を1-1 消防法令総則・防火対象物の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「「関係のある場所」の定義を説明できる。」を確認する。

ア．距離で定義される用語ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．消防法第2条第5項は「関係のある場所」を、防火対象物または消防対象物のある場所と定義する。この考え方を適用すると、設問の記述は「防火対象物または消防対象物のある場所」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．設置義務の有無や建物の敷地だけに限定されない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防用設備等の設置義務がある建物の敷地だけ」と同じ論点として扱うことになる。

エ．火災発生の有無を要件とする定義ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「火災が現に発生している場所だけ」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「消防署から直線距離500m以内の場所」に対応する根拠である。距離で定義される用語ではない。

イ：この説明は別の記述「防火対象物または消防対象物のある場所」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第2条第5項は「関係のある場所」を、防火対象物または消防対象物のある場所と定義する。

ウ：この説明は別の記述「消防用設備等の設置義務がある建物の敷地だけ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。設置義務の有無や建物の敷地だけに限定されない。

エ：この説明は別の記述「火災が現に発生している場所だけ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。火災発生の有無を要件とする定義ではない。

総合解説：距離で定義される用語ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選り分けることが重要である。学習ポイント：「関係のある場所」の定義を説明できる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0006 消防法令総則・防火対象物 > 消防法令・用語 | 難易度：標準

「鉄道車両だけをいう」という記述について、消防法令・用語の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「舟車の法定概念を理解する。」を確認する。

ア．舟車は車両だけでなく、一定の舟・船舶も含む。この考え方を適用すると、設問の記述は「自動車だけをいう」と同じ論点として扱うことになる。

イ．鉄道車両だけに限定する定義ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．消防法第2条第6項は、舟車に一定の船舶類と車両を含めている。この考え方を適用すると、設問の記述は「一定の船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟および車両をいう」と同じ論点として扱うことになる。

エ．消防機関が使用する車両に限定されない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防車両だけをいう」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「自動車だけをいう」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。舟車は車両だけでなく、一定の舟・船舶も含む。

イ：設問対象「鉄道車両だけをいう」に対応する根拠である。鉄道車両だけに限定する定義ではない。

ウ：この説明は別の記述「一定の船舶、端舟、はしけ、被曳船その他の舟および車両をいう」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第2条第6項は、舟車に一定の船舶類と車両を含めている。

エ：この説明は別の記述「消防車両だけをいう」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防機関が使用する車両に限定されない。

総合解説：鉄道車両だけに限定する定義ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選り分けることが重要である。学習ポイント：舟車の法定概念を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0007 消防法令総則・防火対象物 > 消防法令・用語 | 難易度：標準

担当者が資料中の「毒性を有する化学物質すべて」を確認した。消防法上の危険物の定義を理解する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「消防法上の危険物の定義を理解する。」を確認する。

ア．消防署長の個別判断だけで法定の危険物になるわけではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防署長が危険と判断した物品すべて」と同じ論点として扱うことになる。

イ．消防法第2条第7項は、危険物を別表第1の品名と性状により定義している。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防法別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表の区分に応じた性状を有するもの」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．毒性だけを基準とする定義ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
エ．危険物は液体だけではなく、別表第1の複数の類・性状を含む。この考え方を適用すると、設問の記述は「引火点が100 未満の液体だけ」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「消防署長が危険と判断した物品すべて」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防署長の個別判断だけで法定の危険物になるわけではない。

イ：この説明は別の記述「消防法別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表の区分に応じた性状を有するもの」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第2条第7項は、危険物を別表第1の品名と性状により定義している。

ウ：設問対象「毒性を有する化学物質すべて」に対応する根拠である。毒性だけを基準とする定義ではない。

エ：この説明は別の記述「引火点が100 未満の液体だけ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。危険物は液体だけではなく、別表第1の複数の類・性状を含む。

総合解説：毒性だけを基準とする定義ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：消防法上の危険物の定義を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0008 消防法令総則・防火対象物 > 消防法令・用語 | 難易度：標準

消防法令・用語の確認で「消防用設備等または特殊消防用設備等」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「工事整備対象設備等の範囲を理解する。」を確認する。

ア．消防用水だけに限定されない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防用水だけ」と同じ論点として扱うことになる。

イ．検定対象機械器具等は別制度の概念であり、工事整備対象設備等と同一ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「検定対象機械器具等だけ」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．消防法上の消防用設備等・特殊消防用設備等を指す用語である。この考え方を適用すると、設問の記述は「建築基準法上の防火設備だけ」と同じ論点として扱うことになる。

エ．消防法第17条の8は、この章で消防用設備等または特殊消防用設備等を「工事整備対象設備等」として扱う。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「消防用水だけ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防用水だけに限定されない。

イ：この説明は別の記述「検定対象機械器具等だけ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。検定対象機械器具等は別制度の概念であり、工事整備対象設備等と同一ではない。

ウ：この説明は別の記述「建築基準法上の防火設備だけ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法上の消防用設備等・特殊消防用設備等を指す用語である。

エ：設問対象「消防用設備等または特殊消防用設備等」に対応する根拠である。消防法第17条の8は、この章で消防用設備等または特殊消防用設備等を「工事整備対象設備等」として扱う。

総合解説：消防法第17条の8は、この章で消防用設備等または特殊消防用設備等を「工事整備対象設備等」として扱う。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：工事整備対象設備等の範囲を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0009 消防法令総則・防火対象物 > 消防法令・用語 | 難易度：標準

次の対象記述「消防設備士が性能を保証すれば、総務大臣の認定は不要である」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「特殊消防用設備等の認定要件を説明できる。」を確認する。

- ア．消防設備士の保証だけでは代替できず、総務大臣の認定が必要である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
- イ．消防法第17条第3項は、同等以上の性能、設備等設置維持計画、総務大臣の認定を主要な要件としている。この考え方を適用すると、設問の記述は「通常の消防用設備等と同等以上の性能を有し、設備等設置維持計画に従って設置・維持するものとして総務大臣の認定を受けること」と同じ論点として扱うことになる。
- ウ．法は同等以上の性能等を要求しており、条例記載だけでは足りない。この考え方を適用すると、設問の記述は「市町村の条例に名称を記載すれば、性能確認なしに使用できる」と同じ論点として扱うことになる。
- エ．設備等設置維持計画に従うことが要件であり、自主表示で代替できない。この考え方を適用すると、設問の記述は「製造者が自主表示を付ければ、設備等設置維持計画は不要である」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「消防設備士が性能を保証すれば、総務大臣の認定は不要である」に対応する根拠である。消防設備士の保証だけでは代替できず、総務大臣の認定が必要である。

イ：この説明は別の記述「通常の消防用設備等と同等以上の性能を有し、設備等設置維持計画に従って設置・維持するものとして総務大臣の認定を受けること」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第17条第3項は、同等以上の性能、設備等設置維持計画、総務大臣の認定を主要な要件としている。

ウ：この説明は別の記述「市町村の条例に名称を記載すれば、性能確認なしに使用できる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法は同等以上の性能等を要求しており、条例記載だけでは足りない。

エ：この説明は別の記述「製造者が自主表示を付ければ、設備等設置維持計画は不要である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。設備等設置維持計画に従うことが要件であり、自主表示で代替できない。

総合解説：消防設備士の保証だけでは代替できず、総務大臣の認定が必要である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：特殊消防用設備等の認定要件を説明できる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0010 消防法令総則・防火対象物 > 消防法令・用語 | 難易度：標準

「消火活動上必要な施設・防災物品・建築材料」を1-1 消防法令総則・防火対象物の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「消防用設備等の法的な構成要素を理解する。」を確認する。

- ア．建築確認済証や避難計画は第17条の「消防用設備等」の構成要素ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防の用に供する設備・建築確認済証・避難計画」と同じ論点として扱うことになる。
- イ．防災物品や一般の建築材料をまとめて消防用設備等とする規定ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
- ウ．第17条第1項は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設をまとめて消防用設備等とする。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防の用に供する設備・消防用水・消火活動上必要な施設」と同じ論点として扱うことになる。
- エ．資格者は設備等そのものではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防用水・防火管理者・危険物取扱者」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「消防の用に供する設備・建築確認済証・避難計画」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。建築確認済証や避難計画は第17条の「消防用設備等」の構成要素ではない。

イ：設問対象「消火活動上必要な施設・防災物品・建築材料」に対応する根拠である。防災物品や一般の建築材料をまとめて消防用設備等とする規定ではない。

ウ：この説明は別の記述「消防の用に供する設備・消防用水・消火活動上必要な施設」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。第17条第1項は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設をまとめて消防用設備等とする。

エ：この説明は別の記述「消防用水・防火管理者・危険物取扱者」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。資格者は設備等そのものではない。

総合解説：防災物品や一般の建築材料をまとめて消防用設備等とする規定ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：消防用設備等の法的な構成要素を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0011 消防法令総則・防火対象物 > 消防法令・用語 | 難易度：応用

「受験者の便宜を図るためであれば設けられる」という記述について、消防法令・用語の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「条例による技術基準の特例の要件を理解する。」を確認する。

ア．法定の理由は地方の気候または風土の特殊性であり、単なる要望だけではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防設備士会から要望があれば、理由を問わず自由に設けられる」と同じ論点として扱うことになる。

イ．第17条第2項は、地方の気候・風土の特殊性を理由として、必要な場合に条例で異なる基準を設ける余地を認めている。この考え方を適用すると、設問の記述は「その地方の気候または風土の特殊性により、政令等の基準だけでは防火の目的を十分に達し難いと認める場合」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．試験受験者の便宜は同項の要件ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．国の基準がある場合でも、法定要件を満たせば異なる基準を条例で設け得る。この考え方を適用すると、設問の記述は「国の基準が存在しない場合に限って設けられる」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「消防設備士会から要望があれば、理由を問わず自由に設けられる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法定の理由は地方の気候または風土の特殊性であり、単なる要望だけではない。

イ：この説明は別の記述「その地方の気候または風土の特殊性により、政令等の基準だけでは防火の目的を十分に達し難いと認める場合」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。第17条第2項は、地方の気候・風土の特殊性を理由として、必要な場合に条例で異なる基準を設ける余地を認めている。

ウ：設問対象「受験者の便宜を図るためであれば設けられる」に対応する根拠である。試験受験者の便宜は同項の要件ではない。

エ：この説明は別の記述「国の基準が存在しない場合に限って設けられる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。国の基準がある場合でも、法定要件を満たせば異なる基準を条例で設け得る。

総合解説：試験受験者の便宜は同項の要件ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選り分けることが重要である。学習ポイント：条例による技術基準の特例の要件を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0012 消防法令総則・防火対象物 > 消防法令・用語 | 難易度：応用

担当者が資料中の「消防設備士の就業機会を確保することを目的としている」を確認した。消防法の目的に含まれる事項と含まれない事項を区別する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「消防法の目的に含まれる事項と含まれない事項を区別する。」を確認する。

ア．消防法第1条に明記された目的の一部である。この考え方を適用すると、設問の記述は「火災を予防し、警戒し、鎮圧すること」と同じ論点として扱うことになる。

イ．消防法第1条に明記された目的の一部である。この考え方を適用すると、設問の記述は「火災または地震等の災害による被害を軽減すること」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．消防法第1条に明記された目的の一部である。この考え方を適用すると、設問の記述は「災害等による傷病者の搬送を適切に行うこと」と同じ論点として扱うことになる。

エ．消防法第1条に消防設備士の就業機会確保という目的は規定されていない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「火災を予防し、警戒し、鎮圧すること」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第1条に明記された目的の一部である。

イ：この説明は別の記述「火災または地震等の災害による被害を軽減すること」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第1条に明記された目的の一部である。

ウ：この説明は別の記述「災害等による傷病者の搬送を適切に行うこと」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第1条に明記された目的の一部である。

エ：設問対象「消防設備士の就業機会を確保することを目的としている」に対応する根拠である。消防法第1条に消防設備士の就業機会確保という目的は規定されていない。

総合解説：消防法第1条に消防設備士の就業機会確保という目的は規定されていない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選り分けることが重要である。学習ポイント：消防法の目的に含まれる事項と含まれない事項を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0013 消防法令総則・防火対象物 > 防火対象物・関係者 | 難易度：基礎

防火対象物・関係者の確認で「所有権がないため、関係者にはならない」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「占有者と関係者の関係を事例で判断する。」を確認する。

ア．関係者は所有者だけではなく、管理者・占有者も含む。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．消防法上の関係者には所有者・管理者・占有者が含まれ、賃借して実際に占有する事業者は占有者に当たり得る。この考え方を適用すると、設問の記述は「占有者に当たるため、関係者となり得る」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．免状の有無は関係者の定義要件ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防設備士免状を持たない限り、関係者にはならない」と同じ論点として扱うことになる。

エ．営業期間は関係者の定義要件ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「営業許可を受けた日から1年経過しなければ関係者にはならない」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「所有権がないため、関係者にはならない」に対応する根拠である。関係者は所有者だけではなく、管理者・占有者も含む。

イ：この説明は別の記述「占有者に当たるため、関係者となり得る」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法上の関係者には所有者・管理者・占有者が含まれ、賃借して実際に占有する事業者は占有者に当たり得る。

ウ：この説明は別の記述「消防設備士免状を持たない限り、関係者にはならない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。免状の有無は関係者の定義要件ではない。

エ：この説明は別の記述「営業許可を受けた日から1年経過しなければ関係者にはならない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。営業期間は関係者の定義要件ではない。

総合解説：関係者は所有者だけではなく、管理者・占有者も含む。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：占有者と関係者の関係を事例で判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0014 消防法令総則・防火対象物 > 防火対象物・関係者 | 難易度：基礎

次の対象記述「建物が鉄骨造の場合だけ関係者となる」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「所有者が関係者に該当することを理解する。」を確認する。

ア．所有者であること自体が関係者の要件の一つである。この考え方を適用すると、設問の記述は「自ら使用していないため、関係者から外れる」と同じ論点として扱うことになる。

イ．構造種別は関係者の定義要件ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．関係者の定義には所有者が明示されており、自ら占有していることは必要条件ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「所有者であるため、使用していないとしても関係者に含まれる」と同じ論点として扱うことになる。

エ．管理者が加わっても所有者が定義上除外されるわけではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「管理会社を置いた時点で、所有者は必ず関係者でなくなる」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「自ら使用していないため、関係者から外れる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。所有者であること自体が関係者の要件の一つである。

イ：設問対象「建物が鉄骨造の場合だけ関係者となる」に対応する根拠である。構造種別は関係者の定義要件ではない。

ウ：この説明は別の記述「所有者であるため、使用していなくても関係者に含まれる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。関係者の定義には所有者が明示されており、自ら占有していることは必要条件ではない。

エ：この説明は別の記述「管理会社を置いた時点で、所有者は必ず関係者でなくなる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。管理者が加わっても所有者が定義上除外されるわけではない。

総合解説：構造種別は関係者の定義要件ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：所有者が関係者に該当することを理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0015 消防法令総則・防火対象物 > 防火対象物・関係者 | 難易度：基礎

「消防設備士免状を持つ場合だけ関係者となる」を1-1 消防法令総則・防火対象物の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「管理者の関係者該当性を判断できる。」を確認する。

ア．所有権がなくても管理者や占有者であれば関係者になり得る。この考え方を適用すると、設問の記述は「所有権がないため、絶対に関係者にはならない」と同じ論点として扱うことになる。

イ．関係者には管理者も含まれる。具体的な権限関係を踏まえて管理者該当性を判断する。この考え方を適用すると、設問の記述は「「管理者」に当たり得るため、関係者となり得る」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．免状の有無と関係者の定義は別である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．個別指定が関係者の定義要件ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防署長から文書指定を受けた場合だけ関係者となる」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「所有権がないため、絶対に関係者にはならない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。所有権がなくても管理者や占有者であれば関係者になり得る。

イ：この説明は別の記述「「管理者」に当たり得るため、関係者となり得る」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。関係者には管理者も含まれる。具体的な権限関係を踏まえて管理者該当性を判断する。

ウ：設問対象「消防設備士免状を持つ場合だけ関係者となる」に対応する根拠である。免状の有無と関係者の定義は別である。

エ：この説明は別の記述「消防署長から文書指定を受けた場合だけ関係者となる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。個別指定が関係者の定義要件ではない。

総合解説：免状の有無と関係者の定義は別である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：管理者の関係者該当性を判断できる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0016 消防法令総則・防火対象物 > 防火対象物・関係者 | 難易度：標準

「単なる来訪者であるだけでは、関係者には当たらない」という記述について、防火対象物・関係者の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「一般利用者と法定関係者を区別する。」を確認する。

ア．通常の来訪者は、法がいう占有者と当然に同一ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「施設内に入った時点で占有者となるため、必ず関係者となる」と同じ論点として扱うことになる。

イ．入場料の有無は関係者の定義要件ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「入場料を払った場合に限り関係者となる」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．年齢は関係者の定義要件ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「18歳以上であれば関係者となる」と同じ論点として扱うことになる。

エ．関係者は所有者・管理者・占有者であり、単なる来訪だけではこれらの地位を取得しない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「施設内に入った時点で占有者となるため、必ず関係者となる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。通常の来訪者は、法がいう占有者と当然に同一ではない。

イ：この説明は別の記述「入場料を払った場合に限り関係者となる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。入場料の有無は関係者の定義要件ではない。

ウ：この説明は別の記述「18歳以上であれば関係者となる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。年齢は関係者の定義要件ではない。

エ：設問対象「単なる来訪者であるだけでは、関係者には当たらない」に対応する根拠である。関係者は所有者・管理者・占有者であり、単なる来訪だけではこれらの地位を取得しない。

総合解説：関係者は所有者・管理者・占有者であり、単なる来訪だけではこれらの地位を取得しない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：一般利用者と法定関係者を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0017 消防法令総則・防火対象物 > 防火対象物・関係者 | 難易度：標準

担当者が資料中の「所有者だけが関係者となり、管理者と占有者は除外される」を確認した。複数の関係者が併存し得ることを理解する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「複数の関係者が併存し得ることを理解する。」を確認する。

ア．管理者と占有者も定義上明示されている。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．消防法第2条第4項は三者を並列して定義しており、一つの対象物に複数の関係者が存在し得る。この考え方を適用すると、設問の記述は「所有者、管理者、占有者はいずれも関係者に含まれ得る」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．所有者も定義上の関係者である。この考え方を適用すると、設問の記述は「占有者だけが関係者となり、所有者は除外される」と同じ論点として扱うことになる。

エ．関係者該当性は法定の地位によるもので、消防署の選定を待たない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防署が三者のうち一人を選定するまで誰も関係者にならない」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「所有者だけが関係者となり、管理者と占有者は除外される」に対応する根拠である。管理者と占有者も定義上明示されている。

イ：この説明は別の記述「所有者、管理者、占有者はいずれも関係者に含まれ得る」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第2条第4項は三者を並列して定義しており、一つの対象物に複数の関係者が存在し得る。

ウ：この説明は別の記述「占有者だけが関係者となり、所有者は除外される」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。所有者も定義上の関係者である。

エ：この説明は別の記述「消防署が三者のうち一人を選定するまで誰も関係者にならない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。関係者該当性は法定の地位によるもので、消防署の選定を待たない。

総合解説：管理者と占有者も定義上明示されている。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。 学習ポイント：複数の関係者が併存し得ることを理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0018 消防法令総則・防火対象物 > 防火対象物・関係者 | 難易度：標準

防火対象物・関係者の確認で「消火器が設置された場所だけが防火対象物である」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「建築物以外の防火対象物を認識する。」を確認する。

ア．防火対象物は建築物だけではなく、山林も明示されている。この考え方を適用すると、設問の記述は「建築確認済みの建物だけが防火対象物なので、山林は含まれない」と同じ論点として扱うことになる。

イ．消火器の設置有無は定義要件ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．消防法第2条第2項は山林を防火対象物に含めている。この考え方を適用すると、設問の記述は「山林」と同じ論点として扱うことになる。

エ．所有主体で限定される概念ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防署の敷地だけが防火対象物である」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「建築確認済みの建物だけが防火対象物なので、山林は含まれない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。防火対象物は建築物だけではなく、山林も明示されている。

イ：設問対象「消火器が設置された場所だけが防火対象物である」に対応する根拠である。消火器の設置有無は定義要件ではない。

ウ：この説明は別の記述「山林」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第2条第2項は山林を防火対象物に含めている。

エ：この説明は別の記述「消防署の敷地だけが防火対象物である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。所有主体で限定される概念ではない。

総合解説：消火器の設置有無は定義要件ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。 学習ポイント：建築物以外の防火対象物を認識する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0019 消防法令総則・防火対象物 > 防火対象物・関係者 | 難易度：標準

次の対象記述「車両は消防対象物にはなり得るが、防火対象物には絶対にならない」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「舟車と防火対象物の関係を理解する。」を確認する。

ア．法は移動可能性にかかわらず舟車を定義に含めている。この考え方を適用すると、設問の記述は「舟車は移動するため、防火対象物には一切含まれない」と同じ論点として扱うことになる。

イ．消防法第2条第2項は防火対象物として山林又は舟車等を掲げる。この考え方を適用すると、設問の記述は「「舟車」も防火対象物の定義に含まれる」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．舟車には車両が含まれ、防火対象物の定義にも舟車が明記される。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．危険物積載は防火対象物の定義要件ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「舟車は危険物を積載している場合に限って防火対象物となる」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「舟車は移動するため、防火対象物には一切含まれない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法は移動可能性にかかわらず舟車を定義に含めている。

イ：この説明は別の記述「「舟車」も防火対象物の定義に含まれる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第2条第2項は防火対象物として山林又は舟車等を掲げる。

ウ：設問対象「車両は消防対象物にはなり得るが、防火対象物には絶対にならない」に対応する根拠である。舟車には車両が含まれ、防火対象物の定義にも舟車が明記される。

エ：この説明は別の記述「舟車は危険物を積載している場合に限って防火対象物となる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。危険物積載は防火対象物の定義要件ではない。

総合解説：舟車には車両が含まれ、防火対象物の定義にも舟車が明記される。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：舟車と防火対象物の関係を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0020 消防法令総則・防火対象物 > 防火対象物・関係者 | 難易度：標準

「建築物その他の工作物に属する物も、防火対象物の定義に含まれる」を1-1 消防法令総則・防火対象物の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「防火対象物の定義が付属物を含むことを理解する。」を確認する。

ア．条文は「これらに属する物」を明示的に含めている。この考え方を適用すると、設問の記述は「建築物本体だけが対象で、これに属する物は必ず除外される」と同じ論点として扱うことになる。

イ．所有者の属性による限定はない。この考え方を適用すると、設問の記述は「属する物は、所有者が国の場合に限って含まれる」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．価格による要件はない。この考え方を適用すると、設問の記述は「属する物は、価格が100万円以上の場合だけ含まれる」と同じ論点として扱うことになる。

エ．消防法第2条第2項は、建築物その他の工作物だけでなく「これらに属する物」も含めている。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「建築物本体だけが対象で、これに属する物は必ず除外される」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。条文は「これらに属する物」を明示的に含めている。

イ：この説明は別の記述「属する物は、所有者が国の場合に限って含まれる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。所有者の属性による限定はない。

ウ：この説明は別の記述「属する物は、価格が100万円以上の場合だけ含まれる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。価格による要件はない。

エ：設問対象「建築物その他の工作物に属する物も、防火対象物の定義に含まれる」に対応する根拠である。消防法第2条第2項は、建築物その他の工作物だけでなく「これらに属する物」も含めている。

総合解説：消防法第2条第2項は、建築物その他の工作物だけでなく「これらに属する物」も含めている。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：防火対象物の定義が付属物を含むことを理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0021 消防法令総則・防火対象物 > 防火対象物・関係者 | 難易度：応用

「すべての防火対象物が無条件に同一の設備を設ける」という記述について、防火対象物・関係者の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「法17条対象防火対象物の指定根拠を理解する。」を確認する。

ア．対象や必要設備は用途・規模等に応じて技術基準で異なる。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．法第17条第1項の「政令で定める防火対象物」は、施行令第6条により別表第1の防火対象物とされる。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防法施行令第6条により、同令別表第1に掲げる防火対象物が指定される」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．基本的な指定は施行令第6条・別表第1による。この考え方を適用すると、設問の記述は「都道府県知事が毎年個別に一覧を作成して指定する」と同じ論点として扱うことになる。

エ．消防設備士が法第17条の対象を任意指定する制度ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防設備士が点検時に任意に指定する」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「すべての防火対象物が無条件に同一の設備を設ける」に対応する根拠である。対象や必要設備は用途・規模等に応じて技術基準で異なる。

イ：この説明は別の記述「消防法施行令第6条により、同令別表第1に掲げる防火対象物が指定される」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法第17条第1項の「政令で定める防火対象物」は、施行令第6条により別表第1の防火対象物とされる。

ウ：この説明は別の記述「都道府県知事が毎年個別に一覧を作成して指定する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。基本的な指定は施行令第6条・別表第1による。

エ：この説明は別の記述「消防設備士が点検時に任意に指定する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防設備士が法第17条の対象を任意指定する制度ではない。

総合解説：対象や必要設備は用途・規模等に応じて技術基準で異なる。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：法17条対象防火対象物の指定根拠を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0022 消防法令総則・防火対象物 > 防火対象物・関係者 | 難易度：応用

担当者が資料中の「消防設備士が選んだ一方だけが関係者となる」を確認した。賃貸借における複数関係者を判断する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「賃貸借における複数関係者を判断する。」を確認する。

ア．所有者も関係者に含まれる。この考え方を適用すると、設問の記述は「A社だけが関係者であり、B社は所有者でも関係者にならない」と同じ論点として扱うことになる。

イ．関係者は法定の地位に基づき、設備士が選定するものではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．関係者には所有者と占有者の双方が含まれるため、賃貸借では複数の関係者が成立し得る。この考え方を適用すると、設問の記述は「B社は所有者として、A社は占有者として、それぞれ関係者となり得る」と同じ論点として扱うことになる。

エ．占有者も関係者に含まれる。この考え方を適用すると、設問の記述は「B社だけが関係者であり、A社は占有者でも関係者にならない」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「A社だけが関係者であり、B社は所有者でも関係者にならない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。所有者も関係者に含まれる。

イ：設問対象「消防設備士が選んだ一方だけが関係者となる」に対応する根拠である。関係者は法定の地位に基づき、設備士が選定するものではない。

ウ：この説明は別の記述「B社は所有者として、A社は占有者として、それぞれ関係者となり得る」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。関係者には所有者と占有者の双方が含まれるため、賃貸借では複数の関係者が成立し得る。

エ：この説明は別の記述「B社だけが関係者であり、A社は占有者でも関係者にならない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。占有者も関係者に含まれる。

総合解説：関係者は法定の地位に基づき、設備士が選定するものではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：賃貸借における複数関係者を判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0023 消防法令総則・防火対象物 > 消防用設備等の区分 | 難易度：基礎

消防用設備等の区分の確認で「防火設備・耐震設備・衛生設備」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「消防の用に供する設備の基本3区分を覚える。」を確認する。

ア．救急設備・通信設備という3区分ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火設備・救急設備・通信設備」と同じ論点として扱うことになる。

イ．施行令第7条第1項は、消防の用に供する設備を消火設備、警報設備、避難設備とする。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火設備・警報設備・避難設備」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．建築・衛生分野の区分であり、施行令第7条の3区分ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．設備の構造方式による3区分ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「機械設備・電気設備・化学設備」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「消火設備・救急設備・通信設備」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。救急設備・通信設備という3区分ではない。

イ：この説明は別の記述「消火設備・警報設備・避難設備」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。施行令第7条第1項は、消防の用に供する設備を消火設備、警報設備、避難設備とする。

ウ：設問対象「防火設備・耐震設備・衛生設備」に対応する根拠である。建築・衛生分野の区分であり、施行令第7条の3区分ではない。

エ：この説明は別の記述「機械設備・電気設備・化学設備」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。設備の構造方式による3区分ではない。

総合解説：建築・衛生分野の区分であり、施行令第7条の3区分ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：消防の用に供する設備の基本3区分を覚える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0024 消防法令総則・防火対象物 > 消防用設備等の区分 | 難易度：基礎

次の対象記述「消火設備」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「乙6対象である消火器の法的区分を理解する。」を確認する。

ア．警報設備は火災の発生を報知する設備であり、消火器は該当しない。この考え方を適用すると、設問の記述は「警報設備」と同じ論点として扱うことになる。

イ．避難設備は火災時の避難に用いる設備であり、消火器は該当しない。この考え方を適用すると、設問の記述は「避難設備」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．消火活動上必要な施設は消防隊の活動を支援する施設の区分であり、消火器は該当しない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火活動上必要な施設」と同じ論点として扱うことになる。

エ．施行令第7条第2項第1号は、消火器を消火設備として掲げる。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「警報設備」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。警報設備は火災の発生を報知する設備であり、消火器は該当しない。

イ：この説明は別の記述「避難設備」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。避難設備は火災時の避難に用いる設備であり、消火器は該当しない。

ウ：この説明は別の記述「消火活動上必要な施設」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消火活動上必要な施設は消防隊の活動を支援する施設の区分であり、消火器は該当しない。

エ：設問対象「消火設備」に対応する根拠である。施行令第7条第2項第1号は、消火器を消火設備として掲げる。

総合解説：施行令第7条第2項第1号は、消火器を消火設備として掲げる。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：乙6対象である消火器の法的区分を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0025 消防法令総則・防火対象物 > 消防用設備等の区分 | 難易度：標準

「自動火災報知設備」を1-1 消防法令総則・防火対象物の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「簡易消火用具の具体例を識別する。」を確認する。

ア．これは警報設備であり、簡易消火用具ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．簡易消火用具には水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石または膨張真珠岩が掲げられている。この考え方を適用すると、設問の記述は「乾燥砂」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．これは避難設備に属する。この考え方を適用すると、設問の記述は「避難はしご」と同じ論点として扱うことになる。

エ．これは消火活動上必要な施設であり、簡易消火用具ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「連結送水管」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「自動火災報知設備」に対応する根拠である。これは警報設備であり、簡易消火用具ではない。

イ：この説明は別の記述「乾燥砂」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。簡易消火用具には水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石または膨張真珠岩が掲げられている。

ウ：この説明は別の記述「避難はしご」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。これは避難設備に属する。

エ：この説明は別の記述「連結送水管」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。これは消火活動上必要な施設であり、簡易消火用具ではない。

総合解説：これは警報設備であり、簡易消火用具ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：簡易消火用具の具体例を識別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0026 消防法令総則・防火対象物 > 消防用設備等の区分 | 難易度：標準

「消防用水」という記述について、消防用設備等の区分の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「警報設備の代表例を識別する。」を確認する。

ア．消火剤等により消火を行う設備ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火設備」と同じ論点として扱うことになる。

イ．消防用水の区分ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．自動火災報知設備は火災の発生を報知する設備として警報設備に分類される。この考え方を適用すると、設問の記述は「警報設備」と同じ論点として扱うことになる。

エ．避難のために用いる設備そのものではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「避難設備」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「消火設備」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消火剤等により消火を行う設備ではない。

イ：設問対象「消防用水」に対応する根拠である。消防用水の区分ではない。

ウ：この説明は別の記述「警報設備」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。自動火災報知設備は火災の発生を報知する設備として警報設備に分類される。

エ：この説明は別の記述「避難設備」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。避難のために用いる設備そのものではない。

総合解説：消防用水の区分ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：警報設備の代表例を識別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0027 消防法令総則・防火対象物 > 消防用設備等の区分 | 難易度：標準

担当者が資料中の「警報設備」を確認した。避難設備の代表例を識別する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「避難設備の代表例を識別する。」を確認する。

ア．火を消すための設備ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火設備」と同じ論点として扱うことになる。

イ．避難はしごは火災時の避難に用いる機械器具であり、避難設備に分類される。この考え方を適用すると、設問の記述は「避難設備」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．火災発生を報知する設備ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．特殊消防用設備等は認定を受けて通常設備に代えて用いる別概念であり、避難はしごの基本区分ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「特殊消防用設備等」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「消火設備」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。火を消すための設備ではない。

イ：この説明は別の記述「避難設備」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。避難はしごは火災時の避難に用いる機械器具であり、避難設備に分類される。

ウ：設問対象「警報設備」に対応する根拠である。火災発生を報知する設備ではない。

エ：この説明は別の記述「特殊消防用設備等」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。特殊消防用設備等は認定を受けて通常設備に代えて用いる別概念であり、避難はしごの基本区分ではない。

総合解説：火災発生を報知する設備ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：避難設備の代表例を識別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0028 消防法令総則・防火対象物 > 消防用設備等の区分 | 難易度：標準

消防用設備等の区分の確認で「消防の用に供する設備だけでなく、消防用水および消火活動上必要な施設も含む」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「消防用設備等と消防の用に供する設備の範囲差を理解する。」を確認する。

ア．消防用設備等には警報設備・避難設備等も含まれる。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火設備だけを意味する」と同じ論点として扱うことになる。

イ．資格者の業務独占範囲と消防用設備等の定義は一致しない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防設備士が整備できる設備だけを意味する」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．検定対象かどうかは別の制度区分である。この考え方を適用すると、設問の記述は「検定対象品だけを意味する」と同じ論点として扱うことになる。

エ．消防用設備等は、施行令第7条の三つの設備区分だけにとどまらず、消防用水と消火活動上必要な施設を含む法定概念である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「消火設備だけを意味する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防用設備等には警報設備・避難設備等も含まれる。

イ：この説明は別の記述「消防設備士が整備できる設備だけを意味する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。資格者の業務独占範囲と消防用設備等の定義は一致しない。

ウ：この説明は別の記述「検定対象品だけを意味する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。検定対象かどうかは別の制度区分である。

エ：設問対象「消防の用に供する設備だけでなく、消防用水および消火活動上必要な施設も含む」に対応する根拠である。消防用設備等は、施行令第7条の三つの設備区分だけにとどまらず、消防用水と消火活動上必要な施設を含む法定概念である。

総合解説：消防用設備等は、施行令第7条の三つの設備区分だけにとどまらず、消防用水と消火活動上必要な施設を含む法定概念である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：消防用設備等と消防の用に供する設備の範囲差を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0029 消防法令総則・防火対象物 > 消防用設備等の区分 | 難易度：応用

次の対象記述「消火器と自動火災報知設備」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「複数設備を法定区分に分類できる。」を確認する。

- ア．自動火災報知設備は警報設備である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
- イ．消火器もスプリンクラー設備も、施行令第7条第2項の消火設備である。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器とスプリンクラー設備」と同じ論点として扱うことになる。
- ウ．避難はしごは避難設備である。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器と避難はしご」と同じ論点として扱うことになる。
- エ．自動火災報知設備は警報設備、誘導灯は避難設備であり、いずれも消火設備ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「自動火災報知設備と誘導灯」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

- ア：設問対象「消火器と自動火災報知設備」に対応する根拠である。自動火災報知設備は警報設備である。
- イ：この説明は別の記述「消火器とスプリンクラー設備」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消火器もスプリンクラー設備も、施行令第7条第2項の消火設備である。
- ウ：この説明は別の記述「消火器と避難はしご」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。避難はしごは避難設備である。
- エ：この説明は別の記述「自動火災報知設備と誘導灯」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。自動火災報知設備は警報設備、誘導灯は避難設備であり、いずれも消火設備ではない。
- 総合解説：自動火災報知設備は警報設備である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：複数設備を法定区分に分類できる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0030 消防法令総則・防火対象物 > 消防用設備等の区分 | 難易度：応用

「簡易消火用具は消防用設備等に一切含まれない」を1-1 消防法令総則・防火対象物の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「消火器と簡易消火用具の関係を整理する。」を確認する。

- ア．消火器も消火設備である。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器は警報設備、簡易消火用具は消火設備である」と同じ論点として扱うことになる。
- イ．簡易消火用具は消火設備の一部として消防用設備等に含まれる。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
- ウ．施行令第7条は「消火器及び次に掲げる簡易消火用具」として両者を同じ消火設備内に置きつつ区別している。この考え方を適用すると、設問の記述は「どちらも消火設備に含まれるが、消火器と簡易消火用具は条文上区別して列挙される」と同じ論点として扱うことになる。
- エ．同じ消火設備に属するが、条文では別概念として扱われる。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器と簡易消火用具は法令上完全に同義である」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

- ア：この説明は別の記述「消火器は警報設備、簡易消火用具は消火設備である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消火器も消火設備である。
- イ：設問対象「簡易消火用具は消防用設備等に一切含まれない」に対応する根拠である。簡易消火用具は消火設備の一部として消防用設備等に含まれる。
- ウ：この説明は別の記述「どちらも消火設備に含まれるが、消火器と簡易消火用具は条文上区別して列挙される」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。施行令第7条は「消火器及び次に掲げる簡易消火用具」として両者を同じ消火設備内に置きつつ区別している。
- エ：この説明は別の記述「消火器と簡易消火用具は法令上完全に同義である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。同じ消火設備に属するが、条文では別概念として扱われる。
- 総合解説：簡易消火用具は消火設備の一部として消防用設備等に含まれる。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：消火器と簡易消火用具の関係を整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0031 設置・維持・点検制度 > 設置・維持義務 | 難易度：基礎

「消防設備士を雇用することだけが義務である」という記述について、設置・維持義務の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「法17条の設置・維持義務を理解する。」を確認する。

ア．第17条は設置と維持の双方を義務付ける。この考え方を適用すると、設問の記述は「建築時に一度設置すれば、その後の維持は任意である」と同じ論点として扱うことになる。

イ．義務は「設置」だけで終わらず、技術上の基準に従った「維持」まで継続する。この考え方を適用すると、設問の記述は「必要な性能を有するよう、技術上の基準に従って設置し、かつ維持すること」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．資格者の雇用自体を一般的な義務としているわけではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．必要な設備は火災前から基準に従って設置・維持する必要がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「火災発生後に設備を用意すれば足りる」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「建築時に一度設置すれば、その後の維持は任意である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。第17条は設置と維持の双方を義務付ける。

イ：この説明は別の記述「必要な性能を有するよう、技術上の基準に従って設置し、かつ維持すること」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。義務は「設置」だけで終わらず、技術上の基準に従った「維持」まで継続する。

ウ：設問対象「消防設備士を雇用することだけが義務である」に対応する根拠である。資格者の雇用自体を一般的な義務としているわけではない。

エ：この説明は別の記述「火災発生後に設備を用意すれば足りる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。必要な設備は火災前から基準に従って設置・維持する必要がある。

総合解説：資格者の雇用自体を一般的な義務としているわけではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：法17条の設置・維持義務を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0032 設置・維持・点検制度 > 設置・維持義務 | 難易度：基礎

担当者が資料中の「政令で定める防火対象物の関係者」を確認した。設置維持義務の主体を特定できる。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「設置維持義務の主体を特定できる。」を確認する。

ア．消防設備士は工事・整備等を担う資格者だが、法17条の義務主体そのものは関係者である。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防設備士だけ」と同じ論点として扱うことになる。

イ．消防長は監督・命令等を行う側であり、一般の設置維持義務主体ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防長だけ」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．メーカーであることのみを理由に設置維持義務主体となるわけではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器メーカーだけ」と同じ論点として扱うことになる。

エ．法第17条第1項は、対象防火対象物の「関係者」に義務を課している。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「消防設備士だけ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防設備士は工事・整備等を担う資格者だが、法17条の義務主体そのものは関係者である。

イ：この説明は別の記述「消防長だけ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防長は監督・命令等を行う側であり、一般の設置維持義務主体ではない。

ウ：この説明は別の記述「消火器メーカーだけ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。メーカーであることのみを理由に設置維持義務主体となるわけではない。

エ：設問対象「政令で定める防火対象物の関係者」に対応する根拠である。法第17条第1項は、対象防火対象物の「関係者」に義務を課している。

総合解説：法第17条第1項は、対象防火対象物の「関係者」に義務を課している。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：設置維持義務の主体を特定できる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0033 設置・維持・点検制度 > 設置・維持義務 | 難易度：基礎

設置・維持義務の確認で「設置時に基準へ適合すれば、その後は不適合になってもよい」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。 この場面では「設置後の継続的維持義務を理解する。」を確認する。

ア．維持義務が継続するため、適合状態を保つ必要がある。 この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．消防法第17条は設置と維持を一体の義務としているため、設置時だけの適合では足りない。 この考え方を適用すると、設問の記述は「設置後も技術上の基準に適合する状態を維持しなければならない」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．年数経過だけで維持義務が消滅する規定ではない。 この考え方を適用すると、設問の記述は「10年経過後は維持義務が自動的に消滅する」と同じ論点として扱うことになる。

エ．所有者変更だけで設置・維持義務がなくなるわけではない。 この考え方を適用すると、設問の記述は「所有者が変われば法定設備を自由に撤去できる」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「設置時に基準へ適合すれば、その後は不適合になってもよい」に対応する根拠である。維持義務が継続するため、適合状態を保つ必要がある。

イ：この説明は別の記述「設置後も技術上の基準に適合する状態を維持しなければならない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第17条は設置と維持を一体の義務としているため、設置時だけの適合では足りない。

ウ：この説明は別の記述「10年経過後は維持義務が自動的に消滅する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。年数経過だけで維持義務が消滅する規定ではない。

エ：この説明は別の記述「所有者が変われば法定設備を自由に撤去できる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。所有者変更だけで設置・維持義務がなくなるわけではない。

総合解説：維持義務が継続するため、適合状態を保つ必要がある。 設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。 学習ポイント：設置後の継続的維持義務を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0034 設置・維持・点検制度 > 設置・維持義務 | 難易度：基礎

次の対象記述「消防設備士の口頭承認だけで計画を変更できる」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。 この場面では「特殊消防用設備等の維持要件を理解する。」を確認する。

ア．計画に従うことが認定制度の要件である。 この考え方を適用すると、設問の記述は「認定を受けた後は、設備等設置維持計画に従う必要はない」と同じ論点として扱うことになる。

イ．法定の計画・認定手続を口頭承認で代替することはできない。 この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．特殊消防用設備等は、認定時の設備等設置維持計画に従って設置・維持することが制度の核心である。 この考え方を適用すると、設問の記述は「設備等設置維持計画に従った設置および維持」と同じ論点として扱うことになる。

エ．設置だけでなく維持も計画に従う必要がある。 この考え方を適用すると、設問の記述は「設置時だけ計画に従えば、維持段階では自由に変更できる」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「認定を受けた後は、設備等設置維持計画に従う必要はない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。計画に従うことが認定制度の要件である。

イ：設問対象「消防設備士の口頭承認だけで計画を変更できる」に対応する根拠である。法定の計画・認定手続を口頭承認で代替することはできない。

ウ：この説明は別の記述「設備等設置維持計画に従った設置および維持」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。特殊消防用設備等は、認定時の設備等設置維持計画に従って設置・維持することが制度の核心である。

エ：この説明は別の記述「設置時だけ計画に従えば、維持段階では自由に変更できる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。設置だけでなく維持も計画に従う必要がある。

総合解説：法定の計画・認定手続を口頭承認で代替することはできない。 設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。 学習ポイント：特殊消防用設備等の維持要件を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0035 設置・維持・点検制度 > 設置・維持義務 | 難易度：標準

「消防設備士個人が地域基準を決定できる」を1-2 設置・維持・点検制度の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「条例による地域特例を事例で判断する。」を確認する。

ア．法17条2項が一定の場合の条例による異なる基準を認めている。この考え方を適用すると、設問の記述は「国の技術基準は絶対であり、条例で異なる規定を設けることは一切できない」と同じ論点として扱うことになる。

イ．地域の気候・風土の特殊性があり、防火目的を十分達し難い場合には条例による異なる基準が認められる。この考え方を適用すると、設問の記述は「法第17条第2項の要件を満たせば、条例で国の基準と異なる技術上の基準を設けることができる」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．基準を定めるのは条例であり、設備士個人ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．私人の合意だけでは法定技術基準を変更できない。この考え方を適用すると、設問の記述は「建物所有者の同意だけで国の基準を変更できる」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「国の技術基準は絶対であり、条例で異なる規定を設けることは一切できない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法17条2項が一定の場合の条例による異なる基準を認めている。

イ：この説明は別の記述「法第17条第2項の要件を満たせば、条例で国の基準と異なる技術上の基準を設けることができる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。地域の気候・風土の特殊性があり、防火目的を十分達し難い場合には条例による異なる基準が認められる。

ウ：設問対象「消防設備士個人が地域基準を決定できる」に対応する根拠である。基準を定めるのは条例であり、設備士個人ではない。

エ：この説明は別の記述「建物所有者の同意だけで国の基準を変更できる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。私人の合意だけでは法定技術基準を変更できない。

総合解説：基準を定めるのは条例であり、設備士個人ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：条例による地域特例を事例で判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0036 設置・維持・点検制度 > 設置・維持義務 | 難易度：標準

「認定を受けた特殊消防用設備等で代替する当該消防用設備等」に限り、第17条第1項・第2項は適用されない」という記述について、設置・維持義務の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「特殊設備認定の適用範囲を限定的に理解する。」を確認する。

ア．適用除外は代替される当該消防用設備等に限られる。この考え方を適用すると、設問の記述は「同じ建物内のすべての消防用設備等について自動的に適用されなくなる」と同じ論点として扱うことになる。

イ．特殊設備認定は消防法全体の適用を排除する制度ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「建物全体が消防法の適用外になる」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．法17条3項は代替対象について前二項を適用しないと定める。この考え方を適用すると、設問の記述は「認定があっても第17条第1項・第2項は常にそのまま重複適用される」と同じ論点として扱うことになる。

エ．適用除外は、認定された特殊消防用設備等が代替する対象範囲に限られる。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「同じ建物内のすべての消防用設備等について自動的に適用されなくなる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。適用除外は代替される当該消防用設備等に限られる。

イ：この説明は別の記述「建物全体が消防法の適用外になる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。特殊設備認定は消防法全体の適用を排除する制度ではない。

ウ：この説明は別の記述「認定があっても第17条第1項・第2項は常にそのまま重複適用される」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法17条3項は代替対象について前二項を適用しないと定める。

エ：設問対象「認定を受けた特殊消防用設備等で代替する当該消防用設備等」に限り、第17条第1項・第2項は適用されない」に対応する根拠である。適用除外は、認定された特殊消防用設備等が代替する対象範囲に限られる。

総合解説：適用除外は、認定された特殊消防用設備等が代替する対象範囲に限られる。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：特殊設備認定の適用範囲を限定的に理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0037 設置・維持・点検制度 > 設置・維持義務 | 難易度：標準

担当者が資料中の「できる。私有建築物には消防法第17条は適用されない」を確認した。所有形態と設置義務を区別する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「所有形態と設置義務を区別する。」を確認する。

ア．私有建築物も対象要件を満たせば適用される。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．法17条は対象となる防火対象物の関係者に義務を課し、私有であることを一般的な免除理由としていない。この考え方を適用すると、設問の記述は「できない。対象防火対象物であれば、私有かどうかではなく法令上の要件により義務が決まる」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．公法上の義務は所有者の任意の同意を要件としない。この考え方を適用すると、設問の記述は「できる。所有者が同意しない限り消防法は適用されない」と同じ論点として扱うことになる。

エ．消火器の設置義務も用途・規模等の法定基準により決まる。この考え方を適用すると、設問の記述は「できる。消火器だけは私有建築物では必ず任意設備である」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「できる。私有建築物には消防法第17条は適用されない」に対応する根拠である。私有建築物も対象要件を満たせば適用される。

イ：この説明は別の記述「できない。対象防火対象物であれば、私有かどうかではなく法令上の要件により義務が決まる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法17条は対象となる防火対象物の関係者に義務を課し、私有であることを一般的な免除理由としていない。

ウ：この説明は別の記述「できる。所有者が同意しない限り消防法は適用されない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。公法上の義務は所有者の任意の同意を要件としない。

エ：この説明は別の記述「できる。消火器だけは私有建築物では必ず任意設備である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消火器の設置義務も用途・規模等の法定基準により決まる。

総合解説：私有建築物も対象要件を満たせば適用される。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：所有形態と設置義務を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0038 設置・維持・点検制度 > 設置・維持義務 | 難易度：標準

設置・維持義務の確認で「点検記録だけ修正すれば、設備本体の不適合を直す必要はない」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「不適合発見時の維持義務を判断する。」を確認する。

ア．維持義務は売却時まで猶予されるものではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「次の建物売却時まで何もしなくてよい」と同じ論点として扱うことになる。

イ．記録の修正では設備の基準不適合は解消しない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．維持義務は設備を基準適合状態に保つことを求めるため、不適合が判明した場合は必要な措置が必要である。この考え方を適用すると、設問の記述は「必要な整備等を行い、基準に適合する状態へ回復・維持する必要がある」と同じ論点として扱うことになる。

エ．不適合を放置することは維持義務に反する。この考え方を適用すると、設問の記述は「火災が起きるまで使用を継続してよい」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「次の建物売却時まで何もしなくてよい」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。維持義務は売却時まで猶予されるものではない。

イ：設問対象「点検記録だけ修正すれば、設備本体の不適合を直す必要はない」に対応する根拠である。記録の修正では設備の基準不適合は解消しない。

ウ：この説明は別の記述「必要な整備等を行い、基準に適合する状態へ回復・維持する必要がある」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。維持義務は設備を基準適合状態に保つことを求めるため、不適合が判明した場合は必要な措置が必要である。

エ：この説明は別の記述「火災が起きるまで使用を継続してよい」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。不適合を放置することは維持義務に反する。

総合解説：記録の修正では設備の基準不適合は解消しない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：不適合発見時の維持義務を判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0039 設置・維持・点検制度 > 設置・維持義務 | 難易度：標準

次の対象記述「消火器の設置は必ず甲種第6類消防設備士だけが行う」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「消火器の設置基準と資格独占の違いを理解する。」を確認する。

- ア．消火器具には設置・維持の技術基準がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器は設置基準の対象外なので、どこに置いても法的問題はない」と同じ論点として扱うことになる。
- イ．消火器は法17条等の設置基準に従う必要がある一方、施行令36条の2では整備が資格規制の対象で、設置工事の列挙には入っていない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器は法令に従って設置・維持する必要があるが、その「設置に係る工事」は同条第1項の資格独占工事には列挙されていない」と同じ論点として扱うことになる。
- ウ．甲種第6類はなく、消火器は同条第1項の資格独占工事に列挙されていない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
- エ．施行令36条の2第2項により消火器の整備は資格規制の対象である。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器は整備も含めて消防設備士資格と無関係である」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

- ア：この説明は別の記述「消火器は設置基準の対象外なので、どこに置いても法的問題はない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消火器具には設置・維持の技術基準がある。
 - イ：この説明は別の記述「消火器は法令に従って設置・維持する必要があるが、その「設置に係る工事」は同条第1項の資格独占工事には列挙されていない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消火器は法17条等の設置基準に従う必要がある一方、施行令36条の2では整備が資格規制の対象で、設置工事の列挙には入っていない。
 - ウ：設問対象「消火器の設置は必ず甲種第6類消防設備士だけが行う」に対応する根拠である。甲種第6類はなく、消火器は同条第1項の資格独占工事に列挙されていない。
 - エ：この説明は別の記述「消火器は整備も含めて消防設備士資格と無関係である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。施行令36条の2第2項により消火器の整備は資格規制の対象である。
- 総合解説：甲種第6類はなく、消火器は同条第1項の資格独占工事に列挙されていない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：消火器の設置基準と資格独占の違いを理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0040 設置・維持・点検制度 > 設置・維持義務 | 難易度：標準

「消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能」を1-2 設置・維持・点検制度の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「設備性能要求の法的趣旨を理解する。」を確認する。

- ア．資産価値向上は法17条の性能要件ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「建物の資産価値を高めるために必要な性能」と同じ論点として扱うことになる。
- イ．法令上の技術基準に適合する性能が必要である。この考え方を適用すると、設問の記述は「製造者の広告上の性能だけ」と同じ論点として扱うことになる。
- ウ．任意設定ではなく法令上必要とされる性能が基準となる。この考え方を適用すると、設問の記述は「使用者が任意に設定した性能」と同じ論点として扱うことになる。
- エ．第17条第1項は、消防用設備等について消防活動に必要とされる性能を有するよう設置・維持することを求める。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

- ア：この説明は別の記述「建物の資産価値を高めるために必要な性能」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。資産価値向上は法17条の性能要件ではない。
 - イ：この説明は別の記述「製造者の広告上の性能だけ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法令上の技術基準に適合する性能が必要である。
 - ウ：この説明は別の記述「使用者が任意に設定した性能」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。任意設定ではなく法令上必要とされる性能が基準となる。
 - エ：設問対象「消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能」に対応する根拠である。第17条第1項は、消防用設備等について消防活動に必要とされる性能を有するよう設置・維持することを求める。
- 総合解説：第17条第1項は、消防用設備等について消防活動に必要とされる性能を有するよう設置・維持することを求める。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：設備性能要求の法的趣旨を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0041 設置・維持・点検制度 > 設置・維持義務 | 難易度：応用

「すべての建物に全種類の消防用設備等を同数設置する」という記述について、設置・維持義務の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「法・政令・省令の役割分担を理解する。」を確認する。

- ア．必要設備は用途・規模等によって異なる。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
- イ．消防法は基本義務を定め、施行令・施行規則等で用途・規模などに応じた具体的基準を定める体系である。この考え方を適用すると、設問の記述は「法第17条の委任を受け、施行令等の技術上の基準により対象や設置条件が具体化される」と同じ論点として扱うことになる。
- ウ．基準は法令により定められる。この考え方を適用すると、設問の記述は「各消防設備士が現場ごとに独自の法的基準を作る」と同じ論点として扱うことになる。
- エ．法定基準に従う必要があり、自由選択だけでは足りない。この考え方を適用すると、設問の記述は「建築主が自由に選んだ設備だけを設ければよい」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

- ア：設問対象「すべての建物に全種類の消防用設備等を同数設置する」に対応する根拠である。必要設備は用途・規模等によって異なる。
- イ：この説明は別の記述「法第17条の委任を受け、施行令等の技術上の基準により対象や設置条件が具体化される」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法は基本義務を定め、施行令・施行規則等で用途・規模などに応じた具体的基準を定める体系である。
- ウ：この説明は別の記述「各消防設備士が現場ごとに独自の法的基準を作る」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。基準は法令により定められる。
- エ：この説明は別の記述「建築主が自由に選んだ設備だけを設ければよい」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法定基準に従う必要があり、自由選択だけでは足りない。
- 総合解説：必要設備は用途・規模等によって異なる。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：法・政令・省令の役割分担を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0042 設置・維持・点検制度 > 設置・維持義務 | 難易度：応用

担当者が資料中の「総務大臣の認定が必要である」を確認した。特殊消防用設備等の代替条件を総合判断する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「特殊消防用設備等の代替条件を総合判断する。」を確認する。

- ア．法17条3項の要件であり正しい。この考え方を適用すると、設問の記述は「特殊消防用設備等には、通常設備と同等以上の性能が求められる」と同じ論点として扱うことになる。
- イ．法17条3項の要件であり正しい。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
- ウ．特殊消防用設備等は同等以上の性能を有し、計画に従って設置・維持し、総務大臣の認定を受ける必要がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「特殊消防用設備等は、通常設備より性能が低くても製造者が希望すれば自由に代替できる」と同じ論点として扱うことになる。
- エ．法17条3項の要件であり正しい。この考え方を適用すると、設問の記述は「設備等設置維持計画に従うことが求められる」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

- ア：この説明は別の記述「特殊消防用設備等には、通常設備と同等以上の性能が求められる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法17条3項の要件であり正しい。
- イ：設問対象「総務大臣の認定が必要である」に対応する根拠である。法17条3項の要件であり正しい。
- ウ：この説明は別の記述「特殊消防用設備等は、通常設備より性能が低くても製造者が希望すれば自由に代替できる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。特殊消防用設備等は同等以上の性能を有し、計画に従って設置・維持し、総務大臣の認定を受ける必要がある。
- エ：この説明は別の記述「設備等設置維持計画に従うことが求められる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法17条3項の要件であり正しい。
- 総合解説：法17条3項の要件であり正しい。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：特殊消防用設備等の代替条件を総合判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0043 設置・維持・点検制度 > 点検・報告 | 難易度：基礎

点検・報告の確認で「消防設備士だけ」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「点検報告の義務主体を理解する。」を確認する。

ア．消防長・消防署長は報告を受ける側である。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防長だけ」と同じ論点として扱うことになる。

イ．法17条の3の3は、対象防火対象物の関係者に定期点検と結果報告を義務付ける。この考え方を適用すると、設問の記述は「対象となる防火対象物の関係者」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．一定の防火対象物では消防設備士等に点検させるが、法定義務主体は関係者である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．検定協会は検定業務を担う機関であり、個々の防火対象物の点検報告義務主体ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「日本消防検定協会だけ」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「消防長だけ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防長・消防署長は報告を受ける側である。

イ：この説明は別の記述「対象となる防火対象物の関係者」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法17条の3の3は、対象防火対象物の関係者に定期点検と結果報告を義務付ける。

ウ：設問対象「消防設備士だけ」に対応する根拠である。一定の防火対象物では消防設備士等に点検させるが、法定義務主体は関係者である。

エ：この説明は別の記述「日本消防検定協会だけ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。検定協会は検定業務を担う機関であり、個々の防火対象物の点検報告義務主体ではない。

総合解説：一定の防火対象物では消防設備士等に点検させるが、法定義務主体は関係者である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：点検報告の義務主体を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0044 設置・維持・点検制度 > 点検・報告 | 難易度：基礎

次の対象記述「6か月に1回」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「機器点検の周期を覚える。」を確認する。

ア．一般的な法定機器点検周期は毎月ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「毎月1回」と同じ論点として扱うことになる。

イ．6か月周期より長く、法定周期と一致しない。この考え方を適用すると、設問の記述は「2年に1回」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．機器点検周期ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「5年に1回」と同じ論点として扱うことになる。

エ．消防庁告示では、消火器具を含む消防用設備等の機器点検は6月ごととされる。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「毎月1回」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。一般的な法定機器点検周期は毎月ではない。

イ：この説明は別の記述「2年に1回」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。6か月周期より長く、法定周期と一致しない。

ウ：この説明は別の記述「5年に1回」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。機器点検周期ではない。

エ：設問対象「6か月に1回」に対応する根拠である。消防庁告示では、消火器具を含む消防用設備等の機器点検は6月ごととされる。

総合解説：消防庁告示では、消火器具を含む消防用設備等の機器点検は6月ごととされる。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：機器点検の周期を覚える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0045 設置・維持・点検制度 > 点検・報告 | 難易度：基礎

「3か月に1回」を1-2 設置・維持・点検制度の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「総合点検の対象設備について周期を理解する。」を確認する。

ア．総合点検の一般的な周期ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．消防庁の点検制度では、総合点検は原則として1年に1回である。この考え方を適用すると、設問の記述は「1年に1回」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．3年は非特定用途の結果報告周期として現れるが、総合点検周期ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「3年に1回」と同じ論点として扱うことになる。

エ．総合点検周期ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「10年に1回」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「3か月に1回」に対応する根拠である。総合点検の一般的な周期ではない。

イ：この説明は別の記述「1年に1回」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防庁の点検制度では、総合点検は原則として1年に1回である。

ウ：この説明は別の記述「3年に1回」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。3年は非特定用途の結果報告周期として現れるが、総合点検周期ではない。

エ：この説明は別の記述「10年に1回」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。総合点検周期ではない。

総合解説：総合点検の一般的な周期ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：総合点検の対象設備について周期を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0046 設置・維持・点検制度 > 点検・報告 | 難易度：標準

「5年に1回」という記述について、点検・報告の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「特定用途の報告周期を理解する。」を確認する。

ア．6か月は機器点検の周期であり、特定用途の一般的な報告周期とは異なる。この考え方を適用すると、設問の記述は「6か月に1回」と同じ論点として扱うことになる。

イ．法定の一般的報告周期ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．消防庁の公式案内では、特定用途の防火対象物は点検結果を1年に1回報告する。この考え方を適用すると、設問の記述は「1年に1回」と同じ論点として扱うことになる。

エ．3年は非特定用途の一般的な報告周期である。この考え方を適用すると、設問の記述は「3年に1回」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「6か月に1回」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。6か月は機器点検の周期であり、特定用途の一般的な報告周期とは異なる。

イ：設問対象「5年に1回」に対応する根拠である。法定の一般的報告周期ではない。

ウ：この説明は別の記述「1年に1回」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防庁の公式案内では、特定用途の防火対象物は点検結果を1年に1回報告する。

エ：この説明は別の記述「3年に1回」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。3年は非特定用途の一般的な報告周期である。

総合解説：法定の一般的報告周期ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：特定用途の報告周期を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0047 設置・維持・点検制度 > 点検・報告 | 難易度：標準

担当者が資料中の「1年に1回のみ」を確認した。非特定用途の報告周期を理解する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「非特定用途の報告周期を理解する。」を確認する。

ア．報告周期ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「毎月1回」と同じ論点として扱うことになる。

イ．消防庁の公式案内では、非特定用途の防火対象物は3年に1回が一般的な報告周期である。この考え方を適用すると、設問の記述は「3年に1回」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．1年に1回は特定用途の一般的な報告周期である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．報告周期として長すぎ、制度と一致しない。この考え方を適用すると、設問の記述は「10年に1回」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「毎月1回」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。報告周期ではない。

イ：この説明は別の記述「3年に1回」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防庁の公式案内では、非特定用途の防火対象物は3年に1回が一般的な報告周期である。

ウ：設問対象「1年に1回のみ」に対応する根拠である。1年に1回は特定用途の一般的な報告周期である。

エ：この説明は別の記述「10年に1回」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。報告周期として長すぎ、制度と一致しない。

総合解説：1年に1回は特定用途の一般的な報告周期である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：非特定用途の報告周期を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0048 設置・維持・点検制度 > 点検・報告 | 難易度：標準

点検・報告の確認で「消防長または消防署長」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「点検結果の報告先を理解する。」を確認する。

ア．個々の防火対象物の点検結果の法定報告先は総務大臣のみではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「総務大臣のみ」と同じ論点として扱うことになる。

イ．検定協会は点検結果報告の法定受理機関ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「日本消防検定協会のみ」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．建築士会への報告で法17条の3の3の義務を満たすものではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「建築士会のみ」と同じ論点として扱うことになる。

エ．法17条の3の3は、点検結果を消防長または消防署長に報告することを求めている。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「総務大臣のみ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。個々の防火対象物の点検結果の法定報告先は総務大臣のみではない。

イ：この説明は別の記述「日本消防検定協会のみ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。検定協会は点検結果報告の法定受理機関ではない。

ウ：この説明は別の記述「建築士会のみ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。建築士会への報告で法17条の3の3の義務を満たすものではない。

エ：設問対象「消防長または消防署長」に対応する根拠である。法17条の3の3は、点検結果を消防長または消防署長に報告することを求めている。

総合解説：法17条の3の3は、点検結果を消防長または消防署長に報告することを求めている。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：点検結果の報告先を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0049 設置・維持・点検制度 > 点検・報告 | 難易度：標準

次の対象記述「所有者の家族であれば資格を問わない」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「有資格者点検が必要な場合の点検者を理解する。」を確認する。

- ア．一定の防火対象物では法定の有資格者による点検が必要である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
- イ．政令で定める一定の防火対象物では、消防設備士または消防設備点検資格者等の有資格者に点検させる必要がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防設備士免状の交付を受けている者、または総務省令で定める資格を有する者」と同じ論点として扱うことになる。
- ウ．販売店員というだけでは法定資格を満たさない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防設備の販売店員であれば全員可」と同じ論点として扱うことになる。
- エ．多数決による選任で法定資格要件を代替できない。この考え方を適用すると、設問の記述は「建物利用者の多数決で選んだ者」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「所有者の家族であれば資格を問わない」に対応する根拠である。一定の防火対象物では法定の有資格者による点検が必要である。

イ：この説明は別の記述「消防設備士免状の交付を受けている者、または総務省令で定める資格を有する者」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。政令で定める一定の防火対象物では、消防設備士または消防設備点検資格者等の有資格者に点検させる必要がある。

ウ：この説明は別の記述「消防設備の販売店員であれば全員可」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。販売店員というだけでは法定資格を満たさない。

エ：この説明は別の記述「建物利用者の多数決で選んだ者」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。多数決による選任で法定資格要件を代替できない。

総合解説：一定の防火対象物では法定の有資格者による点検が必要である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：有資格者点検が必要な場合の点検者を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0050 設置・維持・点検制度 > 点検・報告 | 難易度：標準

「建物を閉鎖するまで点検を延期できる」を1-2 設置・維持・点検制度の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「資格者点検対象外の場合の点検主体を理解する。」を確認する。

- ア．資格者点検の対象外でも、法の対象であれば点検義務自体が直ちに消えるわけではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「点検そのものが不要になる」と同じ論点として扱うことになる。
- イ．法定周期に従う必要がある。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
- ウ．同条は、政令で定めるものは資格者に点検させ、その他のものは関係者が自ら点検する構造になっている。この考え方を適用すると、設問の記述は「関係者が自ら点検することが認められている」と同じ論点として扱うことになる。
- エ．そのような制度ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「必ず総務大臣が直接点検する」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「点検そのものが不要になる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。資格者点検の対象外でも、法の対象であれば点検義務自体が直ちに消えるわけではない。

イ：設問対象「建物を閉鎖するまで点検を延期できる」に対応する根拠である。法定周期に従う必要がある。

ウ：この説明は別の記述「関係者が自ら点検することが認められている」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。同条は、政令で定めるものは資格者に点検させ、その他のものは関係者が自ら点検する構造になっている。

エ：この説明は別の記述「必ず総務大臣が直接点検する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。そのような制度ではない。

総合解説：法定周期に従う必要がある。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：資格者点検対象外の場合の点検主体を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0051 設置・維持・点検制度 > 点検・報告 | 難易度：応用

「報告は日本消防検定協会にだけ行えばよい」という記述について、点検・報告の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「委託と法定義務主体を区別する。」を確認する。

ア．委託しても法定義務主体が当然に変わるわけではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「業者へ依頼した時点で、関係者の報告義務は完全に消滅する」と同じ論点として扱うことになる。

イ．点検実務を有資格者等に委託しても、法17条の3の3は関係者に点検・報告義務を課している。この考え方を適用すると、設問の記述は「点検を業者に依頼しても、法令上の報告義務の主体は防火対象物の関係者である」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．報告先は消防長または消防署長である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．法令に基づく所定の点検・報告手続が必要である。この考え方を適用すると、設問の記述は「点検記録は不要で、口頭で異常なしと伝えれば足りる」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「業者へ依頼した時点で、関係者の報告義務は完全に消滅する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。委託しても法定義務主体が当然に変わるわけではない。

イ：この説明は別の記述「点検を業者に依頼しても、法令上の報告義務の主体は防火対象物の関係者である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。点検実務を有資格者等に委託しても、法17条の3の3は関係者に点検・報告義務を課している。

ウ：設問対象「報告は日本消防検定協会にだけ行えばよい」に対応する根拠である。報告先は消防長または消防署長である。

エ：この説明は別の記述「点検記録は不要で、口頭で異常なしと伝えれば足りる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法令に基づく所定の点検・報告手続が必要である。

総合解説：報告先は消防長または消防署長である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：委託と法定義務主体を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0052 設置・維持・点検制度 > 点検・報告 | 難易度：応用

担当者が資料中の「点検の実施周期と、点検結果を消防機関へ報告する周期は別の概念である」を確認した。点検周期と報告周期を明確に区別する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「点検周期と報告周期を明確に区別する。」を確認する。

ア．報告周期が3年でも機器点検は原則6か月ごとである。この考え方を適用すると、設問の記述は「3年に1回報告する建物では、機器点検も3年に1回でよい」と同じ論点として扱うことになる。

イ．報告周期は点検周期とは別に定められる。この考え方を適用すると、設問の記述は「6か月ごとに点検する建物は、必ず6か月ごとに報告する」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．制度上、点検周期と報告周期は一致しない場合がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「点検と報告は同じ手続なので、周期は常に一致する」と同じ論点として扱うことになる。

エ．機器点検は6か月ごとに実施し、報告周期は用途区分に応じ1年または3年となるため、両者を混同してはならない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「3年に1回報告する建物では、機器点検も3年に1回でよい」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。報告周期が3年でも機器点検は原則6か月ごとである。

イ：この説明は別の記述「6か月ごとに点検する建物は、必ず6か月ごとに報告する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。報告周期は点検周期とは別に定められる。

ウ：この説明は別の記述「点検と報告は同じ手続なので、周期は常に一致する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。制度上、点検周期と報告周期は一致しない場合がある。

エ：設問対象「点検の実施周期と、点検結果を消防機関へ報告する周期は別の概念である」に対応する根拠である。機器点検は6か月ごとに実施し、報告周期は用途区分に応じ1年または3年となるため、両者を混同してはならない。

総合解説：機器点検は6か月ごとに実施し、報告周期は用途区分に応じ1年または3年となるため、両者を混同してはならない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：点検周期と報告周期を明確に区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0053 設置・維持・点検制度 > 命令・遡及適用 | 難易度：基礎

命令・遡及適用の確認で「消防設備士」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「法17条の4の命令主体を理解する。」を確認する。

ア．消防設備士には同条の行政命令権限はない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．消防法第17条の4は、消防長または消防署長に設置・維持に関する命令権限を与えている。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防長または消防署長」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．検定協会は製品検定等を担う機関であり、同条の命令主体ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「日本消防検定協会」と同じ論点として扱うことになる。

エ．設計者は行政上の命令主体ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「建物の設計者」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「消防設備士」に対応する根拠である。消防設備士には同条の行政命令権限はない。

イ：この説明は別の記述「消防長または消防署長」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第17条の4は、消防長または消防署長に設置・維持に関する命令権限を与えている。

ウ：この説明は別の記述「日本消防検定協会」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。検定協会は製品検定等を担う機関であり、同条の命令主体ではない。

エ：この説明は別の記述「建物の設計者」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。設計者は行政上の命令主体ではない。

総合解説：消防設備士には同条の行政命令権限はない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：法17条の4の命令主体を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0054 設置・維持・点検制度 > 命令・遡及適用 | 難易度：基礎

次の対象記述「消火器メーカーの従業員全員」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「命令の相手方に必要な権原を理解する。」を確認する。

ア．来訪者は通常、設備を設置・維持する権原を有しない。この考え方を適用すると、設問の記述は「その建物を訪れたすべての来訪者」と同じ論点として扱うことになる。

イ．製造会社の従業員というだけで対象防火対象物の権原ある関係者にはならない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．同条は単なる関係者一般ではなく、必要な措置を行う権原を有する関係者を命令対象としている。この考え方を適用すると、設問の記述は「防火対象物の関係者で権原を有する者」と同じ論点として扱うことになる。

エ．受験者であることは命令相手方の要件ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防設備士試験の受験者」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「その建物を訪れたすべての来訪者」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。来訪者は通常、設備を設置・維持する権原を有しない。

イ：設問対象「消火器メーカーの従業員全員」に対応する根拠である。製造会社の従業員というだけで対象防火対象物の権原ある関係者にはならない。

ウ：この説明は別の記述「防火対象物の関係者で権原を有する者」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。同条は単なる関係者一般ではなく、必要な措置を行う権原を有する関係者を命令対象としている。

エ：この説明は別の記述「消防設備士試験の受験者」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。受験者であることは命令相手方の要件ではない。

総合解説：製造会社の従業員というだけで対象防火対象物の権原ある関係者にはならない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：命令の相手方に必要な権原を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0055 設置・維持・点検制度 > 命令・遡及適用 | 難易度：標準

「消防設備士免状を必ず取得すること」を1-2 設置・維持・点検制度の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「命令で求め得る内容を理解する。」を確認する。

ア．設備基準適合のための命令として所有権移転を定める条文ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「建物所有権を消防署へ移転すること」と同じ論点として扱うことになる。

イ．法17条の4は、基準に従った設置や維持のために必要な措置を命じることを認める。この考え方を適用すると、設問の記述は「設備等技術基準に従って設置すること、または維持のために必要な措置をすること」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．関係者本人に免状取得を命じる制度ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．同条の命令内容ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「建物の営業利益を消防機関へ納付すること」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「建物所有権を消防署へ移転すること」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。設備基準適合のための命令として所有権移転を定める条文ではない。

イ：この説明は別の記述「設備等技術基準に従って設置すること、または維持のために必要な措置をすること」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法17条の4は、基準に従った設置や維持のために必要な措置を命じることを認める。

ウ：設問対象「消防設備士免状を必ず取得すること」に対応する根拠である。関係者本人に免状取得を命じる制度ではない。

エ：この説明は別の記述「建物の営業利益を消防機関へ納付すること」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。同条の命令内容ではない。

総合解説：関係者本人に免状取得を命じる制度ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：命令で求め得る内容を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0056 設置・維持・点検制度 > 命令・遡及適用 | 難易度：標準

「一定の既存消防用設備等には従前の基準を適用する経過措置があるが、消火器・避難器具等はその対象から除かれる」という記述について、命令・遡及適用の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「既存設備の経過措置の原則と例外を理解する。」を確認する。

ア．適用除外には対象外設備や解除事由があり、永久・無条件ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「すべての既存設備に永久に旧基準だけが適用される」と同じ論点として扱うことになる。

イ．同条には一定の既存設備に対する経過措置がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「既存設備には常に新基準だけが適用され、経過措置は存在しない」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．法令により決まるもので、設備士の任意判断ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「経過措置の有無は消防設備士が任意に決定する」と同じ論点として扱うことになる。

エ．同条は既存設備の経過措置を設けつつ、消火器、避難器具その他政令で定めるものを明示的に除外している。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「すべての既存設備に永久に旧基準だけが適用される」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。適用除外には対象外設備や解除事由があり、永久・無条件ではない。

イ：この説明は別の記述「既存設備には常に新基準だけが適用され、経過措置は存在しない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。同条には一定の既存設備に対する経過措置がある。

ウ：この説明は別の記述「経過措置の有無は消防設備士が任意に決定する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法令により決まるもので、設備士の任意判断ではない。

エ：設問対象「一定の既存消防用設備等には従前の基準を適用する経過措置があるが、消火器・避難器具等はその対象から除かれる」に対応する根拠である。同条は既存設備の経過措置を設けつつ、消火器、避難器具その他政令で定めるものを明示的に除外している。

総合解説：同条は既存設備の経過措置を設けつつ、消火器、避難器具その他政令で定めるものを明示的に除外している。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：既存設備の経過措置の原則と例外を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0057 設置・維持・点検制度 > 命令・遡及適用 | 難易度：標準

担当者が資料中の「消火器は必ず永久に旧基準の適用を受ける」を確認した。乙6で重要な消火器の遡及適用を理解する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「乙6で重要な消火器の遡及適用を理解する。」を確認する。

ア．消火器は経過措置から明示的に除外される。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．消火器は条文上、経過措置の対象となる消防用設備等から明示的に除かれている。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器は同条第1項の経過措置の対象から除外されているため、旧基準のまま据え置けるという原則は適用されない」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．消火器にも設置・維持等の技術基準が適用される。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器だけは消防法の技術基準そのものが適用されない」と同じ論点として扱うことになる。

エ．基準の適用は法令により決まり、自由選択ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「所有者が希望すれば新旧どちらの基準でも自由に選べる」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「消火器は必ず永久に旧基準の適用を受ける」に対応する根拠である。消火器は経過措置から明示的に除外される。

イ：この説明は別の記述「消火器は同条第1項の経過措置の対象から除外されているため、旧基準のまま据え置けるという原則は適用されない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消火器は条文上、経過措置の対象となる消防用設備等から明示的に除かれている。

ウ：この説明は別の記述「消火器だけは消防法の技術基準そのものが適用されない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消火器にも設置・維持等の技術基準が適用される。

エ：この説明は別の記述「所有者が希望すれば新旧どちらの基準でも自由に選べる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。基準の適用は法令により決まり、自由選択ではない。

総合解説：消火器は経過措置から明示的に除外される。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：乙6で重要な消火器の遡及適用を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0058 設置・維持・点検制度 > 命令・遡及適用 | 難易度：標準

命令・遡及適用の確認で「すべての屋外消火栓設備」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「政令で追加される経過措置除外設備を理解する。」を確認する。

ア．施行令34条で無条件にすべての屋内消火栓設備を列挙しているわけではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「すべての屋内消火栓設備」と同じ論点として扱うことになる。

イ．施行令34条で無条件にすべての屋外消火栓設備を列挙しているわけではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．施行令第34条は、法17条の2の5の経過措置から除外される設備として簡易消火用具等を掲げる。この考え方を適用すると、設問の記述は「簡易消火用具」と同じ論点として扱うことになる。

エ．施行令34条で無条件にすべてのスプリンクラー設備を列挙しているわけではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「すべてのスプリンクラー設備」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「すべての屋内消火栓設備」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。施行令34条で無条件にすべての屋内消火栓設備を列挙しているわけではない。

イ：設問対象「すべての屋外消火栓設備」に対応する根拠である。施行令34条で無条件にすべての屋外消火栓設備を列挙しているわけではない。

ウ：この説明は別の記述「簡易消火用具」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。施行令第34条は、法17条の2の5の経過措置から除外される設備として簡易消火用具等を掲げる。

エ：この説明は別の記述「すべてのスプリンクラー設備」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。施行令34条で無条件にすべてのスプリンクラー設備を列挙しているわけではない。

総合解説：施行令34条で無条件にすべての屋外消火栓設備を列挙しているわけではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：政令で追加される経過措置除外設備を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0059 設置・維持・点検制度 > 命令・遡及適用 | 難易度：応用

次の対象記述「増築部分が必ず延べ面積の4分の3以上でなければ該当しない」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「経過措置に影響する増築・改築の規模基準を理解する。」を確認する。

ア．10㎡という基準ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「増築部分が10㎡以上なら一律に該当する」と同じ論点として扱うことになる。

イ．施行令第34条の2は、1,000㎡以上または基準時の延べ面積の2分の1以上という二つの基準を定める。この考え方を適用すると、設問の記述は「基準時以後の増築・改築部分の床面積合計が1,000㎡以上、または基準時の延べ面積の2分の1以上となる場合」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．法定基準は2分の1以上等である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．増築・改築の面積基準とは異なる。この考え方を適用すると、設問の記述は「面積にかかわらず、壁紙を張り替えただけで必ず該当する」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「増築部分が10㎡以上なら一律に該当する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。10㎡という基準ではない。

イ：この説明は別の記述「基準時以後の増築・改築部分の床面積合計が1,000㎡以上、または基準時の延べ面積の2分の1以上となる場合」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。施行令第34条の2は、1,000㎡以上または基準時の延べ面積の2分の1以上という二つの基準を定める。

ウ：設問対象「増築部分が必ず延べ面積の4分の3以上でなければ該当しない」に対応する根拠である。法定基準は2分の1以上等である。

エ：この説明は別の記述「面積にかかわらず、壁紙を張り替えただけで必ず該当する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。増築・改築の面積基準とは異なる。

総合解説：法定基準は2分の1以上等である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：経過措置に影響する増築・改築の規模基準を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0060 設置・維持・点検制度 > 命令・遡及適用 | 難易度：応用

「経過措置は既存設備のすべてに無条件で適用される制度ではなく、設備の種類や違反状態、増改築等の事情により新基準が適用される場合がある」を1-2 設置・維持・点検制度の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「経過措置が条件付き制度であることを総合判断する。」を確認する。

ア．一定の増改築等により経過措置が適用されない場合がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「一度旧基準適用となれば、以後どのような増改築があっても永久に旧基準だけが適用される」と同じ論点として扱うことになる。

イ．むしろ消火器は第1項の経過措置から除外される。この考え方を適用すると、設問の記述は「経過措置は消火器にだけ設けられた制度である」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．法令により適用関係が決まる。この考え方を適用すると、設問の記述は「経過措置は消防設備士の裁量で付与・取消しできる」と同じ論点として扱うことになる。

エ．消防法17条の2の5は、対象設備の除外や第2項の解除事由を設けており、経過措置は無条件ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「一度旧基準適用となれば、以後どのような増改築があっても永久に旧基準だけが適用される」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。一定の増改築等により経過措置が適用されない場合がある。

イ：この説明は別の記述「経過措置は消火器にだけ設けられた制度である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。むしろ消火器は第1項の経過措置から除外される。

ウ：この説明は別の記述「経過措置は消防設備士の裁量で付与・取消しできる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法令により適用関係が決まる。

エ：設問対象「経過措置は既存設備のすべてに無条件で適用される制度ではなく、設備の種類や違反状態、増改築等の事情により新基準が適用される場合がある」に対応する根拠である。消防法17条の2の5は、対象設備の除外や第2項の解除事由を設けており、経過措置は無条件ではない。

総合解説：消防法17条の2の5は、対象設備の除外や第2項の解除事由を設けており、経過措置は無条件ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：経過措置が条件付き制度であることを総合判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0061 消防設備士・検定制度 > 免状・講習 | 難易度：基礎

「甲種、乙種、丙種の3種類」という記述について、免状・講習の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「消防設備士免状の基本区分を理解する。」を確認する。

ア．消防設備士免状に丙種はない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．消防法第17条の6第1項は、消防設備士免状を甲種と乙種の二種類に大別する。この考え方を適用すると、設問の記述は「甲種消防設備士免状と乙種消防設備士免状」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．そのような級別制度ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「特級、1級、2級の3種類」と同じ論点として扱うことになる。

エ．法定区分は甲種と乙種である。この考え方を適用すると、設問の記述は「国家免状と民間免状の2種類」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「甲種、乙種、丙種の3種類」に対応する根拠である。消防設備士免状に丙種はない。

イ：この説明は別の記述「甲種消防設備士免状と乙種消防設備士免状」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第17条の6第1項は、消防設備士免状を甲種と乙種の二種類に大別する。

ウ：この説明は別の記述「特級、1級、2級の3種類」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。そのような級別制度ではない。

エ：この説明は別の記述「国家免状と民間免状の2種類」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法定区分は甲種と乙種である。

総合解説：消防設備士免状に丙種はない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：消防設備士免状の基本区分を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0062 消防設備士・検定制度 > 免状・講習 | 難易度：基礎

担当者が資料中の「避難器具」を確認した。乙6の対象設備を識別する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「乙6の対象設備を識別する。」を確認する。

ア．自動火災報知設備は第4類の対象である。この考え方を適用すると、設問の記述は「自動火災報知設備」と同じ論点として扱うことになる。

イ．避難器具は第5類の対象である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．消防試験研究センターの区分でも、乙種第6類は消火器を対象とする。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器」と同じ論点として扱うことになる。

エ．スプリンクラー設備は第1類の対象である。この考え方を適用すると、設問の記述は「スプリンクラー設備」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「自動火災報知設備」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。自動火災報知設備は第4類の対象である。

イ：設問対象「避難器具」に対応する根拠である。避難器具は第5類の対象である。

ウ：この説明は別の記述「消火器」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防試験研究センターの区分でも、乙種第6類は消火器を対象とする。

エ：この説明は別の記述「スプリンクラー設備」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。スプリンクラー設備は第1類の対象である。

総合解説：避難器具は第5類の対象である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：乙6の対象設備を識別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0063 消防設備士・検定制度 > 免状・講習 | 難易度：基礎

免状・講習の確認で「消防署長」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「免状交付者を理解する。」を確認する。

ア．消防設備士免状の原則的な交付者は都道府県知事である。この考え方を適用すると、設問の記述は「総務大臣」と同じ論点として扱うことになる。

イ．消防法第17条の7は、消防設備士試験に合格した者に対し都道府県知事が免状を交付すると定める。この考え方を適用すると、設問の記述は「都道府県知事」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．消防署長が免状を交付する制度ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．日本消防検定協会は検定業務を担うが、消防設備士免状の交付者ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「日本消防検定協会理事長」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「総務大臣」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防設備士免状の原則的な交付者は都道府県知事である。

イ：この説明は別の記述「都道府県知事」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第17条の7は、消防設備士試験に合格した者に対し都道府県知事が免状を交付すると定める。

ウ：設問対象「消防署長」に対応する根拠である。消防署長が免状を交付する制度ではない。

エ：この説明は別の記述「日本消防検定協会理事長」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。日本消防検定協会は検定業務を担うが、消防設備士免状の交付者ではない。

総合解説：消防署長が免状を交付する制度ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：免状交付者を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0064 消防設備士・検定制度 > 免状・講習 | 難易度：基礎

次の対象記述「乙種は、学歴・実務経験等の受験資格による制限がなく、誰でも受験できる」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「乙種試験の受験資格を理解する。」を確認する。

ア．乙種にはそのような学歴要件はない。この考え方を適用すると、設問の記述は「大学の工学系学科卒業生だけが受験できる」と同じ論点として扱うことになる。

イ．乙種受験に一律の実務経験要件はない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防設備の実務経験が2年以上必要である」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．乙種受験の前提として甲種免状は不要である。この考え方を適用すると、設問の記述は「甲種消防設備士免状を先に取得している必要がある」と同じ論点として扱うことになる。

エ．甲種には受験資格要件がある一方、乙種には受験資格の制限がない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「大学の工学系学科卒業生だけが受験できる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。乙種にはそのような学歴要件はない。

イ：この説明は別の記述「消防設備の実務経験が2年以上必要である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。乙種受験に一律の実務経験要件はない。

ウ：この説明は別の記述「甲種消防設備士免状を先に取得している必要がある」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。乙種受験の前提として甲種免状は不要である。

エ：設問対象「乙種は、学歴・実務経験等の受験資格による制限がなく、誰でも受験できる」に対応する根拠である。甲種には受験資格要件がある一方、乙種には受験資格の制限がない。

総合解説：甲種には受験資格要件がある一方、乙種には受験資格の制限がない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：乙種試験の受験資格を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0065 消防設備士・検定制度 > 免状・講習 | 難易度：標準

「試験会場で合格点を取った瞬間、自動的に紙の免状が発行済みとなる」を1-3 消防設備士・検定制度の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「試験合格と免状交付を区別する。」を確認する。

ア．合格と免状交付は制度上区別される。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．消防法第17条の7は、試験合格者に対して都道府県知事が免状を交付する仕組みを定めている。この考え方を適用すると、設問の記述は「試験合格後、都道府県知事から消防設備士免状の交付を受けて初めて免状所持者となる」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．免状を携帯するには交付を受ける必要がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「合格後は免状交付を受けなくても、免状携帯義務を満たしたことになる」と同じ論点として扱うことになる。

エ．合格と免状交付は別の手続である。この考え方を適用すると、設問の記述は「合格証明書があれば、消防設備士免状と完全に同一である」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「試験会場で合格点を取った瞬間、自動的に紙の免状が発行済みとなる」に対応する根拠である。合格と免状交付は制度上区別される。

イ：この説明は別の記述「試験合格後、都道府県知事から消防設備士免状の交付を受けて初めて免状所持者となる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第17条の7は、試験合格者に対して都道府県知事が免状を交付する仕組みを定めている。

ウ：この説明は別の記述「合格後は免状交付を受けなくても、免状携帯義務を満たしたことになる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。免状を携帯するには交付を受ける必要がある。

エ：この説明は別の記述「合格証明書があれば、消防設備士免状と完全に同一である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。合格と免状交付は別の手続である。

総合解説：合格と免状交付は制度上区別される。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：試験合格と免状交付を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0066 消防設備士・検定制度 > 免状・講習 | 難易度：標準

「業務を開始した日から5年以内」という記述について、免状・講習の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「初回講習の起算点と期限を理解する。」を確認する。

ア．法定期限は「免状交付日以後最初の4月1日から2年以内」である。この考え方を適用すると、設問の記述は「免状交付日から必ず6か月以内」と同じ論点として扱うことになる。

イ．初回の起算点は業務開始日ではなく免状交付後最初の4月1日である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．規則第33条の17第1項は、免状交付後最初の4月1日を起算点として2年以内の受講を求める。この考え方を適用すると、設問の記述は「免状交付日以後における最初の4月1日から2年以内」と同じ論点として扱うことになる。

エ．初回講習の期限ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「免状交付日から10年以内」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「免状交付日から必ず6か月以内」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法定期限は「免状交付日以後最初の4月1日から2年以内」である。

イ：設問対象「業務を開始した日から5年以内」に対応する根拠である。初回の起算点は業務開始日ではなく免状交付後最初の4月1日である。

ウ：この説明は別の記述「免状交付日以後における最初の4月1日から2年以内」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則第33条の17第1項は、免状交付後最初の4月1日を起算点として2年以内の受講を求める。

エ：この説明は別の記述「免状交付日から10年以内」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。初回講習の期限ではない。

総合解説：初回の起算点は業務開始日ではなく免状交付後最初の4月1日である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：初回講習の起算点と期限を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0067 消防設備士・検定制度 > 免状・講習 | 難易度：標準

担当者が資料中の「前回講習日から10年以内」を確認した。継続講習の周期を理解する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「継続講習の周期を理解する。」を確認する。

ア．一般的な法定周期は毎年ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「毎年必ず1回」と同じ論点として扱うことになる。

イ．規則第33条の17第2項は、受講日後最初の4月1日から5年以内に次回講習を受けることを求め、以後も同様とする。この考え方を適用すると、設問の記述は「講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．5年以内が原則である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．次回講習の起算点は前回受講日後最初の4月1日である。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防設備士として仕事をした日から2年以内」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「毎年必ず1回」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。一般的な法定周期は毎年ではない。

イ：この説明は別の記述「講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則第33条の17第2項は、受講日後最初の4月1日から5年以内に次回講習を受けることを求め、以後も同様とする。

ウ：設問対象「前回講習日から10年以内」に対応する根拠である。5年以内が原則である。

エ：この説明は別の記述「消防設備士として仕事をした日から2年以内」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。次回講習の起算点は前回受講日後最初の4月1日である。

総合解説：5年以内が原則である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：継続講習の周期を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0068 消防設備士・検定制度 > 免状・講習 | 難易度：標準

免状・講習の確認で「業務に従事していなくても、免状所持者は定期的な講習を受ける必要がある」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「非従事者にも講習義務があることを理解する。」を確認する。

ア．従事の有無にかかわらず受講が必要である。この考え方を適用すると、設問の記述は「業務に従事していなければ、講習義務は永久に免除される」と同じ論点として扱うことになる。

イ．そのような周期ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「業務に従事していない者は、20年に1回だけ受ければよい」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．乙種消防設備士にも講習義務がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「講習は甲種だけの義務で、乙種には適用されない」と同じ論点として扱うことになる。

エ．消防庁は、現在業務に従事しているか否かにかかわらず、消防設備士免状所有者に定期講習が必要であると明示している。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「業務に従事していなければ、講習義務は永久に免除される」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。従事の有無にかかわらず受講が必要である。

イ：この説明は別の記述「業務に従事していない者は、20年に1回だけ受ければよい」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。そのような周期ではない。

ウ：この説明は別の記述「講習は甲種だけの義務で、乙種には適用されない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。乙種消防設備士にも講習義務がある。

エ：設問対象「業務に従事していなくても、免状所持者は定期的な講習を受ける必要がある」に対応する根拠である。消防庁は、現在業務に従事しているか否かにかかわらず、消防設備士免状所有者に定期講習が必要であると明示している。

総合解説：消防庁は、現在業務に従事しているか否かにかかわらず、消防設備士免状所有者に定期講習が必要であると明示している。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：非従事者にも講習義務があることを理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0069 消防設備士・検定制度 > 免状・講習 | 難易度：標準

次の対象記述「消火設備」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「乙6の法定講習区分を識別する。」を確認する。

ア．この講習区分は第1～3類が主な対象であり、第6類乙種は別区分である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．消防庁告示では、第5類の甲・乙種と第6類乙種を「避難設備・消火器」の講習区分としている。この考え方を適用すると、設問の記述は「避難設備・消火器」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．警報設備の講習区分は主に第4類・第7類である。この考え方を適用すると、設問の記述は「警報設備」と同じ論点として扱うことになる。

エ．特類甲種を対象とする講習区分であり、第6類乙種ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「特殊消防用設備等」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「消火設備」に対応する根拠である。この講習区分は第1～3類が主な対象であり、第6類乙種は別区分である。

イ：この説明は別の記述「避難設備・消火器」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防庁告示では、第5類の甲・乙種と第6類乙種を「避難設備・消火器」の講習区分としている。

ウ：この説明は別の記述「警報設備」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。警報設備の講習区分は主に第4類・第7類である。

エ：この説明は別の記述「特殊消防用設備等」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。特類甲種を対象とする講習区分であり、第6類乙種ではない。

総合解説：この講習区分は第1～3類が主な対象であり、第6類乙種は別区分である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：乙6の法定講習区分を識別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0070 消防設備士・検定制度 > 免状・講習 | 難易度：標準

「第6類は特類の別称である」を1-3 消防設備士・検定制度の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「乙6の資格体系上の位置付けを理解する。」を確認する。

ア．第6類は乙種の区分である。この考え方を適用すると、設問の記述は「第6類は甲種だけが存在する」と同じ論点として扱うことになる。

イ．特類とは別の区分である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．消防設備士の類別では第6類は乙種のみで、消火器の整備等を対象とする。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器を対象とする第6類には乙種があり、甲種第6類という区分はない」と同じ論点として扱うことになる。

エ．第6類に甲種はない。この考え方を適用すると、設問の記述は「第6類には甲種と乙種の双方が必ず存在する」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「第6類は甲種だけが存在する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。第6類は乙種の区分である。

イ：設問対象「第6類は特類の別称である」に対応する根拠である。特類とは別の区分である。

ウ：この説明は別の記述「消火器を対象とする第6類には乙種があり、甲種第6類という区分はない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防設備士の類別では第6類は乙種のみで、消火器の整備等を対象とする。

エ：この説明は別の記述「第6類には甲種と乙種の双方が必ず存在する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。第6類に甲種はない。

総合解説：特類とは別の区分である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：乙6の資格体系上の位置付けを理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0071 消防設備士・検定制度 > 免状・講習 | 難易度：応用

「2026年4月1日」という記述について、免状・講習の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「講習期限の起算点を日付事例で判断する。」を確認する。

ア．規則は交付日そのものではなく、交付日以後最初の4月1日を起算点とする。この考え方を適用すると、設問の記述は「2026年8月20日」と同じ論点として扱うことになる。

イ．免状交付日以後における「最初の4月1日」が起算点なので、2026年8月20日交付なら2027年4月1日となる。この考え方を適用すると、設問の記述は「2027年4月1日」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．免状交付日前の4月1日は「交付日以後における最初の4月1日」ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．最初の4月1日は翌年2027年4月1日である。この考え方を適用すると、設問の記述は「2028年4月1日」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「2026年8月20日」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則は交付日そのものではなく、交付日以後最初の4月1日を起算点とする。

イ：この説明は別の記述「2027年4月1日」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。免状交付日以後における「最初の4月1日」が起算点なので、2026年8月20日交付なら2027年4月1日となる。

ウ：設問対象「2026年4月1日」に対応する根拠である。免状交付日前の4月1日は「交付日以後における最初の4月1日」ではない。

エ：この説明は別の記述「2028年4月1日」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。最初の4月1日は翌年2027年4月1日である。

総合解説：免状交付日前の4月1日は「交付日以後における最初の4月1日」ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：講習期限の起算点を日付事例で判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0072 消防設備士・検定制度 > 免状・講習 | 難易度：応用

担当者が資料中の「2027年4月1日」を確認した。継続講習の起算点を日付事例で判断する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「継続講習の起算点を日付事例で判断する。」を確認する。

ア．受講日前の4月1日は起算点にならない。この考え方を適用すると、設問の記述は「2026年4月1日」と同じ論点として扱うことになる。

イ．規則は受講日後最初の4月1日を基準とする。この考え方を適用すると、設問の記述は「2026年6月10日そのもの」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．これは単純に5年後の日付であり、法定の起算点の表現とは異なる。この考え方を適用すると、設問の記述は「2031年6月10日」と同じ論点として扱うことになる。

エ．受講日以後における最初の4月1日が起算点となるため、2026年6月10日の次は2027年4月1日である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「2026年4月1日」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。受講日前の4月1日は起算点にならない。

イ：この説明は別の記述「2026年6月10日そのもの」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則は受講日後最初の4月1日を基準とする。

ウ：この説明は別の記述「2031年6月10日」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。これは単純に5年後の日付であり、法定の起算点の表現とは異なる。

エ：設問対象「2027年4月1日」に対応する根拠である。受講日以後における最初の4月1日が起算点となるため、2026年6月10日の次は2027年4月1日である。

総合解説：受講日以後における最初の4月1日が起算点となるため、2026年6月10日の次は2027年4月1日である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：継続講習の起算点を日付事例で判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0073 消防設備士・検定制度 > 業務範囲・義務 | 難易度：基礎

業務範囲・義務の確認で「すべての消防用設備等の設置工事」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「乙種消防設備士の基本業務範囲を理解する。」を確認する。

ア．乙種は一般に設置工事を行う資格区分ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．法は甲種に工事または整備、乙種に整備の種類を総務省令で定める構造としている。この考え方を適用すると、設問の記述は「免状の種類に応じて総務省令で定める消防用設備等の整備」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．消防設備士免状の業務範囲ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「建築物の構造設計全般」と同じ論点として扱うことになる。

エ．危険物保安監督者等の別制度と混同している。この考え方を適用すると、設問の記述は「危険物施設の保安監督業務すべて」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「すべての消防用設備等の設置工事」に対応する根拠である。乙種は一般に設置工事を行う資格区分ではない。

イ：この説明は別の記述「免状の種類に応じて総務省令で定める消防用設備等の整備」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法は甲種に工事または整備、乙種に整備の種類を総務省令で定める構造としている。

ウ：この説明は別の記述「建築物の構造設計全般」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防設備士免状の業務範囲ではない。

エ：この説明は別の記述「危険物施設の保安監督業務すべて」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。危険物保安監督者等の別制度と混同している。

総合解説：乙種は一般に設置工事を行う資格区分ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：乙種消防設備士の基本業務範囲を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0074 消防設備士・検定制度 > 業務範囲・義務 | 難易度：基礎

次の対象記述「誘導標識の清掃」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「消火器整備が資格規制対象であることを理解する。」を確認する。

ア．簡易消火用具の水バケツは、同項で消火器と同様に資格独占整備対象として明示されていない。この考え方を適用すると、設問の記述は「水バケツ」と同じ論点として扱うことになる。

イ．清掃行為を同項が消火器と同様の資格独占整備として明示しているわけではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．施行令36条の2第2項は、第1項に掲げる設備等に加え、消火器および漏電火災警報器の整備を資格規制の対象とする。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器」と同じ論点として扱うことになる。

エ．簡易消火用具の乾燥砂は、消火器と同じ資格独占整備対象として明示されていない。この考え方を適用すると、設問の記述は「乾燥砂」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「水バケツ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。簡易消火用具の水バケツは、同項で消火器と同様に資格独占整備対象として明示されていない。

イ：設問対象「誘導標識の清掃」に対応する根拠である。清掃行為を同項が消火器と同様の資格独占整備として明示しているわけではない。

ウ：この説明は別の記述「消火器」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。施行令36条の2第2項は、第1項に掲げる設備等に加え、消火器および漏電火災警報器の整備を資格規制の対象とする。

エ：この説明は別の記述「乾燥砂」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。簡易消火用具の乾燥砂は、消火器と同じ資格独占整備対象として明示されていない。

総合解説：清掃行為を同項が消火器と同様の資格独占整備として明示しているわけではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：消火器整備が資格規制対象であることを理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0075 消防設備士・検定制度 > 業務範囲・義務 | 難易度：基礎

「消火器の設置工事は乙種第6類だけが独占する」を1-3 消防設備士・検定制度の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「消火器の設置と整備の資格規制差を理解する。」を確認する。

ア．甲種第6類は存在せず、消火器は同条第1項の列举にない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器の設置は甲種第6類だけが独占する」と同じ論点として扱うことになる。

イ．同条第1項は資格独占となる各設備の設置工事を列举するが消火器は含まず、第2項の整備側で消火器を明示する。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器は同条第1項の資格独占となる設置工事の列举には含まれない」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．乙種は整備を行う資格であり、同条第1項の設置工事列举に消火器はない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．消火器には設置・維持基準があり、整備には資格規制もある。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器は設置も整備も法令上の基準が一切ない」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「消火器の設置は甲種第6類だけが独占する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。甲種第6類は存在せず、消火器は同条第1項の列举にない。

イ：この説明は別の記述「消火器は同条第1項の資格独占となる設置工事の列举には含まれない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。同条第1項は資格独占となる各設備の設置工事を列举するが消火器は含まず、第2項の整備側で消火器を明示する。

ウ：設問対象「消火器の設置工事は乙種第6類だけが独占する」に対応する根拠である。乙種は整備を行う資格であり、同条第1項の設置工事列举に消火器はない。

エ：この説明は別の記述「消火器は設置も整備も法令上の基準が一切ない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消火器には設置・維持基準があり、整備には資格規制もある。

総合解説：乙種は整備を行う資格であり、同条第1項の設置工事列举に消火器はない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：消火器の設置と整備の資格規制差を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0076 消防設備士・検定制度 > 業務範囲・義務 | 難易度：標準

「消火器」という記述について、業務範囲・義務の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「乙6の整備対象を識別する。」を確認する。

ア．第1類に関係する設備であり、第6類の対象ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「スプリンクラー設備全般」と同じ論点として扱うことになる。

イ．第4類に関係する設備である。この考え方を適用すると、設問の記述は「自動火災報知設備全般」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．第5類に関係する設備である。この考え方を適用すると、設問の記述は「避難はしご全般」と同じ論点として扱うことになる。

エ．第6類乙種は消火器を対象とする免状区分である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「スプリンクラー設備全般」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。第1類に関係する設備であり、第6類の対象ではない。

イ：この説明は別の記述「自動火災報知設備全般」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。第4類に関係する設備である。

ウ：この説明は別の記述「避難はしご全般」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。第5類に関係する設備である。

エ：設問対象「消火器」に対応する根拠である。第6類乙種は消火器を対象とする免状区分である。

総合解説：第6類乙種は消火器を対象とする免状区分である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：乙6の整備対象を識別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0077 消防設備士・検定制度 > 業務範囲・義務 | 難易度：標準

担当者が資料中の「免状を自宅に保管しておけば携帯しなくてよい」を確認した。業務従事時の免状携帯義務を理解する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「業務従事時の免状携帯義務を理解する。」を確認する。

ア．業務従事時は携帯が必要である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．消防法第17条の13は、消防設備士が業務に従事するときの免状携帯を義務付ける。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防設備士免状を携帯すること」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．番号の暗記は免状携帯の代替にならない。この考え方を適用すると、設問の記述は「免状番号を暗記していれば携帯不要である」と同じ論点として扱うことになる。

エ．法は消防設備士本人に免状携帯を求める。この考え方を適用すると、設問の記述は「勤務先が免状のコピーを持っていれば本人は携帯不要である」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「免状を自宅に保管しておけば携帯しなくてよい」に対応する根拠である。業務従事時は携帯が必要である。

イ：この説明は別の記述「消防設備士免状を携帯すること」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第17条の13は、消防設備士が業務に従事するときの免状携帯を義務付ける。

ウ：この説明は別の記述「免状番号を暗記していれば携帯不要である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。番号の暗記は免状携帯の代替にならない。

エ：この説明は別の記述「勤務先が免状のコピーを持っていれば本人は携帯不要である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法は消防設備士本人に免状携帯を求める。

総合解説：業務従事時は携帯が必要である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：業務従事時の免状携帯義務を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0078 消防設備士・検定制度 > 業務範囲・義務 | 難易度：標準

業務範囲・義務の確認で「依頼者の希望があれば技術基準を無視すること」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「消防設備士の誠実義務を理解する。」を確認する。

ア．販売数量の増加は法17条の12の責務ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「できるだけ多くの設備を販売すること」と同じ論点として扱うことになる。

イ．誠実な業務遂行には法令・技術基準の遵守が前提となる。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．法17条の12は、業務の誠実な遂行と設備等の質の向上への努力を消防設備士の責務とする。この考え方を適用すると、設問の記述は「業務を誠実に行之、工事整備対象設備等の質の向上に努めること」と同じ論点として扱うことになる。

エ．消防設備士に法令変更権限はない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防署の許可なく法令を独自に変更すること」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「できるだけ多くの設備を販売すること」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。販売数量の増加は法17条の12の責務ではない。

イ：設問対象「依頼者の希望があれば技術基準を無視すること」に対応する根拠である。誠実な業務遂行には法令・技術基準の遵守が前提となる。

ウ：この説明は別の記述「業務を誠実に行之、工事整備対象設備等の質の向上に努めること」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法17条の12は、業務の誠実な遂行と設備等の質の向上への努力を消防設備士の責務とする。

エ：この説明は別の記述「消防署の許可なく法令を独自に変更すること」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防設備士に法令変更権限はない。

総合解説：誠実な業務遂行には法令・技術基準の遵守が前提となる。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：消防設備士の誠実義務を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0079 消防設備士・検定制度 > 業務範囲・義務 | 難易度：標準

次の対象記述「着工届はすべての消防設備士が毎月提出する」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「甲種の着工届と乙6業務を区別する。」を確認する。

- ア．点検・整備と甲種の対象工事の着工届を混同している。この考え方を適用すると、設問の記述は「乙種第6類が消火器を点検するたび、必ず10日前に着工届を出す」と同じ論点として扱うことになる。
- イ．第17条の14は甲種消防設備士が対象工事に着手する10日前までに届け出る規定であり、乙種の整備規定とは区別される。この考え方を適用すると、設問の記述は「同条の着工届義務は政令で定める工事を行う甲種消防設備士に課されるもので、乙種第6類の消火器整備に同じ義務がそのまま課されるわけではない」と同じ論点として扱うことになる。
- ウ．対象工事を行う甲種に関する規定である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
- エ．法17条の14の届出先は消防長または消防署長である。この考え方を適用すると、設問の記述は「着工届は検定協会へ提出する」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

- ア：この説明は別の記述「乙種第6類が消火器を点検するたび、必ず10日前に着工届を出す」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。点検・整備と甲種の対象工事の着工届を混同している。
- イ：この説明は別の記述「同条の着工届義務は政令で定める工事を行う甲種消防設備士に課されるもので、乙種第6類の消火器整備に同じ義務がそのまま課されるわけではない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。第17条の14は甲種消防設備士が対象工事に着手する10日前までに届け出る規定であり、乙種の整備規定とは区別される。
- ウ：設問対象「着工届はすべての消防設備士が毎月提出する」に対応する根拠である。対象工事を行う甲種に関する規定である。
- エ：この説明は別の記述「着工届は検定協会へ提出する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法17条の14の届出先は消防長または消防署長である。
- 総合解説：対象工事を行う甲種に関する規定である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：甲種の着工届と乙6業務を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0080 消防設備士・検定制度 > 業務範囲・義務 | 難易度：標準

「点検については一定の防火対象物で消防設備士等への依頼が必要だが、その他は関係者が自ら点検できる一方、資格独占の整備は消防設備士免状が必要である」を1-3 消防設備士・検定制度の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「点検者制度と整備資格規制を区別する。」を確認する。

- ア．点検制度と工事・整備の資格規制は別条文で構成される。この考え方を適用すると、設問の記述は「点検と整備は法令上完全に同じ行為で、常に同じ資格要件である」と同じ論点として扱うことになる。
- イ．一定の防火対象物では有資格者による点検が必要である。この考え方を適用すると、設問の記述は「すべての点検は無資格者が行え、消防設備士等への依頼義務はない」と同じ論点として扱うことになる。
- ウ．消火器の整備は施行令36条の2第2項の資格規制対象である。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器の整備は誰でも自由に行え、資格規制はない」と同じ論点として扱うことになる。
- エ．点検者規制は法17条の3の3・施行令36条、整備の資格独占は法17条の5・施行令36条の2で定められ、制度が異なる。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

- ア：この説明は別の記述「点検と整備は法令上完全に同じ行為で、常に同じ資格要件である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。点検制度と工事・整備の資格規制は別条文で構成される。
- イ：この説明は別の記述「すべての点検は無資格者が行え、消防設備士等への依頼義務はない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。一定の防火対象物では有資格者による点検が必要である。
- ウ：この説明は別の記述「消火器の整備は誰でも自由に行え、資格規制はない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消火器の整備は施行令36条の2第2項の資格規制対象である。
- エ：設問対象「点検については一定の防火対象物で消防設備士等への依頼が必要だが、その他は関係者が自ら点検できる一方、資格独占の整備は消防設備士免状が必要である」に対応する根拠である。点検者規制は法17条の3の3・施行令36条、整備の資格独占は法17条の5・施行令36条の2で定められ、制度が異なる。
- 総合解説：点検者規制は法17条の3の3・施行令36条、整備の資格独占は法17条の5・施行令36条の2で定められ、制度が異なる。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：点検者制度と整備資格規制を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0081 消防設備士・検定制度 > 業務範囲・義務 | 難易度：応用

「所有者の承諾があれば常に行える」という記述について、業務範囲・義務の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「無資格整備の禁止を理解する。」を確認する。

ア．所有者の承諾で資格規制を解除することはできない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．法17条の5は、免状のない者が政令で定める整備を行うことを禁止し、施行令36条の2第2項は消火器を対象に含める。この考え方を適用すると、設問の記述は「行ってはならない」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．作業時間の短さだけで資格規制が解除されるものではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「作業が短時間なら無資格でも必ず行える」と同じ論点として扱うことになる。

エ．作業を行う時点で必要な資格を有する必要がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「作業後に免状を取得すれば、作業時点の無資格は問題にならない」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「所有者の承諾があれば常に行える」に対応する根拠である。所有者の承諾で資格規制を解除することはできない。

イ：この説明は別の記述「行ってはならない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法17条の5は、免状のない者が政令で定める整備を行うことを禁止し、施行令36条の2第2項は消火器を対象に含める。

ウ：この説明は別の記述「作業が短時間なら無資格でも必ず行える」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。作業時間の短さだけで資格規制が解除されるものではない。

エ：この説明は別の記述「作業後に免状を取得すれば、作業時点の無資格は問題にならない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。作業を行う時点で必要な資格を有する必要がある。

総合解説：所有者の承諾で資格規制を解除することはできない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：無資格整備の禁止を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0082 消防設備士・検定制度 > 業務範囲・義務 | 難易度：応用

担当者が資料中の「点検記録を書き換えれば、実作業は基準外でもよい」を確認した。消防設備士の責務を実務事例で判断する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「消防設備士の責務を実務事例で判断する。」を確認する。

ア．消防設備士の誠実な業務遂行と法令遵守に反する。この考え方を適用すると、設問の記述は「依頼者の希望を最優先し、法令は無視する」と同じ論点として扱うことになる。

イ．虚偽の記録や基準外作業を正当化できない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．法17条の12の誠実義務等から、依頼者の希望だけを理由に基準を無視してはならない。この考え方を適用すると、設問の記述は「法令・技術基準に従い、誠実に業務を行う」と同じ論点として扱うことになる。

エ．免状携帯は必要だが、技術基準を免除するものではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「免状を携帯していれば、作業内容は自由である」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「依頼者の希望を最優先し、法令は無視する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防設備士の誠実な業務遂行と法令遵守に反する。

イ：設問対象「点検記録を書き換えれば、実作業は基準外でもよい」に対応する根拠である。虚偽の記録や基準外作業を正当化できない。

ウ：この説明は別の記述「法令・技術基準に従い、誠実に業務を行う」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法17条の12の誠実義務等から、依頼者の希望だけを理由に基準を無視してはならない。

エ：この説明は別の記述「免状を携帯していれば、作業内容は自由である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。免状携帯は必要だが、技術基準を免除するものではない。

総合解説：虚偽の記録や基準外作業を正当化できない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：消防設備士の責務を実務事例で判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0083 消防設備士・検定制度 > 検定・型式承認・表示 | 難易度：基礎

検定・型式承認・表示の確認で「乾燥砂」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「消火器が検定対象であることを理解する。」を確認する。

ア．簡易消火用具の水バケツは検定品目の消火器とは異なる。この考え方を適用すると、設問の記述は「水バケツ」と同じ論点として扱うことになる。

イ．消防法施行令第37条および日本消防検定協会の検定品目には消火器が含まれる。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．乾燥砂は簡易消火用具であり、消火器そのものの検定品目ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．消防用機械器具ではなく、検定対象機械器具等ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「防火管理者手帳」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「水バケツ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。簡易消火用具の水バケツは検定品目の消火器とは異なる。

イ：この説明は別の記述「消火器」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法施行令第37条および日本消防検定協会の検定品目には消火器が含まれる。

ウ：設問対象「乾燥砂」に対応する根拠である。乾燥砂は簡易消火用具であり、消火器そのものの検定品目ではない。

エ：この説明は別の記述「防火管理者手帳」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防用機械器具ではなく、検定対象機械器具等ではない。

総合解説：乾燥砂は簡易消火用具であり、消火器そのものの検定品目ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：消火器が検定対象であることを理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0084 消防設備士・検定制度 > 検定・型式承認・表示 | 難易度：基礎

次の対象記述「型式承認と型式適合検定」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「検定制度の二段階構造を理解する。」を確認する。

ア．これは防火対象物側の手続であり、製品検定の構成ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「設置届と点検報告」と同じ論点として扱うことになる。

イ．これは消防設備士試験の区分である。この考え方を適用すると、設問の記述は「甲種試験と乙種試験」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．建築行政の手続であり、消防法上の検定の構成ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「建築確認と完了検査」と同じ論点として扱うことになる。

エ．日本消防検定協会の公式説明では、検定は型式承認と型式適合検定で構成される。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「設置届と点検報告」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。これは防火対象物側の手続であり、製品検定の構成ではない。

イ：この説明は別の記述「甲種試験と乙種試験」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。これは消防設備士試験の区分である。

ウ：この説明は別の記述「建築確認と完了検査」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。建築行政の手続であり、消防法上の検定の構成ではない。

エ：設問対象「型式承認と型式適合検定」に対応する根拠である。日本消防検定協会の公式説明では、検定は型式承認と型式適合検定で構成される。

総合解説：日本消防検定協会の公式説明では、検定は型式承認と型式適合検定で構成される。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：検定制度の二段階構造を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0085 消防設備士・検定制度 > 検定・型式承認・表示 | 難易度：標準

「消防署長」を1-3 消防設備士・検定制度の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「型式承認の主体を理解する。」を確認する。

ア．型式承認の主体ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．消防法および日本消防検定協会の説明では、技術上の規格に適合する型式を総務大臣が承認する。この考え方を適用すると、設問の記述は「総務大臣」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．消防設備士免状は都道府県知事が交付するが、型式承認は総務大臣である。この考え方を適用すると、設問の記述は「都道府県知事」と同じ論点として扱うことになる。

エ．消防設備士に型式承認権限はない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防設備士個人」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「消防署長」に対応する根拠である。型式承認の主体ではない。

イ：この説明は別の記述「総務大臣」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法および日本消防検定協会の説明では、技術上の規格に適合する型式を総務大臣が承認する。

ウ：この説明は別の記述「都道府県知事」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防設備士免状は都道府県知事が交付するが、型式承認は総務大臣である。

エ：この説明は別の記述「消防設備士個人」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防設備士に型式承認権限はない。

総合解説：型式承認の主体ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：型式承認の主体を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0086 消防設備士・検定制度 > 検定・型式承認・表示 | 難易度：標準

「協会が消防法を制定する」という記述について、検定・型式承認・表示の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「型式承認手続における検定協会の役割を理解する。」を確認する。

ア．免状交付は都道府県知事の役割である。この考え方を適用すると、設問の記述は「協会が消防設備士免状を交付する」と同じ論点として扱うことになる。

イ．法律制定機関ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．協会は見本の試験等を行い、総務大臣による型式承認につながる検定業務を担う。この考え方を適用すると、設問の記述は「見本について所定の試験を行い、その結果が型式承認の手続に用いられる」と同じ論点として扱うことになる。

エ．設置義務は消防法令の技術基準で定まる。この考え方を適用すると、設問の記述は「協会が建物ごとの消火器設置義務を独自に決める」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「協会が消防設備士免状を交付する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。免状交付は都道府県知事の役割である。

イ：設問対象「協会が消防法を制定する」に対応する根拠である。法律制定機関ではない。

ウ：この説明は別の記述「見本について所定の試験を行い、その結果が型式承認の手続に用いられる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。協会は見本の試験等を行い、総務大臣による型式承認につながる検定業務を担う。

エ：この説明は別の記述「協会が建物ごとの消火器設置義務を独自に決める」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。設置義務は消防法令の技術基準で定まる。

総合解説：法律制定機関ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：型式承認手続における検定協会の役割を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0087 消防設備士・検定制度 > 検定・型式承認・表示 | 難易度：標準

担当者が資料中の「建物の避難計画を審査すること」を確認した。型式適合検定の目的を理解する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「型式適合検定の目的を理解する。」を確認する。

- ア．消防設備士試験とは別制度である。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防設備士の学科試験の合否を判定すること」と同じ論点として扱うことになる。
- イ．型式承認後に製造された製品について、承認型式との適合性を確認するのが型式適合検定である。この考え方を適用すると、設問の記述は「製造された製品が、承認を受けた型式に適合していることを確認すること」と同じ論点として扱うことになる。
- ウ．製品の型式適合性を確認する制度である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
- エ．所有権確認を目的とする制度ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「防火対象物の所有権を確認すること」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

- ア：この説明は別の記述「消防設備士の学科試験の合否を判定すること」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防設備士試験とは別制度である。
- イ：この説明は別の記述「製造された製品が、承認を受けた型式に適合していることを確認すること」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。型式承認後に製造された製品について、承認型式との適合性を確認するのが型式適合検定である。
- ウ：設問対象「建物の避難計画を審査すること」に対応する根拠である。製品の型式適合性を確認する制度である。
- エ：この説明は別の記述「防火対象物の所有権を確認すること」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。所有権確認を目的とする制度ではない。
- 総合解説：製品の型式適合性を確認する制度である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：型式適合検定の目的を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0088 消防設備士・検定制度 > 検定・型式承認・表示 | 難易度：標準

検定・型式承認・表示の確認で「型式承認を受けた型式であり、かつ型式適合検定に合格したことを示す表示が付される」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「検定合格表示の意味を理解する。」を確認する。

- ア．法は正規の場合以外の表示や紛らわしい表示を禁止する。この考え方を適用すると、設問の記述は「製造者が希望すれば、検定を受けなくても同じ表示を自由に付せる」と同じ論点として扱うことになる。
- イ．製品の検定表示と個人資格の免状は別である。この考え方を適用すると、設問の記述は「表示は消防設備士免状の代わりになる」と同じ論点として扱うことになる。
- ウ．製品の検定合格と建物側の点検報告義務は別制度である。この考え方を適用すると、設問の記述は「表示があれば、防火対象物の点検報告は不要になる」と同じ論点として扱うことになる。
- エ．消防法第21条の9は、承認型式かつ型式適合検定合格品である旨の表示を定める。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

- ア：この説明は別の記述「製造者が希望すれば、検定を受けなくても同じ表示を自由に付せる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法は正規の場合以外の表示や紛らわしい表示を禁止する。
- イ：この説明は別の記述「表示は消防設備士免状の代わりになる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。製品の検定表示と個人資格の免状は別である。
- ウ：この説明は別の記述「表示があれば、防火対象物の点検報告は不要になる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。製品の検定合格と建物側の点検報告義務は別制度である。
- エ：設問対象「型式承認を受けた型式であり、かつ型式適合検定に合格したことを示す表示が付される」に対応する根拠である。消防法第21条の9は、承認型式かつ型式適合検定合格品である旨の表示を定める。
- 総合解説：消防法第21条の9は、承認型式かつ型式適合検定合格品である旨の表示を定める。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：検定合格表示の意味を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0089 消防設備士・検定制度 > 検定・型式承認・表示 | 難易度：応用

次の対象記述「製造者名を併記すれば自由に付してよい」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「検定表示の不正使用禁止を理解する。」を確認する。

ア．製造者名の併記で禁止が解除されるわけではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．消防法第21条の9第2項は、正規の場合を除き検定表示または紛らわしい表示を付すことを禁止する。この考え方を適用すると、設問の記述は「付してはならない」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．販売店に法定表示の許可権限はない。この考え方を適用すると、設問の記述は「販売店の許可があれば付してよい」と同じ論点として扱うことになる。

エ．消防設備士の口頭承認で検定表示制度を代替できない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防設備士が口頭で認めれば付してよい」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「製造者名を併記すれば自由に付してよい」に対応する根拠である。製造者名の併記で禁止が解除されるわけではない。

イ：この説明は別の記述「付してはならない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防法第21条の9第2項は、正規の場合を除き検定表示または紛らわしい表示を付すことを禁止する。

ウ：この説明は別の記述「販売店の許可があれば付してよい」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。販売店に法定表示の許可権限はない。

エ：この説明は別の記述「消防設備士が口頭で認めれば付してよい」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防設備士の口頭承認で検定表示制度を代替できない。

総合解説：製造者名の併記で禁止が解除されるわけではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：検定表示の不正使用禁止を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0090 消防設備士・検定制度 > 検定・型式承認・表示 | 難易度：応用

「一度承認されれば、どのような事情があっても永久に失効しない」を1-3 消防設備士・検定制度の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「型式承認の有効性と失効制度を理解する。」を確認する。

ア．一律1年の有効期限ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「すべての型式承認は1年で自動失効する」と同じ論点として扱うことになる。

イ．一定の場合に総務大臣が効力を失わせることができる。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．型式承認は単純な定期更新制ではないが、消防法第21条の5・6に基づき一定の場合に効力を失わせる制度がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「一律の有効期限はないが、型式適合検定を引き続き2年以上受検しない型式等では、総務大臣が型式承認の効力を失わせることができる」と同じ論点として扱うことになる。

エ．一律5年の自動失効制度ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「すべての型式承認は5年で必ず自動失効する」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「すべての型式承認は1年で自動失効する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。一律1年の有効期限ではない。

イ：設問対象「一度承認されれば、どのような事情があっても永久に失効しない」に対応する根拠である。一定の場合に総務大臣が効力を失わせることができる。

ウ：この説明は別の記述「一律の有効期限はないが、型式適合検定を引き続き2年以上受検しない型式等では、総務大臣が型式承認の効力を失わせることができる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。型式承認は単純な定期更新制ではないが、消防法第21条の5・6に基づき一定の場合に効力を失わせる制度がある。

エ：この説明は別の記述「すべての型式承認は5年で必ず自動失効する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。一律5年の自動失効制度ではない。

総合解説：一定の場合に総務大臣が効力を失わせることができる。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：型式承認の有効性と失効制度を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0091 第6類法令 設置義務・能力単位 > 設置対象の判定 | 難易度：基礎

「一般の学校はすべて面積にかかわらず対象となる」という記述について、設置対象の判定の知識に照らし、最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「面積要件なしで設置対象となる用途群を識別する。」を確認する。

ア．令第10条第1項第1号イは、（１）項イ、（２）項、一定の（６）項、地下街などを面積要件なしで設置対象としている。この考え方を適用すると、設問の記述は「劇場・映画館など、令別表第1（１）項イに掲げる防火対象物」と同じ論点として扱うことになる。

イ．集会場等の（１）項口は、原則として延べ面積150㎡以上が基準となる。この考え方を適用すると、設問の記述は「集会場はすべて面積にかかわらず対象となる」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．学校等の（７）項は、原則として延べ面積300㎡以上が基準となる。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．一般事務所等の（15）項は、原則として延べ面積300㎡以上が基準となる。この考え方を適用すると、設問の記述は「一般の事務所はすべて面積にかかわらず対象となる」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「劇場・映画館など、令別表第1（１）項イに掲げる防火対象物」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。令第10条第1項第1号イは、（１）項イ、（２）項、一定の（６）項、地下街などを面積要件なしで設置対象としている。

イ：この説明は別の記述「集会場はすべて面積にかかわらず対象となる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。集会場等の（１）項口は、原則として延べ面積150㎡以上が基準となる。

ウ：設問対象「一般の学校はすべて面積にかかわらず対象となる」に対応する根拠である。学校等の（７）項は、原則として延べ面積300㎡以上が基準となる。

エ：この説明は別の記述「一般の事務所はすべて面積にかかわらず対象となる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。一般事務所等の（15）項は、原則として延べ面積300㎡以上が基準となる。

総合解説：学校等の（７）項は、原則として延べ面積300㎡以上が基準となる。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：面積要件なしで設置対象となる用途群を識別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0092 第6類法令 設置義務・能力単位 > 設置対象の判定 | 難易度：基礎

担当者が資料中の「150㎡以上」を確認した。150㎡基準の用途を理解する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「150㎡基準の用途を理解する。」を確認する。

ア．50㎡は、別の場面で地階・無窓階・3階以上の階に関する基準として現れる数値である。この考え方を適用すると、設問の記述は「50㎡以上」と同じ論点として扱うことになる。

イ．300㎡基準は学校・図書館・神社・事務所等の一定用途に用いられる。この考え方を適用すると、設問の記述は「300㎡以上」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．令第10条の百貨店等の一般的な設置基準ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「500㎡以上」と同じ論点として扱うことになる。

エ．令第10条第1項第2号は、（４）項を含む一定の防火対象物について延べ面積150㎡以上を設置基準としている。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「50㎡以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。50㎡は、別の場面で地階・無窓階・3階以上の階に関する基準として現れる数値である。

イ：この説明は別の記述「300㎡以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。300㎡基準は学校・図書館・神社・事務所等の一定用途に用いられる。

ウ：この説明は別の記述「500㎡以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。令第10条の百貨店等の一般的な設置基準ではない。

エ：設問対象「150㎡以上」に対応する根拠である。令第10条第1項第2号は、（４）項を含む一定の防火対象物について延べ面積150㎡以上を設置基準としている。

総合解説：令第10条第1項第2号は、（４）項を含む一定の防火対象物について延べ面積150㎡以上を設置基準としている。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：150㎡基準の用途を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0093 第6類法令 設置義務・能力単位 > 設置対象の判定 | 難易度：基礎

設置対象の判定の確認で「1,000㎡以上」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「300㎡基準の用途を理解する。」を確認する。

- ア．学校等の消火器具設置の一般基準ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
- イ．学校等の設置判定の一般基準ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「100㎡以上」と同じ論点として扱うことになる。
- ウ．150㎡基準は百貨店・旅館等を含む別の用途群に用いられる。この考え方を適用すると、設問の記述は「150㎡以上」と同じ論点として扱うことになる。
- エ．令第10条第1項第3号は、(7)項、(8)項、(10)項、(11)項、(15)項について延べ面積300㎡以上を基準としている。この考え方を適用すると、設問の記述は「300㎡以上」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

- ア：設問対象「1,000㎡以上」に対応する根拠である。学校等の消火器具設置の一般基準ではない。
 - イ：この説明は別の記述「100㎡以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。学校等の設置判定の一般基準ではない。
 - ウ：この説明は別の記述「150㎡以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。150㎡基準は百貨店・旅館等を含む別の用途群に用いられる。
 - エ：この説明は別の記述「300㎡以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。令第10条第1項第3号は、(7)項、(8)項、(10)項、(11)項、(15)項について延べ面積300㎡以上を基準としている。
- 総合解説：学校等の消火器具設置の一般基準ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：300㎡基準の用途を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0094 第6類法令 設置義務・能力単位 > 設置対象の判定 | 難易度：基礎

次の対象記述「500㎡以上でなければ対象にならない」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「「以上」の意味を含め300㎡基準を適用できる。」を確認する。

- ア．「以上」は基準値を含む。この考え方を適用すると、設問の記述は「300㎡を超える場合だけ対象で、300㎡ちょうどは対象外である」と同じ論点として扱うことになる。
- イ．事務所等の一般基準は300㎡以上である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
- ウ．事務所等も基準面積以上であれば対象となる。この考え方を適用すると、設問の記述は「面積にかかわらず必ず対象外である」と同じ論点として扱うことになる。
- エ．令第10条第1項第3号は「300㎡以上」としているため、300㎡ちょうども含まれる。この考え方を適用すると、設問の記述は「原則として設置対象となる」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

- ア：この説明は別の記述「300㎡を超える場合だけ対象で、300㎡ちょうどは対象外である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。「以上」は基準値を含む。
 - イ：設問対象「500㎡以上でなければ対象にならない」に対応する根拠である。事務所等の一般基準は300㎡以上である。
 - ウ：この説明は別の記述「面積にかかわらず必ず対象外である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。事務所等も基準面積以上であれば対象となる。
 - エ：この説明は別の記述「原則として設置対象となる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。令第10条第1項第3号は「300㎡以上」としているため、300㎡ちょうども含まれる。
- 総合解説：事務所等の一般基準は300㎡以上である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：「以上」の意味を含め300㎡基準を適用できる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0095 第6類法令 設置義務・能力単位 > 設置対象の判定 | 難易度：標準

「消火器具ではなく屋内消火栓だけを設ければよい」を1-4 第6類法令 設置義務・能力単位の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「小規模飲食店の消火器具設置義務を判断できる。」を確認する。

ア．令第10条第1項第1号口は、火を使用する設備・器具があり所定の防火上有効な措置がない飲食店を面積にかかわらず対象とする。この考え方を適用すると、設問の記述は「延べ面積150㎡未満でも、原則として設置対象となる」と同じ論点として扱うことになる。

イ．小規模飲食店でも、火を使用する設備等があり所定の措置がなければ対象となる。この考え方を適用すると、設問の記述は「150㎡未満なので必ず設置対象外となる」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．消火器具の設置義務を他設備だけで当然に置き換えることはできない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．飲食店の当該規定に300㎡基準は用いない。この考え方を適用すると、設問の記述は「300㎡未満なので必ず設置対象外となる」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「延べ面積150㎡未満でも、原則として設置対象となる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。令第10条第1項第1号口は、火を使用する設備・器具があり所定の防火上有効な措置がない飲食店を面積にかかわらず対象とする。

イ：この説明は別の記述「150㎡未満なので必ず設置対象外となる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。小規模飲食店でも、火を使用する設備等があり所定の措置がなければ対象となる。

ウ：設問対象「消火器具ではなく屋内消火栓だけを設ければよい」に対応する根拠である。消火器具の設置義務を他設備だけで当然に置き換えることはできない。

エ：この説明は別の記述「300㎡未満なので必ず設置対象外となる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。飲食店の当該規定に300㎡基準は用いない。

総合解説：消火器具の設置義務を他設備だけで当然に置き換えることはできない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：小規模飲食店の消火器具設置義務を判断できる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0096 第6類法令 設置義務・能力単位 > 設置対象の判定 | 難易度：標準

「同号口による面積要件なしの設置対象からは除かれる」という記述について、設置対象の判定の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「小規模飲食店における防火上有効な措置の効果を理解する。」を確認する。

ア．同号口には防火上有効な措置が講じられたものを除く旨の規定がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「措置の有無にかかわらず、同号口により必ず面積要件なしで対象となる」と同じ論点として扱うことになる。

イ．除外されるのは当該設置要件であり、消防法全体が適用除外になるわけではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「措置を講じると消防法全体の適用がなくなる」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．設置禁止を定める規定ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「措置を講じると延べ面積に関係なく消火器具を設置してはならない」と同じ論点として扱うことになる。

エ．令第10条第1項第1号口は、所定の防火上有効な措置が講じられた火気設備・器具を除外している。ただし、他の規定や条例による義務は別途確認が必要である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「措置の有無にかかわらず、同号口により必ず面積要件なしで対象となる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。同号口には防火上有効な措置が講じられたものを除く旨の規定がある。

イ：この説明は別の記述「措置を講じると消防法全体の適用がなくなる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。除外されるのは当該設置要件であり、消防法全体が適用除外になるわけではない。

ウ：この説明は別の記述「措置を講じると延べ面積に関係なく消火器具を設置してはならない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。設置禁止を定める規定ではない。

エ：設問対象「同号口による面積要件なしの設置対象からは除かれる」に対応する根拠である。令第10条第1項第1号口は、所定の防火上有効な措置が講じられた火気設備・器具を除外している。ただし、他の規定や条例による義務は別途確認が必要である。

総合解説：令第10条第1項第1号口は、所定の防火上有効な措置が講じられた火気設備・器具を除外している。ただし、他の規定や条例による義務は別途確認が必要である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：小規模飲食店における防火上有効な措置の効果を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0097 第6類法令 設置義務・能力単位 > 設置対象の判定 | 難易度：標準

担当者が資料中の「建物の築年数が30年以上のものだけ」を確認した。少量危険物・指定可燃物による設置対象を理解する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「少量危険物・指定可燃物による設置対象を理解する。」を確認する。

ア．築年数は同号の要件ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．一般住宅だけを同号が独立対象としているわけではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「危険物を一切扱わない一般住宅だけ」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．消防設備士の常駐は同号の設置要件ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消防設備士が常駐する建物だけ」と同じ論点として扱うことになる。

エ．令第10条第1項第4号は、少量危険物または指定可燃物を貯蔵・取扱うものを独立した設置対象としている。この考え方を適用すると、設問の記述は「少量危険物または指定可燃物を貯蔵し、または取り扱う別表第1の建築物その他の工作物」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「建物の築年数が30年以上のものだけ」に対応する根拠である。築年数は同号の要件ではない。

イ：この説明は別の記述「危険物を一切扱わない一般住宅だけ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。一般住宅だけを同号が独立対象としているわけではない。

ウ：この説明は別の記述「消防設備士が常駐する建物だけ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防設備士の常駐は同号の設置要件ではない。

エ：この説明は別の記述「少量危険物または指定可燃物を貯蔵し、または取り扱う別表第1の建築物その他の工作物」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。令第10条第1項第4号は、少量危険物または指定可燃物を貯蔵・取扱うものを独立した設置対象としている。

総合解説：築年数は同号の要件ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：少量危険物・指定可燃物による設置対象を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0098 第6類法令 設置義務・能力単位 > 設置対象の判定 | 難易度：標準

設置対象の判定の確認で「2階で床面積20㎡以上のすべての部分」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「地階・無窓階・3階以上の50㎡基準を理解する。」を確認する。

ア．同号は地階・無窓階・3階以上という条件を設けている。この考え方を適用すると、設問の記述は「1階で床面積10㎡以上のすべての部分」と同じ論点として扱うことになる。

イ．通常の2階というだけでは同号の対象とはならない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．同号の規定内容とは異なる。この考え方を適用すると、設問の記述は「屋上で床面積の概念がない場所すべて」と同じ論点として扱うことになる。

エ．令第10条第1項第5号は、前各号に該当しない別表第1の建築物の地階・無窓階・3階以上の階で床面積50㎡以上を対象とする。この考え方を適用すると、設問の記述は「地階、無窓階または3階以上の階で、床面積が50㎡以上のもの」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「1階で床面積10㎡以上のすべての部分」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。同号は地階・無窓階・3階以上という条件を設けている。

イ：設問対象「2階で床面積20㎡以上のすべての部分」に対応する根拠である。通常の2階というだけでは同号の対象とはならない。

ウ：この説明は別の記述「屋上で床面積の概念がない場所すべて」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。同号の規定内容とは異なる。

エ：この説明は別の記述「地階、無窓階または3階以上の階で、床面積が50㎡以上のもの」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。令第10条第1項第5号は、前各号に該当しない別表第1の建築物の地階・無窓階・3階以上の階で床面積50㎡以上を対象とする。

総合解説：通常の2階というだけでは同号の対象とはならない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：地階・無窓階・3階以上の50㎡基準を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0099 第6類法令 設置義務・能力単位 > 設置対象の判定 | 難易度：標準

次の対象記述「倉庫は面積にかかわらず消火器具の設置が禁止される」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「150㎡未満の境界事例を判断する。」を確認する。

ア．倉庫は同号の150㎡以上の用途群に含まれるため、149㎡では当該面積基準に達しない。ただし他の設置要件や条例は別途確認する。この考え方を適用すると、設問の記述は「令第10条第1項第2号の150㎡基準だけでは設置対象とならない」と同じ論点として扱うことになる。

イ．149㎡は150㎡以上ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「149㎡でも150㎡以上に含まれるため対象となる」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．設置禁止ではなく、条件に応じて設置義務が決まる。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．倉庫は150㎡基準の用途群である。この考え方を適用すると、設問の記述は「倉庫は300㎡以上だけが対象である」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「令第10条第1項第2号の150㎡基準だけでは設置対象とならない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。倉庫は同号の150㎡以上の用途群に含まれるため、149㎡では当該面積基準に達しない。ただし他の設置要件や条例は別途確認する。

イ：この説明は別の記述「149㎡でも150㎡以上に含まれるため対象となる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。149㎡は150㎡以上ではない。

ウ：設問対象「倉庫は面積にかかわらず消火器具の設置が禁止される」に対応する根拠である。設置禁止ではなく、条件に応じて設置義務が決まる。

エ：この説明は別の記述「倉庫は300㎡以上だけが対象である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。倉庫は150㎡基準の用途群である。

総合解説：設置禁止ではなく、条件に応じて設置義務が決まる。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：150㎡未満の境界事例を判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0100 第6類法令 設置義務・能力単位 > 設置対象の判定 | 難易度：標準

「令第10条第1項第3号の300㎡基準だけでは設置対象とならない」を1-4 第6類法令 設置義務・能力単位の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「300㎡未満の境界事例を判断する。」を確認する。

ア．299㎡は300㎡以上ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「299㎡は300㎡以上に含まれるため対象となる」と同じ論点として扱うことになる。

イ．（8）項の一般基準は300㎡以上である。この考え方を適用すると、設問の記述は「150㎡以上なので同号により対象となる」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．令第10条第1項第1号の面積要件なし用途ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「図書館・博物館等は面積にかかわらず必ず対象となる」と同じ論点として扱うことになる。

エ．（8）項は原則300㎡以上が設置基準であり、299㎡は基準未満である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「299㎡は300㎡以上に含まれるため対象となる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。299㎡は300㎡以上ではない。

イ：この説明は別の記述「150㎡以上なので同号により対象となる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。（8）項の一般基準は300㎡以上である。

ウ：この説明は別の記述「図書館・博物館等は面積にかかわらず必ず対象となる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。令第10条第1項第1号の面積要件なし用途ではない。

エ：設問対象「令第10条第1項第3号の300㎡基準だけでは設置対象とならない」に対応する根拠である。（8）項は原則300㎡以上が設置基準であり、299㎡は基準未満である。

総合解説：（8）項は原則300㎡以上が設置基準であり、299㎡は基準未満である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：300㎡未満の境界事例を判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0101 第6類法令 設置義務・能力単位 > 設置対象の判定 | 難易度：応用

「住宅用消火器を置けば、事業用建物の法定消火器具として必ず代用できる」という記述について、設置対象の判定の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「住宅と業務用防火対象物の設置義務を区別する。」を確認する。

ア．住宅用消火器と法令上の業務用消火器具は区別される。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．令第10条の一般的な業務用消火器具設置基準を住宅へ一律適用するものではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「すべての一戸建て住宅に業務用消火器を20m間隔で法定設置しなければならない」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．住宅用消火器等の設置は可能であり、消防庁も推奨している。この考え方を適用すると、設問の記述は「住宅では消火器を置くこと自体が禁止されている」と同じ論点として扱うことになる。

エ．令第10条は令別表第1に掲げる防火対象物等を対象とする。住宅には住宅用消火器の自主設置が推奨されるが、業務用消火器の法定設置基準とは区別する。この考え方を適用すると、設問の記述は「通常の一戸建て住宅は、令別表第1の防火対象物として同条の業務用消火器具設置義務が直ちに生じるものではない」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「住宅用消火器を置けば、事業用建物の法定消火器具として必ず代用できる」に対応する根拠である。住宅用消火器と法令上の業務用消火器具は区別される。

イ：この説明は別の記述「すべての一戸建て住宅に業務用消火器を20m間隔で法定設置しなければならない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。令第10条の一般的な業務用消火器具設置基準を住宅へ一律適用するものではない。

ウ：この説明は別の記述「住宅では消火器を置くこと自体が禁止されている」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。住宅用消火器等の設置は可能であり、消防庁も推奨している。

エ：この説明は別の記述「通常の一戸建て住宅は、令別表第1の防火対象物として同条の業務用消火器具設置義務が直ちに生じるものではない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。令第10条は令別表第1に掲げる防火対象物等を対象とする。住宅には住宅用消火器の自主設置が推奨されるが、業務用消火器の法定設置基準とは区別する。

総合解説：住宅用消火器と法令上の業務用消火器具は区別される。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：住宅と業務用防火対象物の設置義務を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0102 第6類法令 設置義務・能力単位 > 設置対象の判定 | 難易度：応用

担当者が資料中の「内装が難燃なら火気設備の有無を無視できる」を確認した。設置対象判定と能力単位算定の緩和を区別する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「設置対象判定と能力単位算定の緩和を区別する。」を確認する。

ア．耐火構造等は能力単位算定上の基準面積に影響するが、当該設置対象要件を消滅させない。この考え方を適用すると、設問の記述は「耐火構造なら飲食店の消火器具設置義務は必ず消滅する」と同じ論点として扱うことになる。

イ．難燃仕上げと火気設備に対する所定の防火上有効な措置は別の要件である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．小規模飲食店の火気設備に関する面積要件なしの規定がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「150㎡未満なら構造・火気設備にかかわらず必ず対象外である」と同じ論点として扱うことになる。

エ．耐火構造等による規則第6条第2項の扱いは能力単位算定の基準面積に関するもので、令第10条第1項第1号口の設置対象判定そのものを消滅させる規定ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「耐火構造等による能力単位算定上の緩和とは別に、小規模飲食店の設置義務自体は生じる」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「耐火構造なら飲食店の消火器具設置義務は必ず消滅する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。耐火構造等は能力単位算定上の基準面積に影響するが、当該設置対象要件を消滅させない。

イ：設問対象「内装が難燃なら火気設備の有無を無視できる」に対応する根拠である。難燃仕上げと火気設備に対する所定の防火上有効な措置は別の要件である。

ウ：この説明は別の記述「150㎡未満なら構造・火気設備にかかわらず必ず対象外である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。小規模飲食店の火気設備に関する面積要件なしの規定がある。

エ：この説明は別の記述「耐火構造等による能力単位算定上の緩和とは別に、小規模飲食店の設置義務自体は生じる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。耐火構造等による規則第6条第2項の扱いは能力単位算定の基準面積に関するもので、令第10条第1項第1号口の設置対象判定そのものを消滅させる規定ではない。

総合解説：難燃仕上げと火気設備に対する所定の防火上有効な措置は別の要件である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：設置対象判定と能力単位算定の緩和を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0103 第6類法令 設置義務・能力単位 > 必要能力単位 | 難易度：基礎

必要能力単位の確認で「200㎡。学校・図書館・事務所等の別用途群に用いる値である」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「50㎡区分の能力単位算定を理解する。」を確認する。

ア．規則第6条第1項の表では、（１）項イ、（２）項、地下街等の一定用途は50㎡を基準面積とする。この考え方を適用すると、設問の記述は「50㎡。劇場等の用途群に適用する基準面積である」と同じ論点として扱うことになる。

イ．25㎡は多量の火気を使用する場所における付加能力単位算定で用いられる。この考え方を適用すると、設問の記述は「25㎡。多量の火気を使用する場所の付加算定と混同した値である」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．200㎡は学校・図書館・事務所等を含む用途群の基準面積である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．100㎡は百貨店・旅館・病院等を含む別の用途群の基準面積である。この考え方を適用すると、設問の記述は「100㎡。百貨店・旅館・病院等の別用途群に用いる値である」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「50㎡。劇場等の用途群に適用する基準面積である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則第6条第1項の表では、（１）項イ、（２）項、地下街等の一定用途は50㎡を基準面積とする。

イ：この説明は別の記述「25㎡。多量の火気を使用する場所の付加算定と混同した値である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。25㎡は多量の火気を使用する場所における付加能力単位算定で用いられる。

ウ：設問対象「200㎡。学校・図書館・事務所等の別用途群に用いる値である」に対応する根拠である。200㎡は学校・図書館・事務所等を含む用途群の基準面積である。

エ：この説明は別の記述「100㎡。百貨店・旅館・病院等の別用途群に用いる値である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。100㎡は百貨店・旅館・病院等を含む別の用途群の基準面積である。

総合解説：200㎡は学校・図書館・事務所等を含む用途群の基準面積である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：50㎡区分の能力単位算定を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0104 第6類法令 設置義務・能力単位 > 必要能力単位 | 難易度：基礎

次の対象記述「100㎡。百貨店・旅館・病院・工場・倉庫等を含む用途群の基準面積である」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「100㎡区分の能力単位算定を理解する。」を確認する。

ア．50㎡区分は劇場等の別用途群である。この考え方を適用すると、設問の記述は「50㎡。劇場等の用途群に用いる基準面積である」と同じ論点として扱うことになる。

イ．150㎡は令第10条の設置対象判定で現れるが、規則第6条第1項の能力単位算定表の当該基準面積ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「150㎡。設置対象判定で現れる数値と能力単位算定を混同した値である」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．300㎡は一部用途の設置対象判定基準であり、能力単位算定表の当該数値ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「300㎡。一部用途の設置対象判定基準と能力単位算定を混同した値である」と同じ論点として扱うことになる。

エ．規則第6条第1項の表では、（１）項口、（３）項から（６）項、（９）項、（12）項から（14）項までを100㎡区分としている。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「50㎡。劇場等の用途群に用いる基準面積である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。50㎡区分は劇場等の別用途群である。

イ：この説明は別の記述「150㎡。設置対象判定で現れる数値と能力単位算定を混同した値である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。150㎡は令第10条の設置対象判定で現れるが、規則第6条第1項の能力単位算定表の当該基準面積ではない。

ウ：この説明は別の記述「300㎡。一部用途の設置対象判定基準と能力単位算定を混同した値である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。300㎡は一部用途の設置対象判定基準であり、能力単位算定表の当該数値ではない。

エ：設問対象「100㎡。百貨店・旅館・病院・工場・倉庫等を含む用途群の基準面積である」に対応する根拠である。規則第6条第1項の表では、（１）項口、（３）項から（６）項、（９）項、（12）項から（14）項までを100㎡区分としている。

総合解説：規則第6条第1項の表では、（１）項口、（３）項から（６）項、（９）項、（12）項から（14）項までを100㎡区分としている。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：100㎡区分の能力単位算定を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0105 第6類法令 設置義務・能力単位 > 必要能力単位 | 難易度：基礎

「500㎡。当該用途群の能力単位算定表には用いられない値である」を1-4 第6類法令 設置義務・能力単位の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「200㎡区分の能力単位算定を理解する。」を確認する。

ア．能力単位算定表に当該用途群の500㎡区分はない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．50㎡区分は劇場等の用途群である。この考え方を適用すると、設問の記述は「50㎡。劇場等の用途群に用いる基準面積である」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．100㎡区分は百貨店・旅館・病院・工場・倉庫等の用途群である。この考え方を適用すると、設問の記述は「100㎡。百貨店・旅館・病院・工場・倉庫等の用途群に用いる値である」と同じ論点として扱うことになる。

エ．規則第6条第1項の表では、(7)項、(8)項、(10)項、(11)項、(15)項を200㎡区分としている。この考え方を適用すると、設問の記述は「200㎡。学校・図書館・神社・事務所等を含む用途群の基準面積である」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「500㎡。当該用途群の能力単位算定表には用いられない値である」に対応する根拠である。能力単位算定表に当該用途群の500㎡区分はない。

イ：この説明は別の記述「50㎡。劇場等の用途群に用いる基準面積である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。50㎡区分は劇場等の用途群である。

ウ：この説明は別の記述「100㎡。百貨店・旅館・病院・工場・倉庫等の用途群に用いる値である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。100㎡区分は百貨店・旅館・病院・工場・倉庫等の用途群である。

エ：この説明は別の記述「200㎡。学校・図書館・神社・事務所等を含む用途群の基準面積である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則第6条第1項の表では、(7)項、(8)項、(10)項、(11)項、(15)項を200㎡区分としている。

総合解説：能力単位算定表に当該用途群の500㎡区分はない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：200㎡区分の能力単位算定を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0106 第6類法令 設置義務・能力単位 > 必要能力単位 | 難易度：標準

「3.0以上」という記述について、必要能力単位の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「面積から必要能力単位を計算できる。」を確認する。

ア．基準面積を100㎡として計算した値であり、劇場の通常基準とは異なる。この考え方を適用すると、設問の記述は「2.4以上」と同じ論点として扱うことになる。

イ．240㎡を規則上の基準面積で除した値ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．25㎡基準等を混同した値である。この考え方を適用すると、設問の記述は「12以上」と同じ論点として扱うことになる。

エ．劇場は基準面積50㎡なので、 $240 \div 50 = 4.8$ となり、能力単位の合計数は4.8以上必要である。この考え方を適用すると、設問の記述は「4.8以上」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「2.4以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。基準面積を100㎡として計算した値であり、劇場の通常基準とは異なる。

イ：設問対象「3.0以上」に対応する根拠である。240㎡を規則上の基準面積で除した値ではない。

ウ：この説明は別の記述「12以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。25㎡基準等を混同した値である。

エ：この説明は別の記述「4.8以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。劇場は基準面積50㎡なので、 $240 \div 50 = 4.8$ となり、能力単位の合計数は4.8以上必要である。

総合解説：240㎡を規則上の基準面積で除した値ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：面積から必要能力単位を計算できる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0107 第6類法令 設置義務・能力単位 > 必要能力単位 | 難易度：標準

担当者が資料中の「14以上」を確認した。100㎡区分の能力単位計算を行える。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「100㎡区分の能力単位計算を行える。」を確認する。

ア．百貨店は100㎡区分であるため、 $350 \div 100 = 3.5$ となる。この考え方を適用すると、設問の記述は「3.5以上」と同じ論点として扱うことになる。

イ．これは基準面積を200㎡として計算した場合の値である。この考え方を適用すると、設問の記述は「1.75以上」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．25㎡基準を用いた付加設置の計算と混同している。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．50㎡区分で計算した値であり、百貨店の通常区分ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「7.0以上」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「3.5以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。百貨店は100㎡区分であるため、 $350 \div 100 = 3.5$ となる。

イ：この説明は別の記述「1.75以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。これは基準面積を200㎡として計算した場合の値である。

ウ：設問対象「14以上」に対応する根拠である。25㎡基準を用いた付加設置の計算と混同している。

エ：この説明は別の記述「7.0以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。50㎡区分で計算した値であり、百貨店の通常区分ではない。

総合解説：25㎡基準を用いた付加設置の計算と混同している。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：100㎡区分の能力単位計算を行える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0108 第6類法令 設置義務・能力単位 > 必要能力単位 | 難易度：標準

必要能力単位の確認で「3以上」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「200㎡区分の能力単位計算を行える。」を確認する。

ア．100㎡区分で計算した値であり、一般事務所の通常区分ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「6以上」と同じ論点として扱うことになる。

イ．50㎡区分で計算した値である。この考え方を適用すると、設問の記述は「12以上」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．25㎡で除す付加設置の計算と混同している。この考え方を適用すると、設問の記述は「24以上」と同じ論点として扱うことになる。

エ．一般事務所は200㎡区分であるため、 $600 \div 200 = 3$ となる。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「6以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。100㎡区分で計算した値であり、一般事務所の通常区分ではない。

イ：この説明は別の記述「12以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。50㎡区分で計算した値である。

ウ：この説明は別の記述「24以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。25㎡で除す付加設置の計算と混同している。

エ：設問対象「3以上」に対応する根拠である。一般事務所は200㎡区分であるため、 $600 \div 200 = 3$ となる。

総合解説：一般事務所は200㎡区分であるため、 $600 \div 200 = 3$ となる。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：200㎡区分の能力単位計算を行える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0109 第6類法令 設置義務・能力単位 > 必要能力単位 | 難易度：標準

次の対象記述「歩行距離を40mに延長する」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「耐火構造等による能力単位算定の緩和を理解する。」を確認する。

ア．歩行距離20mの規定を2倍にする規定ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．規定は基準面積を小さくするのではなく2倍にする。この考え方を適用すると、設問の記述は「表の基準面積を2分の1にする」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．設置義務そのものを消滅させる規定ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「能力単位を一律0にする」と同じ論点として扱うことになる。

エ．規則第6条第2項は、所定の耐火構造と難燃仕上げを満たす場合、表中の面積数値を2倍とする。この考え方を適用すると、設問の記述は「表の基準面積を2倍の数値として扱う」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「歩行距離を40mに延長する」に対応する根拠である。歩行距離20mの規定を2倍にする規定ではない。

イ：この説明は別の記述「表の基準面積を2分の1にする」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規定は基準面積を小さくするのではなく2倍にする。

ウ：この説明は別の記述「能力単位を一律0にする」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。設置義務そのものを消滅させる規定ではない。

エ：この説明は別の記述「表の基準面積を2倍の数値として扱う」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則第6条第2項は、所定の耐火構造と難燃仕上げを満たす場合、表中の面積数値を2倍とする。

総合解説：歩行距離20mの規定を2倍にする規定ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：耐火構造等による能力単位算定の緩和を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0110 第6類法令 設置義務・能力単位 > 必要能力単位 | 難易度：標準

「1.5能力単位」を1-4 第6類法令 設置義務・能力単位の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「簡易消火用具の能力単位換算を理解する。」を確認する。

ア．0.5単位は、所定の乾燥砂1塊などの算定値である。この考え方を適用すると、設問の記述は「0.5能力単位」と同じ論点として扱うことになる。

イ．1.5単位は、所定の80L以上の水槽1個の算定値である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．バケツ1個を1単位とする規定ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「3能力単位」と同じ論点として扱うことになる。

エ．規則第6条は、容量8L以上の水バケツ3個を1能力単位として算定する。この考え方を適用すると、設問の記述は「1能力単位」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「0.5能力単位」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。0.5単位は、所定の乾燥砂1塊などの算定値である。

イ：設問対象「1.5能力単位」に対応する根拠である。1.5単位は、所定の80L以上の水槽1個の算定値である。

ウ：この説明は別の記述「3能力単位」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。バケツ1個を1単位とする規定ではない。

エ：この説明は別の記述「1能力単位」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則第6条は、容量8L以上の水バケツ3個を1能力単位として算定する。

総合解説：1.5単位は、所定の80L以上の水槽1個の算定値である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：簡易消火用具の能力単位換算を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0111 第6類法令 設置義務・能力単位 > 必要能力単位 | 難易度：応用

「2.5能力単位」という記述について、必要能力単位の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「乾燥砂の能力単位換算を理解する。」を確認する。

ア．規則第6条は、スコップを有する50L以上の乾燥砂1塊を0.5能力単位として算定する。この考え方を適用すると、設問の記述は「0.5能力単位」と同じ論点として扱うことになる。

イ．1単位は所定の水バケツ3個や160L以上の膨張ひる石等の算定値である。この考え方を適用すると、設問の記述は「1能力単位」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．190L以上の水槽等の算定値と混同している。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．乾燥砂50L以上1塊の算定値ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「1.5能力単位」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「0.5能力単位」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則第6条は、スコップを有する50L以上の乾燥砂1塊を0.5能力単位として算定する。

イ：この説明は別の記述「1能力単位」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。1単位は所定の水バケツ3個や160L以上の膨張ひる石等の算定値である。

ウ：設問対象「2.5能力単位」に対応する根拠である。190L以上の水槽等の算定値と混同している。

エ：この説明は別の記述「1.5能力単位」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。乾燥砂50L以上1塊の算定値ではない。

総合解説：190L以上の水槽等の算定値と混同している。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：乾燥砂の能力単位換算を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0112 第6類法令 設置義務・能力単位 > 必要能力単位 | 難易度：応用

担当者が資料中の「1能力単位」を確認した。膨張ひる石等の能力単位換算を理解する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「膨張ひる石等の能力単位換算を理解する。」を確認する。

ア．規則上の当該換算値ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「0.25能力単位」と同じ論点として扱うことになる。

イ．0.5単位は所定の乾燥砂1塊の算定値である。この考え方を適用すると、設問の記述は「0.5能力単位」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．当該簡易消火用具1塊の換算値ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「2能力単位」と同じ論点として扱うことになる。

エ．規則第6条は、スコップを有する160L以上の膨張ひる石または膨張真珠岩1塊を1能力単位とする。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「0.25能力単位」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則上の当該換算値ではない。

イ：この説明は別の記述「0.5能力単位」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。0.5単位は所定の乾燥砂1塊の算定値である。

ウ：この説明は別の記述「2能力単位」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。当該簡易消火用具1塊の換算値ではない。

エ：設問対象「1能力単位」に対応する根拠である。規則第6条は、スコップを有する160L以上の膨張ひる石または膨張真珠岩1塊を1能力単位とする。

総合解説：規則第6条は、スコップを有する160L以上の膨張ひる石または膨張真珠岩1塊を1能力単位とする。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：膨張ひる石等の能力単位換算を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0113 第6類法令 設置義務・能力単位 > 付加設置・算定 | 難易度：基礎

付加設置・算定の確認で「電気設備のある場所では水バケツだけを必ず設ける」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「電気設備への付加設置基準を理解する。」を確認する。

ア．規定は電気設備に適應する消火器を要求する。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．規定は100㎡以下ごとに1個である。この考え方を適用すると、設問の記述は「床面積500㎡以下ごとに1個でよい」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．電気設備の消火に適應する消火器である必要がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「能力単位だけ満たせば、電気設備に適應するかどうかは問わない」と同じ論点として扱うことになる。

エ．規則第6条第4項は、通常的能力単位による設置に加えて、電気設備の床面積100㎡以下ごとに適應消火器1個を要求する。この考え方を適用すると、設問の記述は「電気設備がある場所の床面積100㎡以下ごとに1個、電気設備の消火に適應する消火器を設ける」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「電気設備のある場所では水バケツだけを必ず設ける」に対応する根拠である。規定は電気設備に適應する消火器を要求する。

イ：この説明は別の記述「床面積500㎡以下ごとに1個でよい」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規定は100㎡以下ごとに1個である。

ウ：この説明は別の記述「能力単位だけ満たせば、電気設備に適應するかどうかは問わない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。電気設備の消火に適應する消火器である必要がある。

エ：この説明は別の記述「電気設備がある場所の床面積100㎡以下ごとに1個、電気設備の消火に適應する消火器を設ける」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則第6条第4項は、通常的能力単位による設置に加えて、電気設備の床面積100㎡以下ごとに適應消火器1個を要求する。

総合解説：規定は電気設備に適應する消火器を要求する。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：電気設備への付加設置基準を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0114 第6類法令 設置義務・能力単位 > 付加設置・算定 | 難易度：基礎

次の対象記述「2個以上」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「電気設備の付加個数を面積から算定できる。」を確認する。

ア．100㎡を超えるため1個では基準を満たさない。この考え方を適用すると、設問の記述は「1個以上」と同じ論点として扱うことになる。

イ．200㎡を超える残り50㎡分にも1個必要である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．50㎡ごとに1個とする規定ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「5個以上」と同じ論点として扱うことになる。

エ．100㎡以下ごとに1個なので、250㎡は100㎡、100㎡、50㎡の3区分分として3個以上が必要となる。この考え方を適用すると、設問の記述は「3個以上」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「1個以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。100㎡を超えるため1個では基準を満たさない。

イ：設問対象「2個以上」に対応する根拠である。200㎡を超える残り50㎡分にも1個必要である。

ウ：この説明は別の記述「5個以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。50㎡ごとに1個とする規定ではない。

エ：この説明は別の記述「3個以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。100㎡以下ごとに1個なので、250㎡は100㎡、100㎡、50㎡の3区分分として3個以上が必要となる。

総合解説：200㎡を超える残り50㎡分にも1個必要である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：電気設備の付加個数を面積から算定できる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0115 第6類法令 設置義務・能力単位 > 付加設置・算定 | 難易度：標準

「床面積に関係なく必ず1能力単位だけ」を1-4 第6類法令 設置義務・能力単位の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「多量の火気使用場所の付加能力単位を理解する。」を確認する。

ア．多量の火気を使用する場所では、通常の設置に加え、建築物等の消火に適応する消火器具を床面積÷25㎡以上の能力単位となるよう設ける。この考え方を適用すると、設問の記述は「当該場所の床面積を25㎡で除して得た数以上」と同じ論点として扱うことになる。

イ．100㎡は別の能力単位区分や電気設備の付加個数基準に関係する。この考え方を適用すると、設問の記述は「床面積を100㎡で除して得た数以上」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．床面積に応じて算定する。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．当該付加設置の算定式ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「延べ面積を300㎡で除して得た数以上」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「当該場所の床面積を25㎡で除して得た数以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。多量の火気を使用する場所では、通常の設置に加え、建築物等の消火に適応する消火器具を床面積÷25㎡以上の能力単位となるよう設ける。

イ：この説明は別の記述「床面積を100㎡で除して得た数以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。100㎡は別の能力単位区分や電気設備の付加個数基準に関係する。

ウ：設問対象「床面積に関係なく必ず1能力単位だけ」に対応する根拠である。床面積に応じて算定する。

エ：この説明は別の記述「延べ面積を300㎡で除して得た数以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。当該付加設置の算定式ではない。

総合解説：床面積に応じて算定する。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：多量の火気使用場所の付加能力単位を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0116 第6類法令 設置義務・能力単位 > 付加設置・算定 | 難易度：標準

「3以上」という記述について、付加設置・算定の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「多量の火気使用場所の付加能力単位を計算できる。」を確認する。

ア．100㎡で除した計算ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「0.75以上」と同じ論点として扱うことになる。

イ．50㎡で除した計算ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「1.5以上」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．10㎡で除す規定ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「7.5以上」と同じ論点として扱うことになる。

エ．75÷25=3であるため、追加の能力単位は3以上必要となる。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「0.75以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。100㎡で除した計算ではない。

イ：この説明は別の記述「1.5以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。50㎡で除した計算ではない。

ウ：この説明は別の記述「7.5以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。10㎡で除す規定ではない。

エ：設問対象「3以上」に対応する根拠である。75÷25=3であるため、追加の能力単位は3以上必要となる。

総合解説：75÷25=3であるため、追加の能力単位は3以上必要となる。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：多量の火気使用場所の付加能力単位を計算できる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0117 第6類法令 設置義務・能力単位 > 付加設置・算定 | 難易度：標準

担当者が資料中の「6以上」を確認した。少量危険物の数量比による能力単位算定を理解する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「少量危険物の数量比による能力単位算定を理解する。」を確認する。

ア．指定数量の10分の1を単位とする規定ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．指定数量の5分の1という少量危険物の範囲と、付加能力単位の算定式を混同している。この考え方を適用すると、設問の記述は「0.2以上」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．0.6倍の数量を5分の1で除す計算ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「3以上」と同じ論点として扱うことになる。

エ．少量危険物については、貯蔵・取扱数量を危険物政令に定める指定数量で除して得た数以上の能力単位を設ける。この考え方を適用すると、設問の記述は「0.6以上」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「6以上」に対応する根拠である。指定数量の10分の1を単位とする規定ではない。

イ：この説明は別の記述「0.2以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。指定数量の5分の1という少量危険物の範囲と、付加能力単位の算定式を混同している。

ウ：この説明は別の記述「3以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。0.6倍の数量を5分の1で除す計算ではない。

エ：この説明は別の記述「0.6以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。少量危険物については、貯蔵・取扱数量を危険物政令に定める指定数量で除して得た数以上の能力単位を設ける。

総合解説：指定数量の10分の1を単位とする規定ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：少量危険物の数量比による能力単位算定を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0118 第6類法令 設置義務・能力単位 > 付加設置・算定 | 難易度：標準

付加設置・算定の確認で「簡易消火用具は一切算入できない」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「簡易消火用具の算入上限を理解する。」を確認する。

ア．規定の趣旨と逆である。この考え方を適用すると、設問の記述は「簡易消火用具だけで全能力単位を賄わなければならない」と同じ論点として扱うことになる。

イ．一定範囲で算入できる。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．上限は2倍ではなく2分の1である。この考え方を適用すると、設問の記述は「簡易消火用具は消火器能力単位の2倍まで使える」と同じ論点として扱うことになる。

エ．規則第6条第7項は、簡易消火用具への過度な置換を防ぐため、原則として消火器能力単位の2分の1以下という上限を設けている。この考え方を適用すると、設問の記述は「簡易消火用具の能力単位合計は、消火器の能力単位合計の2分の1を超えてはならない」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「簡易消火用具だけで全能力単位を賄わなければならない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規定の趣旨と逆である。

イ：設問対象「簡易消火用具は一切算入できない」に対応する根拠である。一定範囲で算入できる。

ウ：この説明は別の記述「簡易消火用具は消火器能力単位の2倍まで使える」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。上限は2倍ではなく2分の1である。

エ：この説明は別の記述「簡易消火用具の能力単位合計は、消火器の能力単位合計の2分の1を超えてはならない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則第6条第7項は、簡易消火用具への過度な置換を防ぐため、原則として消火器能力単位の2分の1以下という上限を設けている。

総合解説：一定範囲で算入できる。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：簡易消火用具の算入上限を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0119 第6類法令 設置義務・能力単位 > 付加設置・算定 | 難易度：応用

次の対象記述「通常の木材火災に二酸化炭素消火器を置く場合」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「簡易消火用具上制限の例外を理解する。」を確認する。

ア．これら水との反応等に特有の危険がある物質に適応させて乾燥砂等を用いる場合は、同項ただし書により上制限の例外となる。この考え方を適用すると、設問の記述は「アルカリ金属の過酸化物、鉄粉、金属粉、マグネシウム、禁水性物品等に対して乾燥砂や膨張ひる石・膨張真珠岩を設ける場合」と同じ論点として扱うことになる。

イ．同項ただし書の特定物質に対する乾燥砂等の例外ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「一般事務所の紙ごみ火災に水バケツを用いる場合」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．当該ただし書の対象ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．電気設備への適応性の問題であり、当該簡易消火用具上限の例外ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「電気設備に泡消火器を置く場合」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「アルカリ金属の過酸化物、鉄粉、金属粉、マグネシウム、禁水性物品等に対して乾燥砂や膨張ひる石・膨張真珠岩を設ける場合」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。これら水との反応等に特有の危険がある物質に適応させて乾燥砂等を用いる場合は、同項ただし書により上制限の例外となる。

イ：この説明は別の記述「一般事務所の紙ごみ火災に水バケツを用いる場合」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。同項ただし書の特定物質に対する乾燥砂等の例外ではない。

ウ：設問対象「通常の木材火災に二酸化炭素消火器を置く場合」に対応する根拠である。当該ただし書の対象ではない。

エ：この説明は別の記述「電気設備に泡消火器を置く場合」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。電気設備への適応性の問題であり、当該簡易消火用具上限の例外ではない。

総合解説：当該ただし書の対象ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：簡易消火用具上制限の例外を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0120 第6類法令 設置義務・能力単位 > 付加設置・算定 | 難易度：応用

「有効範囲内の部分について、所定の能力単位合計を3分の1まで減少できるが、11階以上に設置する消火器具にはこの減少規定を適用しない」を1-4 第6類法令 設置義務・能力単位の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「他消火設備による消火器具減少規定と11階以上の例外を理解する。」を確認する。

ア．減少できるのは条件を満たす有効範囲内であり、0まで一律免除する規定ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「建物全体で消火器具を0個にできる」と同じ論点として扱うことになる。

イ．対象物への適応性が同一であることが条件である。この考え方を適用すると、設問の記述は「適応性が異なっても必ず3分の1にできる」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．11階以上には当該減少規定を適用しない。この考え方を適用すると、設問の記述は「11階以上ほど減少幅を大きくできる」と同じ論点として扱うことになる。

エ．規則第8条第1項は有効範囲内で3分の1までの減少を認める一方、第4項は11階以上の消火器具への適用を除外している。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「建物全体で消火器具を0個にできる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。減少できるのは条件を満たす有効範囲内であり、0まで一律免除する規定ではない。

イ：この説明は別の記述「適応性が異なっても必ず3分の1にできる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。対象物への適応性が同一であることが条件である。

ウ：この説明は別の記述「11階以上ほど減少幅を大きくできる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。11階以上には当該減少規定を適用しない。

エ：設問対象「有効範囲内の部分について、所定の能力単位合計を3分の1まで減少できるが、11階以上に設置する消火器具にはこの減少規定を適用しない」に対応する根拠である。規則第8条第1項は有効範囲内で3分の1までの減少を認める一方、第4項は11階以上の消火器具への適用を除外している。

総合解説：規則第8条第1項は有効範囲内で3分の1までの減少を認める一方、第4項は11階以上の消火器具への適用を除外している。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：他消火設備による消火器具減少規定と11階以上の例外を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0121 第6類法令 適応・配置 > 適応する消火器具 | 難易度：基礎

「金属火災だけを意味する」という記述について、適応する消火器具の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「A・B・C火災表示のうちA火災を理解する。」を確認する。

ア．A火災の定義ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．これはB火災の代表的な意味である。この考え方を適用すると、設問の記述は「石油類その他の油類が燃える油火災」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．これはC火災の意味である。この考え方を適用すると、設問の記述は「通電中の電気設備等の火災」と同じ論点として扱うことになる。

エ．消防庁資料では、A火災は普通火災を示し、木材・紙・繊維等の火災が代表例である。この考え方を適用すると、設問の記述は「木材・紙・繊維など、建物その他の工作物に係る普通火災」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「金属火災だけを意味する」に対応する根拠である。A火災の定義ではない。

イ：この説明は別の記述「石油類その他の油類が燃える油火災」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。これはB火災の代表的な意味である。

ウ：この説明は別の記述「通電中の電気設備等の火災」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。これはC火災の意味である。

エ：この説明は別の記述「木材・紙・繊維など、建物その他の工作物に係る普通火災」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防庁資料では、A火災は普通火災を示し、木材・紙・繊維等の火災が代表例である。

総合解説：A火災の定義ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：A・B・C火災表示のうちA火災を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0122 第6類法令 適応・配置 > 適応する消火器具 | 難易度：基礎

担当者が資料中の「通電中の電気設備等の火災」を確認した。A・B・C火災表示のうちB火災を理解する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「A・B・C火災表示のうちB火災を理解する。」を確認する。

ア．これはA火災である。この考え方を適用すると、設問の記述は「木材や紙が燃える普通火災」と同じ論点として扱うことになる。

イ．これはC火災である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．原因ではなく燃焼対象に応じた区分である。この考え方を適用すると、設問の記述は「地震による火災全般」と同じ論点として扱うことになる。

エ．消防庁資料では、B火災は油火災を示す。この考え方を適用すると、設問の記述は「石油類その他の油類などが燃える油火災」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「木材や紙が燃える普通火災」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。これはA火災である。

イ：設問対象「通電中の電気設備等の火災」に対応する根拠である。これはC火災である。

ウ：この説明は別の記述「地震による火災全般」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。原因ではなく燃焼対象に応じた区分である。

エ：この説明は別の記述「石油類その他の油類などが燃える油火災」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防庁資料では、B火災は油火災を示す。

総合解説：これはC火災である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：A・B・C火災表示のうちB火災を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0123 第6類法令 適応・配置 > 適応する消火器具 | 難易度：基礎

適応する消火器具の確認で「火災の規模が大きいことを示す表示」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「A・B・C火災表示のうちC火災を理解する。」を確認する。

ア．消防庁資料では、C火災は電気火災を示す。この考え方を適用すると、設問の記述は「通電中の電気設備等の火災」と同じ論点として扱うことになる。

イ．これはA火災である。この考え方を適用すると、設問の記述は「木材・紙・繊維等の普通火災」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．Cは火災規模ではなく適応対象の区分である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．これはB火災である。この考え方を適用すると、設問の記述は「灯油やガソリンなどの油火災」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「通電中の電気設備等の火災」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防庁資料では、C火災は電気火災を示す。

イ：この説明は別の記述「木材・紙・繊維等の普通火災」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。これはA火災である。

ウ：設問対象「火災の規模が大きいことを示す表示」に対応する根拠である。Cは火災規模ではなく適応対象の区分である。

エ：この説明は別の記述「灯油やガソリンなどの油火災」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。これはB火災である。

総合解説：Cは火災規模ではなく適応対象の区分である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：A・B・C火災表示のうちC火災を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0124 第6類法令 適応・配置 > 適応する消火器具 | 難易度：基礎

次の対象記述「令別表第2で電気設備の消火に適応するとされる消火器を選ぶ」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「電気設備への適応性を選定できる。」を確認する。

ア．電気設備には電気設備への適応性が必要である。この考え方を適用すると、設問の記述は「A火災だけに適応する消火器を必ず選ぶ」と同じ論点として扱うことになる。

イ．規則第6条第4項は電気設備に適応する「消火器」を要求する。この考え方を適用すると、設問の記述は「水バケツなら種類を問わずよい」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．能力と適応性は別の要件である。この考え方を適用すると、設問の記述は「能力単位が大きければ電気適応表示は不要である」と同じ論点として扱うことになる。

エ．規則第6条第4項は、単に消火器であればよいのではなく、令別表第2で電気設備に適応するものを要求する。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「A火災だけに適応する消火器を必ず選ぶ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。電気設備には電気設備への適応性が必要である。

イ：この説明は別の記述「水バケツなら種類を問わずよい」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則第6条第4項は電気設備に適応する「消火器」を要求する。

ウ：この説明は別の記述「能力単位が大きければ電気適応表示は不要である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。能力と適応性は別の要件である。

エ：設問対象「令別表第2で電気設備の消火に適応するとされる消火器を選ぶ」に対応する根拠である。規則第6条第4項は、単に消火器であればよいのではなく、令別表第2で電気設備に適応するものを要求する。

総合解説：規則第6条第4項は、単に消火器であればよいのではなく、令別表第2で電気設備に適応するものを要求する。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：電気設備への適応性を選定できる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0125 第6類法令 適応・配置 > 適応する消火器具 | 難易度：標準

「消火器ではなく警報設備に分類される」を1-5 第6類法令 適応・配置の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「水消火器の放射形状と電気設備への適応性を理解する。」を確認する。

ア．水消火器は消火器具である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．表の内容と逆である。この考え方を適用すると、設問の記述は「電気設備にだけ適応し、普通火災には適応しない」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．対象物ごとに適応性が区分されている。この考え方を適用すると、設問の記述は「すべての危険物・電気設備に万能に適応する」と同じ論点として扱うことになる。

エ．令別表第2では、棒状放射の水消火器は建築物等には適応するが、電気設備欄には適応の表示がない。この考え方を適用すると、設問の記述は「電気設備の消火に適応するものとはされていない」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「消火器ではなく警報設備に分類される」に対応する根拠である。水消火器は消火器具である。

イ：この説明は別の記述「電気設備にだけ適応し、普通火災には適応しない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。表の内容と逆である。

ウ：この説明は別の記述「すべての危険物・電気設備に万能に適応する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。対象物ごとに適応性が区分されている。

エ：この説明は別の記述「電気設備の消火に適応するものとはされていない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。令別表第2では、棒状放射の水消火器は建築物等には適応するが、電気設備欄には適応の表示がない。

総合解説：水消火器は消火器具である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：水消火器の放射形状と電気設備への適応性を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0126 第6類法令 適応・配置 > 適応する消火器具 | 難易度：標準

「電気設備への適応性は能力単位の大小だけで決まる」という記述について、適応する消火器具の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「泡消火器と電気設備の適応性を理解する。」を確認する。

ア．泡消火器は電気設備欄に適応表示がない。この考え方を適用すると、設問の記述は「電気設備に最も適応するものとしてだけ指定されている」と同じ論点として扱うことになる。

イ．適応性は令別表第2等に基づき対象物との組合せで判断する。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．泡消火器は法令上の消火器具の一種である。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器具ではないため法令上使用できない」と同じ論点として扱うことになる。

エ．令別表第2では、泡消火器は建築物や一定の油火災等に適応する一方、電気設備への適応表示はない。この考え方を適用すると、設問の記述は「電気設備には適応するものとはされていない」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「電気設備に最も適応するものとしてだけ指定されている」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。泡消火器は電気設備欄に適応表示がない。

イ：設問対象「電気設備への適応性は能力単位の大小だけで決まる」に対応する根拠である。適応性は令別表第2等に基づき対象物との組合せで判断する。

ウ：この説明は別の記述「消火器具ではないため法令上使用できない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。泡消火器は法令上の消火器具の一種である。

エ：この説明は別の記述「電気設備には適応するものとはされていない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。令別表第2では、泡消火器は建築物や一定の油火災等に適応する一方、電気設備への適応表示はない。

総合解説：適応性は令別表第2等に基づき対象物との組合せで判断する。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：泡消火器と電気設備の適応性を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0127 第6類法令 適応・配置 > 適応する消火器具 | 難易度：標準

担当者が資料中の「いかなる火災にも法令上使用できない」を確認した。二酸化炭素消火器の適応範囲を理解する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「二酸化炭素消火器の適応範囲を理解する。」を確認する。

ア．二酸化炭素消火器はB・C火災への適応性を持つ一方、普通火災のA火災能力を前提とする消火器ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「油火災や電気火災には適応するが、普通火災用のA火災能力を持つ消火器として扱うものではない」と同じ論点として扱うことになる。

イ．適応関係が逆である。この考え方を適用すると、設問の記述は「普通火災だけに適応し、油・電気火災には適応しない」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．油火災・電気火災等に適応する。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．二酸化炭素消火器は一般にA火災能力を持たない。この考え方を適用すると、設問の記述は「A・B・Cすべてに必ず適応する」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「油火災や電気火災には適応するが、普通火災用のA火災能力を持つ消火器として扱うものではない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。二酸化炭素消火器はB・C火災への適応性を持つ一方、普通火災のA火災能力を前提とする消火器ではない。

イ：この説明は別の記述「普通火災だけに適応し、油・電気火災には適応しない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。適応関係が逆である。

ウ：設問対象「いかなる火災にも法令上使用できない」に対応する根拠である。油火災・電気火災等に適応する。

エ：この説明は別の記述「A・B・Cすべてに必ず適応する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。二酸化炭素消火器は一般にA火災能力を持たない。

総合解説：油火災・電気火災等に適応する。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：二酸化炭素消火器の適応範囲を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0128 第6類法令 適応・配置 > 適応する消火器具 | 難易度：標準

適応する消火器具の確認で「普通火災・油火災・電気火災に幅広く適応する」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「ABC粉末消火器の適応火災を理解する。」を確認する。

ア．ABC粉末は電気火災にも適応する。この考え方を適用すると、設問の記述は「電気火災には適応しない」と同じ論点として扱うことになる。

イ．ABC粉末は油火災にも適応する。この考え方を適用すると、設問の記述は「油火災には適応しない」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．りん酸塩類等を用いる粉末消火器は普通火災にも適応する。この考え方を適用すると、設問の記述は「普通火災には絶対に適応しない」と同じ論点として扱うことになる。

エ．消防庁資料ではABC粉末消火器はA・B・C火災への適応性を持つ代表的な消火器として整理される。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「電気火災には適応しない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。ABC粉末は電気火災にも適応する。

イ：この説明は別の記述「油火災には適応しない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。ABC粉末は油火災にも適応する。

ウ：この説明は別の記述「普通火災には絶対に適応しない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。りん酸塩類等を用いる粉末消火器は普通火災にも適応する。

エ：設問対象「普通火災・油火災・電気火災に幅広く適応する」に対応する根拠である。消防庁資料ではABC粉末消火器はA・B・C火災への適応性を持つ代表的な消火器として整理される。

総合解説：消防庁資料ではABC粉末消火器はA・B・C火災への適応性を持つ代表的な消火器として整理される。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：ABC粉末消火器の適応火災を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0129 第6類法令 適応・配置 > 適応する消火器具 | 難易度：標準

次の対象記述「簡易消火用具は法令上絶対に使用できない」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「付加設置時の適応性要件を理解する。」を確認する。

- ア．適応性や算入制限を満たす範囲で簡易消火用具も制度上存在する。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
- イ．多量の火気使用場所の付加設置では建築物等への適応性が要求される。この考え方を適用すると、設問の記述は「電気設備だけに適応する消火器であれば必ずよい」と同じ論点として扱うことになる。
- ウ．法令は対象物への適応性を要求する。この考え方を適用すると、設問の記述は「適応性は問わず、最も軽い消火器具を選べばよい」と同じ論点として扱うことになる。
- エ．同項は、当該場所の床面積に応じた能力単位に加え、建築物その他の工作物の消火に適応する器具であることを要求する。この考え方を適用すると、設問の記述は「令別表第2で建築物その他の工作物の消火に適応するとされる消火器具を選ぶ」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

- ア：設問対象「簡易消火用具は法令上絶対に使用できない」に対応する根拠である。適応性や算入制限を満たす範囲で簡易消火用具も制度上存在する。
 - イ：この説明は別の記述「電気設備だけに適応する消火器であれば必ずよい」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。多量の火気使用場所の付加設置では建築物等への適応性が要求される。
 - ウ：この説明は別の記述「適応性は問わず、最も軽い消火器具を選べばよい」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法令は対象物への適応性を要求する。
 - エ：この説明は別の記述「令別表第2で建築物その他の工作物の消火に適応するとされる消火器具を選ぶ」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。同項は、当該場所の床面積に応じた能力単位に加え、建築物その他の工作物の消火に適応する器具であることを要求する。
- 総合解説：適応性や算入制限を満たす範囲で簡易消火用具も制度上存在する。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。 学習ポイント：付加設置時の適応性要件を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0130 第6類法令 適応・配置 > 適応する消火器具 | 難易度：標準

「能力単位が同じなら適応火災表示は無視できる」を1-5 第6類法令 適応・配置の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「能力単位と適応火災表示を区別する。」を確認する。

- ア．消火器の種類により適応範囲は異なる。この考え方を適用すると、設問の記述は「すべての業務用消火器は必ずA・B・Cの3つ全部に適応する」と同じ論点として扱うことになる。
- イ．能力単位と火災への適応性は別の要件である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
- ウ．業務用消火器にも適応火災表示がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「適応火災表示は家庭用だけにあり、業務用には存在しない」と同じ論点として扱うことになる。
- エ．消防庁は業務用消火器に適応火災表示があることを示しており、設置場所の火災危険に合うものを選ぶ必要がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「同じ消火器でも、消火薬剤や放射方式等により適応する火災区分が異なるため、表示を確認して選定する」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

- ア：この説明は別の記述「すべての業務用消火器は必ずA・B・Cの3つ全部に適応する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消火器の種類により適応範囲は異なる。
 - イ：設問対象「能力単位が同じなら適応火災表示は無視できる」に対応する根拠である。能力単位と火災への適応性は別の要件である。
 - ウ：この説明は別の記述「適応火災表示は家庭用だけにあり、業務用には存在しない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。業務用消火器にも適応火災表示がある。
 - エ：この説明は別の記述「同じ消火器でも、消火薬剤や放射方式等により適応する火災区分が異なるため、表示を確認して選定する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防庁は業務用消火器に適応火災表示があることを示しており、設置場所の火災危険に合うものを選ぶ必要がある。
- 総合解説：能力単位と火災への適応性は別の要件である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。 学習ポイント：能力単位と適応火災表示を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0131 第6類法令 適応・配置 > 適応する消火器具 | 難易度：応用

「電気火災用表示だけがあれば、天ぷら油火災にも必ず最適である」という記述について、適応する消火器具の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「油火災に対する消火器具選定の安全性を理解する。」を確認する。

ア．高温の油に水を注ぐと突沸して油が飛散する危険がある。適応性の確認された強化液系等の消火器具を選ぶことが重要である。この考え方を適用すると、設問の記述は「水を注ぐのは危険であり、天ぷら油火災に有効性が確認された適切な消火器具を用いる」と同じ論点として扱うことになる。

イ．高温油への注水は突沸・飛散の危険がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「水を大量に注げば最も安全に消火できる」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．電気火災への適応と油火災への適応は別である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．油火災への適応性を確認する必要がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「油火災では消火器の適応表示を確認する必要はない」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「水を注ぐのは危険であり、天ぷら油火災に有効性が確認された適切な消火器具を用いる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。高温の油に水を注ぐと突沸して油が飛散する危険がある。適応性の確認された強化液系等の消火器具を選ぶことが重要である。

イ：この説明は別の記述「水を大量に注げば最も安全に消火できる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。高温油への注水は突沸・飛散の危険がある。

ウ：設問対象「電気火災用表示だけがあれば、天ぷら油火災にも必ず最適である」に対応する根拠である。電気火災への適応と油火災への適応は別である。

エ：この説明は別の記述「油火災では消火器の適応表示を確認する必要はない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。油火災への適応性を確認する必要がある。

総合解説：電気火災への適応と油火災への適応は別である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：油火災に対する消火器具選定の安全性を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0132 第6類法令 適応・配置 > 適応する消火器具 | 難易度：応用

担当者が資料中の「必要能力単位を満たすだけでなく、対象物の火災に適応する消火器具でなければならない」を確認した。能力単位と適応性を統合して判断できる。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「能力単位と適応性を統合して判断できる。」を確認する。

ア．能力と適応性は別々に満たす必要がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「能力単位が大きければ、対象物への適応性は不要である」と同じ論点として扱うことになる。

イ．適応性だけで能力単位要件を免れるわけではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「適応性があれば、必要能力単位は0でもよい」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．能力単位は消火能力の量的指標、適応性は対象物との適合を示す別概念である。この考え方を適用すると、設問の記述は「能力単位と適応性は同じ意味の用語である」と同じ論点として扱うことになる。

エ．令第10条第2項と規則第6条は、消火器具の数量・能力だけでなく対象物への適応性も要求している。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「能力単位が大きければ、対象物への適応性は不要である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。能力と適応性は別々に満たす必要がある。

イ：この説明は別の記述「適応性があれば、必要能力単位は0でもよい」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。適応性だけで能力単位要件を免れるわけではない。

ウ：この説明は別の記述「能力単位と適応性は同じ意味の用語である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。能力単位は消火能力の量的指標、適応性は対象物との適合を示す別概念である。

エ：設問対象「必要能力単位を満たすだけでなく、対象物の火災に適応する消火器具でなければならない」に対応する根拠である。令第10条第2項と規則第6条は、消火器具の数量・能力だけでなく対象物への適応性も要求している。

総合解説：令第10条第2項と規則第6条は、消火器具の数量・能力だけでなく対象物への適応性も要求している。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：能力単位と適応性を統合して判断できる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0133 第6類法令 適応・配置 > 歩行距離・配置 | 難易度：基礎

歩行距離・配置の確認で「50m以下」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「一般消火器具の歩行距離20mを理解する。」を確認する。

ア．一般の消火器具の歩行距離基準ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．一般の消火器具の法定基本値は20mである。この考え方を適用すると、設問の記述は「10m以下」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．30mは大型消火器の一定の設置基準で現れる。この考え方を適用すると、設問の記述は「30m以下」と同じ論点として扱うことになる。

エ．規則第6条第6項は、対象となる各部分から一の消火器具に至る歩行距離を20m以下とする。この考え方を適用すると、設問の記述は「20m以下」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「50m以下」に対応する根拠である。一般の消火器具の歩行距離基準ではない。

イ：この説明は別の記述「10m以下」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。一般の消火器具の法定基本値は20mである。

ウ：この説明は別の記述「30m以下」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。30mは大型消火器の一定の設置基準で現れる。

エ：この説明は別の記述「20m以下」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則第6条第6項は、対象となる各部分から一の消火器具に至る歩行距離を20m以下とする。

総合解説：一般の消火器具の歩行距離基準ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：一般消火器具の歩行距離20mを理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0134 第6類法令 適応・配置 > 歩行距離・配置 | 難易度：基礎

次の対象記述「建物の外周長だけで判定する」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「歩行距離と直線距離を区別する。」を確認する。

ア．歩行できない経路を含む直線距離ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「壁を貫通した最短直線距離だけで判定する」と同じ論点として扱うことになる。

イ．各部分から消火器具への歩行距離を確認する。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．高さだけでは歩行距離を評価できない。この考え方を適用すると、設問の記述は「階高だけで判定する」と同じ論点として扱うことになる。

エ．法令上の基準は「歩行距離」であり、単純な直線距離ではなく実際の移動経路に沿って判断する。この考え方を適用すると、設問の記述は「壁や通路など実際に歩いて到達する経路の距離で判定する」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「壁を貫通した最短直線距離だけで判定する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。歩行できない経路を含む直線距離ではない。

イ：設問対象「建物の外周長だけで判定する」に対応する根拠である。各部分から消火器具への歩行距離を確認する。

ウ：この説明は別の記述「階高だけで判定する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。高さだけでは歩行距離を評価できない。

エ：この説明は別の記述「壁や通路など実際に歩いて到達する経路の距離で判定する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法令上の基準は「歩行距離」であり、単純な直線距離ではなく実際の移動経路に沿って判断する。

総合解説：各部分から消火器具への歩行距離を確認する。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：歩行距離と直線距離を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0135 第6類法令 適応・配置 > 歩行距離・配置 | 難易度：基礎

「地下1階に全数を集中すれば地上階も満たす」を1-5 第6類法令 適応・配置の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「階ごとの配置原則を理解する。」を確認する。

ア．規則は階ごとに配置し、各部分からの歩行距離を満たすよう求めている。この考え方を適用すると、設問の記述は「防火対象物の階ごとに、各部分から一の消火器具までの歩行距離が20m以下となるようにする」と同じ論点として扱うことになる。

イ．階ごとの配置が原則である。この考え方を適用すると、設問の記述は「建物全体で1個あれば、階が違っててもよい」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．階ごとの配置要件に反する。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．各階の各部分からの歩行距離を満たさない。この考え方を適用すると、設問の記述は「屋上にまとめて置けば各階の要件を満たす」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「防火対象物の階ごとに、各部分から一の消火器具までの歩行距離が20m以下となるようにする」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則は階ごとに配置し、各部分からの歩行距離を満たすよう求めている。

イ：この説明は別の記述「建物全体で1個あれば、階が違っててもよい」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。階ごとの配置が原則である。

ウ：設問対象「地下1階に全数を集中すれば地上階も満たす」に対応する根拠である。階ごとの配置要件に反する。

エ：この説明は別の記述「屋上にまとめて置けば各階の要件を満たす」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。各階の各部分からの歩行距離を満たさない。

総合解説：階ごとの配置要件に反する。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：階ごとの配置原則を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0136 第6類法令 適応・配置 > 歩行距離・配置 | 難易度：標準

「配置を見直し、20m以下となるようにする必要がある」という記述について、歩行距離・配置の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「歩行距離超過を事例で判定できる。」を確認する。

ア．22mは20mを超えている。この考え方を適用すると、設問の記述は「22mは20m以下に含まれるので適合する」と同じ論点として扱うことになる。

イ．能力単位と歩行距離は別要件である。この考え方を適用すると、設問の記述は「能力単位が大きければ歩行距離は無視できる」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．判定基準は歩行距離である。この考え方を適用すると、設問の記述は「直線距離が20mなら、歩行距離22mでも必ず適合する」と同じ論点として扱うことになる。

エ．22mは規則第6条第6項の20m以下という基準を超える。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「22mは20m以下に含まれるので適合する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。22mは20mを超えている。

イ：この説明は別の記述「能力単位が大きければ歩行距離は無視できる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。能力単位と歩行距離は別要件である。

ウ：この説明は別の記述「直線距離が20mなら、歩行距離22mでも必ず適合する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。判定基準は歩行距離である。

エ：設問対象「配置を見直し、20m以下となるようにする必要がある」に対応する根拠である。22mは規則第6条第6項の20m以下という基準を超える。

総合解説：22mは規則第6条第6項の20m以下という基準を超える。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：歩行距離超過を事例で判定できる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0137 第6類法令 適応・配置 > 歩行距離・配置 | 難易度：標準

担当者が資料中の「100m以下」を確認した。大型消火器の30m基準を理解する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「大型消火器の30m基準を理解する。」を確認する。

- ア．当該基準を大きく超える。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
- イ．大型消火器の当該基準ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「10m以下」と同じ論点として扱うことになる。
- ウ．一般消火器具の20m基準とは別に大型消火器の30m基準がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「20m以下だけが唯一の基準である」と同じ論点として扱うことになる。
- エ．規則第7条第1項は、500倍以上の指定可燃物について、大型消火器を階ごとに30m以下となるよう配置する。この考え方を適用すると、設問の記述は「当該場所の各部分から一の大型消火器まで30m以下」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

- ア：設問対象「100m以下」に対応する根拠である。当該基準を大きく超える。
- イ：この説明は別の記述「10m以下」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。大型消火器の当該基準ではない。
- ウ：この説明は別の記述「20m以下だけが唯一の基準である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。一般消火器具の20m基準とは別に大型消火器の30m基準がある。
- エ：この説明は別の記述「当該場所の各部分から一の大型消火器まで30m以下」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則第7条第1項は、500倍以上の指定可燃物について、大型消火器を階ごとに30m以下となるよう配置する。
- 総合解説：当該基準を大きく超える。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：大型消火器の30m基準を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0138 第6類法令 適応・配置 > 歩行距離・配置 | 難易度：標準

歩行距離・配置の確認で「消火器の色が赤ければ距離超過を補える」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「能力単位と配置距離を同時に満たす必要を理解する。」を確認する。

- ア．歩行距離は独立した配置要件である。この考え方を適用すると、設問の記述は「総能力が十分なら歩行距離は無関係である」と同じ論点として扱うことになる。
- イ．色は歩行距離要件の代替にならない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
- ウ．標識数で歩行距離基準を代替できない。この考え方を適用すると、設問の記述は「標識を2枚設ければ距離超過を補える」と同じ論点として扱うことになる。
- エ．必要総能力を確保していても、各部分からの到達性を確保する20m基準を別に満たす必要がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「能力単位と歩行距離は別要件なので、配置基準には適合しない」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

- ア：この説明は別の記述「総能力が十分なら歩行距離は無関係である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。歩行距離は独立した配置要件である。
- イ：設問対象「消火器の色が赤ければ距離超過を補える」に対応する根拠である。色は歩行距離要件の代替にならない。
- ウ：この説明は別の記述「標識を2枚設ければ距離超過を補える」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。標識数で歩行距離基準を代替できない。
- エ：この説明は別の記述「能力単位と歩行距離は別要件なので、配置基準には適合しない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。必要総能力を確保していても、各部分からの到達性を確保する20m基準を別に満たす必要がある。
- 総合解説：色は歩行距離要件の代替にならない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：能力単位と配置距離を同時に満たす必要を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0139 第6類法令 適応・配置 > 歩行距離・配置 | 難易度：標準

次の対象記述「火気設備からの直線距離だけを測ればよい」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「小規模特定飲食店等の配置特則を理解する。」を確認する。

ア．小規模特定飲食店等には専用の配置区分があり、火気設備等がある階を中心に階ごとの20m基準を適用する。この考え方を適用すると、設問の記述は「原則として、火を使用する設備・器具が設けられている階ごとに、各部分から消火器具まで20m以下となるよう配置する」と同じ論点として扱うことになる。

イ．同号は階ごとの配置を求める。この考え方を適用すると、設問の記述は「建物のどこか1か所に置けば階を問わない」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．各部分からの歩行距離で判定する。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．基本は20m以下である。この考え方を適用すると、設問の記述は「歩行距離は50mまで認められる」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「原則として、火を使用する設備・器具が設けられている階ごとに、各部分から消火器具まで20m以下となるよう配置する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。小規模特定飲食店等には専用の配置区分があり、火気設備等がある階を中心に階ごとの20m基準を適用する。

イ：この説明は別の記述「建物のどこか1か所に置けば階を問わない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。同号は階ごとの配置を求める。

ウ：設問対象「火気設備からの直線距離だけを測ればよい」に対応する根拠である。各部分からの歩行距離で判定する。

エ：この説明は別の記述「歩行距離は50mまで認められる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。基本は20m以下である。

総合解説：各部分からの歩行距離で判定する。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：小規模特定飲食店等の配置特則を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0140 第6類法令 適応・配置 > 歩行距離・配置 | 難易度：標準

「階ごとに、危険物または指定可燃物を貯蔵・取扱う場所の各部分から一の消火器具まで20m以下とする」を1-5 第6類法令 適応・配置の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「危険物等への付加消火器具の配置範囲を理解する。」を確認する。

ア．対象は貯蔵・取扱場所の各部分である。この考え方を適用すると、設問の記述は「建物玄関から20m以下であればよい」と同じ論点として扱うことになる。

イ．敷地境界を基準とする規定ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「敷地境界から20m以下であればよい」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．法令上の配置基準は歩行距離である。この考え方を適用すると、設問の記述は「歩行距離ではなく消火器の放射距離だけで決める」と同じ論点として扱うことになる。

エ．規則第6条第6項第3号は、第3項の付加消火器具について貯蔵・取扱場所の各部分から20m以下となるよう求める。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「建物玄関から20m以下であればよい」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。対象は貯蔵・取扱場所の各部分である。

イ：この説明は別の記述「敷地境界から20m以下であればよい」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。敷地境界を基準とする規定ではない。

ウ：この説明は別の記述「歩行距離ではなく消火器の放射距離だけで決める」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法令上の配置基準は歩行距離である。

エ：設問対象「階ごとに、危険物または指定可燃物を貯蔵・取扱う場所の各部分から一の消火器具まで20m以下とする」に対応する根拠である。規則第6条第6項第3号は、第3項の付加消火器具について貯蔵・取扱場所の各部分から20m以下となるよう求める。

総合解説：規則第6条第6項第3号は、第3項の付加消火器具について貯蔵・取扱場所の各部分から20m以下となるよう求める。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：危険物等への付加消火器具の配置範囲を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0141 第6類法令 適応・配置 > 歩行距離・配置 | 難易度：応用

「消火器の能力単位が2以上なら場所は自由である」という記述について、歩行距離・配置の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「電気設備付加消火器の配置要件を理解する。」を確認する。

ア．能力単位で配置距離要件は消えない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．20m以下の歩行距離が必要である。この考え方を適用すると、設問の記述は「電気設備から100m以内ならよい」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．電気設備のある場所の各部分からの距離を確認する。この考え方を適用すると、設問の記述は「建物全体の延べ面積だけで位置を決め、電気設備の場所は考慮しない」と同じ論点として扱うことになる。

エ．規則第6条第6項第4号は、電気設備付加消火器について電気設備のある場所の各部分から20m以下となる配置を求める。この考え方を適用すると、設問の記述は「階ごとに、電気設備のある場所の各部分から一の消火器まで20m以下となるよう配置する」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「消火器の能力単位が2以上なら場所は自由である」に対応する根拠である。能力単位で配置距離要件は消えない。

イ：この説明は別の記述「電気設備から100m以内ならよい」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。20m以下の歩行距離が必要である。

ウ：この説明は別の記述「建物全体の延べ面積だけで位置を決め、電気設備の場所は考慮しない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。電気設備のある場所の各部分からの距離を確認する。

エ：この説明は別の記述「階ごとに、電気設備のある場所の各部分から一の消火器まで20m以下となるよう配置する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則第6条第6項第4号は、電気設備付加消火器について電気設備のある場所の各部分から20m以下となる配置を求める。

総合解説：能力単位で配置距離要件は消えない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：電気設備付加消火器の配置要件を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0142 第6類法令 適応・配置 > 歩行距離・配置 | 難易度：応用

担当者が資料中の「階の中央に1個置けば面積・形状にかかわらず必ず適合する」を確認した。複数消火器の配置を実務的に判定する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「複数消火器の配置を実務的に判定する。」を確認する。

ア．法令は対象部分から消火器具までの歩行距離を基準とする。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器同士の直線距離だけを測ればよい」と同じ論点として扱うことになる。

イ．各部分から20m以下かを実際に確認する必要がある。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．重量は歩行距離要件の代替ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「消火器の総重量が一定以上なら配置確認は不要である」と同じ論点として扱うことになる。

エ．重要なのは個数だけでなく、各部分から実際に到達できる最寄りの適応消火器具までの距離である。この考え方を適用すると、設問の記述は「その階の各対象部分について、いずれか一の適応する消火器具までの歩行距離が基準以下かを確認する」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「消火器同士の直線距離だけを測ればよい」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法令は対象部分から消火器具までの歩行距離を基準とする。

イ：設問対象「階の中央に1個置けば面積・形状にかかわらず必ず適合する」に対応する根拠である。各部分から20m以下かを実際に確認する必要がある。

ウ：この説明は別の記述「消火器の総重量が一定以上なら配置確認は不要である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。重量は歩行距離要件の代替ではない。

エ：この説明は別の記述「その階の各対象部分について、いずれか一の適応する消火器具までの歩行距離が基準以下かを確認する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。重要なのは個数だけでなく、各部分から実際に到達できる最寄りの適応消火器具までの距離である。

総合解説：各部分から20m以下かを実際に確認する必要がある。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：複数消火器の配置を実務的に判定する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0143 第6類法令 適応・配置 > 設置場所・標識・例外 | 難易度：基礎

設置場所・標識・例外の確認で「使用者が到達できない高所に設置する」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「消火器具の基本的な設置場所要件を理解する。」を確認する。

ア．消火器具は緊急時に使用できるよう、通行・避難を妨げず容易に持ち出せる位置に設ける必要がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「通行または避難に支障がなく、使用に際して容易に持ち出せる箇所」と同じ論点として扱うことになる。

イ．容易に持ち出せるという要件に反する。この考え方を適用すると、設問の記述は「通常は施錠した倉庫の奥に置き、鍵の所在を表示しない」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．容易に持ち出せる位置という要件に反する。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．通行・避難に支障を生じさせてはならない。この考え方を適用すると、設問の記述は「避難口の前を塞ぐ位置に固定する」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「通行または避難に支障がなく、使用に際して容易に持ち出せる箇所」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消火器具は緊急時に使用できるよう、通行・避難を妨げず容易に持ち出せる位置に設ける必要がある。

イ：この説明は別の記述「通常は施錠した倉庫の奥に置き、鍵の所在を表示しない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。容易に持ち出せるという要件に反する。

ウ：設問対象「使用者が到達できない高所に設置する」に対応する根拠である。容易に持ち出せる位置という要件に反する。

エ：この説明は別の記述「避難口の前を塞ぐ位置に固定する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。通行・避難に支障を生じさせてはならない。

総合解説：容易に持ち出せる位置という要件に反する。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：消火器具の基本的な設置場所要件を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0144 第6類法令 適応・配置 > 設置場所・標識・例外 | 難易度：基礎

次の対象記述「床面からの高さ1.5m以下の箇所」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「消火器具の設置高さを理解する。」を確認する。

ア．法定基準と逆である。この考え方を適用すると、設問の記述は「床面から必ず2m以上」と同じ論点として扱うことになる。

イ．天井からの距離を基準とする規定ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「天井面から50cm以内」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．1.5m以下という基準がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「高さ制限は一切ない」と同じ論点として扱うことになる。

エ．規則第9条第1号は、消火器具を床面からの高さ1.5m以下の箇所に設けると定める。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「床面から必ず2m以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法定基準と逆である。

イ：この説明は別の記述「天井面から50cm以内」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。天井からの距離を基準とする規定ではない。

ウ：この説明は別の記述「高さ制限は一切ない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。1.5m以下という基準がある。

エ：設問対象「床面からの高さ1.5m以下の箇所」に対応する根拠である。規則第9条第1号は、消火器具を床面からの高さ1.5m以下の箇所に設けると定める。

総合解説：規則第9条第1号は、消火器具を床面からの高さ1.5m以下の箇所に設けると定める。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：消火器具の設置高さを理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0145 第6類法令 適応・配置 > 設置場所・標識・例外 | 難易度：標準

「消火薬剤の状態は設置場所の判断と無関係である」を1-5 第6類法令 適応・配置の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「温度・環境条件と保護措置の例外を理解する。」を確認する。

ア．凍結・変質・噴出のおそれは法定の設置場所要件である。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

イ．原則は凍結等のおそれが少ない場所である。この考え方を適用すると、設問の記述は「凍結のおそれが高いほど保護措置なしで設置すべきである」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．有効な保護措置がある場合の例外がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「保護措置を講じても絶対に設置できない」と同じ論点として扱うことになる。

エ．規則第9条第2号は、凍結等のおそれが少ない場所を原則としつつ、有効な保護措置がある場合の例外を認める。この考え方を適用すると、設問の記述は「原則避けるが、保護のための有効な措置を講じたときは設置できる」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「消火薬剤の状態は設置場所の判断と無関係である」に対応する根拠である。凍結・変質・噴出のおそれは法定の設置場所要件である。

イ：この説明は別の記述「凍結のおそれが高いほど保護措置なしで設置すべきである」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。原則は凍結等のおそれが少ない場所である。

ウ：この説明は別の記述「保護措置を講じても絶対に設置できない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。有効な保護措置がある場合の例外がある。

エ：この説明は別の記述「原則避けるが、保護のための有効な措置を講じたときは設置できる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則第9条第2号は、凍結等のおそれが少ない場所を原則としつつ、有効な保護措置がある場合の例外を認める。

総合解説：凍結・変質・噴出のおそれは法定の設置場所要件である。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：温度・環境条件と保護措置の例外を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0146 第6類法令 適応・配置 > 設置場所・標識・例外 | 難易度：標準

「粉末消火器は転倒防止措置が絶対に義務となる例外なしの機種である」という記述について、設置場所・標識・例外の知識に照らして最も適切な評価根拠はどれか。この場面では「転倒防止措置の原則と例外を理解する。」を確認する。

ア．法令は一律に溶接固定を要求していない。この考え方を適用すると、設問の記述は「すべての消火器について床に溶接固定しなければならない」と同じ論点として扱うことになる。

イ．転倒により消火剤漏出のおそれがないものは例外となる。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

ウ．規則第9条に転倒防止の規定がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「地震対策は消防法令では一切考慮されない」と同じ論点として扱うことになる。

エ．規則第9条は転倒防止措置を求める一方、粉末消火器など転倒しても消火剤が漏出するおそれのないものには例外を設けている。この考え方を適用すると、設問の記述は「地震等による転倒で消火剤が漏出するおそれがある消火器には適当な転倒防止措置が必要である」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「すべての消火器について床に溶接固定しなければならない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法令は一律に溶接固定を要求していない。

イ：設問対象「粉末消火器は転倒防止措置が絶対に義務となる例外なしの機種である」に対応する根拠である。転倒により消火剤漏出のおそれがないものは例外となる。

ウ：この説明は別の記述「地震対策は消防法令では一切考慮されない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則第9条に転倒防止の規定がある。

エ：この説明は別の記述「地震等による転倒で消火剤が漏出するおそれがある消火器には適当な転倒防止措置が必要である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則第9条は転倒防止措置を求める一方、粉末消火器など転倒しても消火剤が漏出するおそれのないものには例外を設けている。

総合解説：転倒により消火剤漏出のおそれがないものは例外となる。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：転倒防止措置の原則と例外を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0147 第6類法令 適応・配置 > 設置場所・標識・例外 | 難易度：標準

担当者が資料中の「標識は消火器本体が赤色なら一切不要である」を確認した。消火器標識の表示内容と位置を理解する。という観点から、この記述を評価する根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「消火器標識の表示内容と位置を理解する。」を確認する。

ア．規則第9条第4号は、消火器の設置箇所に「消火器」と表示した標識を見やすい位置に設けることを求める。この考え方を適用すると、設問の記述は「「消火器」と表示した標識を見やすい位置に設ける」と同じ論点として扱うことになる。

イ．規則は消火器について「消火器」と表示する。この考え方を適用すると、設問の記述は「標識には「消防設備」とだけ書けば必ず足りる」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．本体色だけで標識義務を当然に免除する規定ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

エ．見やすい位置に設ける必要がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「標識は見えない収納庫の内部だけに貼ればよい」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ウ

ア：この説明は別の記述「「消火器」と表示した標識を見やすい位置に設ける」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則第9条第4号は、消火器の設置箇所に「消火器」と表示した標識を見やすい位置に設けることを求める。

イ：この説明は別の記述「標識には「消防設備」とだけ書けば必ず足りる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則は消火器について「消火器」と表示する。

ウ：設問対象「標識は消火器本体が赤色なら一切不要である」に対応する根拠である。本体色だけで標識義務を当然に免除する規定ではない。

エ：この説明は別の記述「標識は見えない収納庫の内部だけに貼ればよい」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。見やすい位置に設ける必要がある。

総合解説：本体色だけで標識義務を当然に免除する規定ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：消火器標識の表示内容と位置を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0148 第6類法令 適応・配置 > 設置場所・標識・例外 | 難易度：標準

設置場所・標識・例外の確認で「地下街等や、総務省令で定める換気条件の悪い小規模な地階・無窓階・居室には設置制限がある」という記述が示された。この記述の位置付けを正しく説明しているものはどれか。この場面では「二酸化炭素等の設置場所制限を理解する。」を確認する。

ア．法令上、地下街等や一定の換気不良空間に設置制限がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「二酸化炭素消火器はどのような閉鎖空間にも無条件で設置できる」と同じ論点として扱うことになる。

イ．全面禁止ではなく、場所等に応じた設置制限である。この考え方を適用すると、設問の記述は「二酸化炭素消火器は屋外を含め全国で使用禁止である」と同じ論点として扱うことになる。

ウ．能力単位の大小を条件とした規定ではない。この考え方を適用すると、設問の記述は「設置制限は能力単位が小さい場合だけに適用される」と同じ論点として扱うことになる。

エ．二酸化炭素等は人体への影響を考慮し、地下街等や一定の換気不良空間への設置が制限される。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。

答え・解説 正答：エ

ア：この説明は別の記述「二酸化炭素消火器はどのような閉鎖空間にも無条件で設置できる」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法令上、地下街等や一定の換気不良空間に設置制限がある。

イ：この説明は別の記述「二酸化炭素消火器は屋外を含め全国で使用禁止である」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。全面禁止ではなく、場所等に応じた設置制限である。

ウ：この説明は別の記述「設置制限は能力単位が小さい場合だけに適用される」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。能力単位の大小を条件とした規定ではない。

エ：設問対象「地下街等や、総務省令で定める換気条件の悪い小規模な地階・無窓階・居室には設置制限がある」に対応する根拠である。二酸化炭素等は人体への影響を考慮し、地下街等や一定の換気不良空間への設置が制限される。

総合解説：二酸化炭素等は人体への影響を考慮し、地下街等や一定の換気不良空間への設置が制限される。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：二酸化炭素等の設置場所制限を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0149 第6類法令 適応・配置 > 設置場所・標識・例外 | 難易度：応用

次の対象記述「有効開口部の割合だけで決まり、床面積は一切関係しない」について、誤りなら誤りの理由、正しいならその根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「二酸化炭素等の設置制限空間の数値条件を理解する。」を確認する。

- ア．床面積20㎡以下という条件もある。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
- イ．法定条件と大きく異なる。この考え方を適用すると、設問の記述は「有効開口部が床面積の2分の1以上で、床面積500㎡以上」と同じ論点として扱うことになる。
- ウ．換気有効開口部の割合と床面積の両条件がある。この考え方を適用すると、設問の記述は「床面積だけが20㎡以下なら、換気条件を問わない」と同じ論点として扱うことになる。
- エ．規則第11条第2項は、換気有効開口部が床面積の30分の1以下かつ床面積20㎡以下の地階・無窓階・居室を定めている。この考え方を適用すると、設問の記述は「換気について有効な開口部の面積が床面積の30分の1以下で、かつ床面積が20㎡以下」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：ア

ア：設問対象「有効開口部の割合だけで決まり、床面積は一切関係しない」に対応する根拠である。床面積20㎡以下という条件もある。

イ：この説明は別の記述「有効開口部が床面積の2分の1以上で、床面積500㎡以上」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。法定条件と大きく異なる。

ウ：この説明は別の記述「床面積だけが20㎡以下なら、換気条件を問わない」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。換気有効開口部の割合と床面積の両条件がある。

エ：この説明は別の記述「換気について有効な開口部の面積が床面積の30分の1以下で、かつ床面積が20㎡以下」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。規則第11条第2項は、換気有効開口部が床面積の30分の1以下かつ床面積20㎡以下の地階・無窓階・居室を定めている。

総合解説：床面積20㎡以下という条件もある。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：二酸化炭素等の設置制限空間の数値条件を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05

0150 第6類法令 適応・配置 > 設置場所・標識・例外 | 難易度：応用

「消火器の価格だけを確認すればよい」を1-5 第6類法令 適応・配置の論点から検討する。判断根拠として最も適切なものはどれか。この場面では「設置場所・適応性・標識を総合して点検できる。」を確認する。

- ア．設置状況・標識等も点検項目である。この考え方を適用すると、設問の記述は「本体の色だけ確認すれば配置や標識は確認しなくてよい」と同じ論点として扱うことになる。
- イ．価格は法定点検基準の中心事項ではない。この説明が、設問の記述そのものを評価する根拠になる。
- ウ．通行・避難に支障がないことは独立した要件である。この考え方を適用すると、設問の記述は「設置場所が避難を妨げても、能力単位が大きければ適合とする」と同じ論点として扱うことになる。
- エ．消防庁の点検基準は、設置場所、設置間隔、適応性、表示・標識などを確認事項としている。この考え方を適用すると、設問の記述は「通行・避難に支障がなく容易に持ち出せること、設置間隔・適応性・標識等が基準に適合していることを確認する」と同じ論点として扱うことになる。

答え・解説 正答：イ

ア：この説明は別の記述「本体の色だけ確認すれば配置や標識は確認しなくてよい」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。設置状況・標識等も点検項目である。

イ：設問対象「消火器の価格だけを確認すればよい」に対応する根拠である。価格は法定点検基準の中心事項ではない。

ウ：この説明は別の記述「設置場所が避難を妨げても、能力単位が大きければ適合とする」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。通行・避難に支障がないことは独立した要件である。

エ：この説明は別の記述「通行・避難に支障がなく容易に持ち出せること、設置間隔・適応性・標識等が基準に適合していることを確認する」に対応する内容を設問対象へ当てはめており不適切である。消防庁の点検基準は、設置場所、設置間隔、適応性、表示・標識などを確認事項としている。

総合解説：価格は法定点検基準の中心事項ではない。設問では一つの記述を対象に、対応する根拠を他の論点と混同せず選び分けることが重要である。学習ポイント：設置場所・適応性・標識を総合して点検できる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-05